



損保労連 政策・提言集 2027

皆さんの仕事や
暮らしに直結する提言を
取りまとめています



60th
Thank you

損害保険労働組合連合会

「政策・提言集2027」の発行にあたって

損保労連は、結成以来、損害保険事業の社会的使命達成に向けて、働く者の立場から提言を行い、産業の健全な発展に寄与してきました。今後も損保グループ産業が健全に発展し続けるためには、その原動力である組合員の付加価値高い働き、「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」を実感できる働きの実現に向けた組合員のチャレンジを支える環境を、建設的な提言を絶えず行うことを通じて整備していく必要があります。

こうした課題認識のもと、損保労連では、職場の声を基点に各種ルールや法制度、社会保障、税制などに関する提言を「政策・提言集」として取りまとめ、関係先への働きかけなどを通じて、その実現に向けた活動のベースとしています。

「政策・提言集」に収められた提言は、すぐに実現するものばかりではありませんが、その内容に磨きをかけ、実現可能性を高めたうえで、意見発信を継続していくことが重要であり、その基点となるのは組合員の皆さんの声です。

私たちの付加価値高い働き、「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」を実感できる働きの実現に向け、ともに取り組みをすすめていきましょう。

ご要望・ご提案をお聞かせください。

提言に関するご要望・ご提案は、所属の単組または損保労連までお寄せください。

損保労連メールアドレス ▶ sompo-roren@fnui.or.jp

目次

損保労連とは..... P.4
 損保労連の取り組みの全体像..... P.6
 損保労連における政策活動の概要 P.8
 損保労連の活動を支える基本コンセプト ―創造性豊かな働き― P.10
 中期重点取組課題「Action2028」..... P.12
 損保労連政策懇談会..... P.14

総論	P.15
	1. わが国を取り巻く情勢 P.16 2. 人生100年時代を見据えた労働・雇用、社会保障 P.20 3. 損保グループ産業を取り巻く情勢と業界の取り組み P.22
第1章 損保グループ産業の健全な発展に向けて	P.25
	1. 損保グループ産業の信頼回復に向けて P.26 1 顧客本位の業務運営の徹底 2 健全な競争環境の実現 2. 品質・消費者利便のさらなる向上 P.30 1 社会・消費者からの要請的的確な把握 2 高齢者・障がい者・外国人などを含めたすべての消費者に配慮した適切な対応 3 金融経済教育の推進 4 業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化 3. 事業フィールドの整備・拡大 P.36 1 共済事業等に関する規制の見直し 2 銀行等における保険募集規制の見直し 3 生命保険における構成員契約規制の撤廃 4. 社会インフラ機能の維持・拡大 P.38 1 地震などの自然災害を補償する保険のさらなる普及と適正かつ迅速な保険金支払 2 自然災害以外の保険の適正かつ迅速な保険金支払 3 自動運転車の事故における適正かつ迅速な保険金支払に向けた環境整備 4 保険金不正請求防止対策 5 反社会的勢力との関係遮断 6 自賠責保険制度の安定運営
第2章 労働者がいきいきと働き続けられる環境の実現に向けて	P.45
	1. 労働法制の見直しや実効性の確保に向けて P.46 1 仕事と育児・介護の両立に向けた対応 2 持続的な雇用保険制度の構築に向けた対応 3 社会人教育などの充実に向けた対応 4 職場におけるハラスメントの防止強化に向けた対応 5 職場における性的指向・性自認に関する差別防止に向けた対応 6 男女間賃金差異の情報公表に関する対応 7 長時間労働の是正に向けた法制度の整備 8 副業・兼業を行う労働者保護に向けた対応 9 高齢者雇用への対応 10 過労死防止への対応 11 企画業務型裁量労働制の見直しへの対応 12 高度プロフェッショナル制度への対応 13 集团的労使関係の再構築に向けた対応 14 同一労働同一賃金の実現に向けた対応 15 賃金のデジタル払いへの対応 16 解雇無効時における金銭救済制度への対応 17 純粋持株会社やグループ企業などにおける使用者概念の明文化などの労働者保護ルールへの整備に向けた対応 2. 長時間労働につながる商慣習の見直し P.60

第3章 持続可能な社会保障制度の実現	P.65
	1. 社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤 P.66 1 マイナンバー制度の今後の展望 2 多様な人材の活躍に向けた社会保険などの見直しへの対応 2. 社会保障制度各分野における機能の強化と持続可能性の確保 P.70 1 医療保険制度 2 介護保険制度 3 子ども・子育て、教育制度 4 年金制度
第4章 税制の見直し（令和9年度税制改正要望）	P.81
	1. 働く者のより豊かな生活の実現に向けて P.82 1 地震保険料控除制度の見直し 2 生命保険料控除制度の見直し 3 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 2. 損保グループ産業の健全な発展に向けて P.84 1 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 2 地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置 3 消費税制上の課題解決 4 国際課税ルールの改定における対応 5 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化 6 受取配当等の二重課税の見直し 7 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持 8 印紙税の撤廃や課税対象の見直し
資料	P.89
	提言事項の経過・結果（抜粋）..... P.90

損保労連とは

沿革

損保労連は1967年に結成された産業別労働組合組織であり、損害保険会社と関連する損害調査会社、情報システム会社、ビジネスサポート会社、リスクコンサルティング会社、生命保険会社、持株会社、代理店会社の企業別労働組合23単組、約84,000人の組合員から構成されています(2026年4月1日時点)。

組合員が「働きたい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」を実現している働きを具体的に取りまとめた「創造性豊かな働き」を拠り所とした取り組みを通じ、社会・消費者から評価される魅力ある損保グループ産業の健全な発展をめざすとともに、損保グループ産業で働く全従業員の労働条件の維持・向上をめざしています。

損保労連の歴史

年	月	出 来 事
1946	11	損害保険従業員組合連合会（損保従連）発足
1949	11	全日本損害保険労働組合（全損保）結成
1966	6	興亜支部（現損保ジャパン労組）全損保脱退
	12	同和支部（現あいおいニッセイ同和労組）、住友支部（現三井住友労組）、安田支部（現損保ジャパン労組）、東海支部（現東京海上日動労組）全損保脱退
1967	2	損害保険労働組合連合会（損保労連）結成（6単組、約12,000人）
1970	4	産業別労使懇談会の開始
1973	11	金融商業労組懇談会の開始
1981	6	FIET（現UNIグローバルユニオン）加盟
1982	12	金融四単産情報交換会発足
1986	3	損害調査産業別労使懇談会の開始
1992	6	中期ビジョン特別委員会の設置（～1994.7）
1997	3	日本労働組合総連合会（連合）加盟
1998	3	「創造性豊かな働き」の策定 ※2002年、2005年に見直しを実施
2002	1	「政策・提言集」を策定
	11	損保労連オルグ（現ユニオン・ミーティング）開始
2006	7	女性委員会の設置（～2010.8）
	9	ビジョン委員会の設置（～2008.8）
2007	1	ユニオン・サークルの開始
2008	9	労働時間短縮プロジェクトチーム（PT）の設置（～2009.8）
2009	9	労働時間短縮統一運動推進プロジェクトチーム（PT）の設置（～2012.8）
2011	3	「東日本大震災 損保労連対策本部」の設置
2012	9	政策ビジョン委員会の設置（～2013.8）
2013	9	未来創造特別委員会の設置（～2016.8）
2015	10	日本労働組合総連合会東京都連合会（連合東京）加盟
2017	3	損保労連政策懇談会の設置
	9	中期重点取組課題「Action2022」を策定
2021	3	東日本大震災から10年・特別企画の開催
	4	「長時間労働につながる商慣習の見直し」シンポジウムの開催
2022	9	中期重点取組課題「Action2025」を策定
2025	9	中期重点取組課題「Action2028」を策定

綱領

- われわれは、日本における損害保険およびこれに関連する事業に従事する労働者で組織する自由にして民主的な労働組合が、相互の信頼と友好を基盤として産業別に結集したものである。
- われわれは、全組合員の強い団結と一致した行動によって労働条件の維持向上と福祉の増進をはかる。
- われわれは、労使対等の原則のもとと経済闘争を中心に闘い組合員の具体的な利益をかちとっていく。
- われわれは、組合の主体性を堅持し、外部からの支配、介入を一切排除するとともに組合民主主義をつらぬく。
- われわれは、労働者のより豊かな生活の実現をめざし、権利を守り高めるため、われわれの労働条件と不可分な社会保障、税制、物価、労働法規などの諸課題について積極的に取り組む。
- われわれは、損害保険事業の社会的・公共的使命達成のため労働組合の立場から建設的な提言を行うとともに、具体的対策の樹立に努力する。
- われわれは、こころざしを同じくする国内外の労働者の連携強化と労働戦線統一に努力する。
- われわれは、全人類の幸福のために世界の平和を希求し、国内はもとより国際的な連帯活動にむかって努力する。

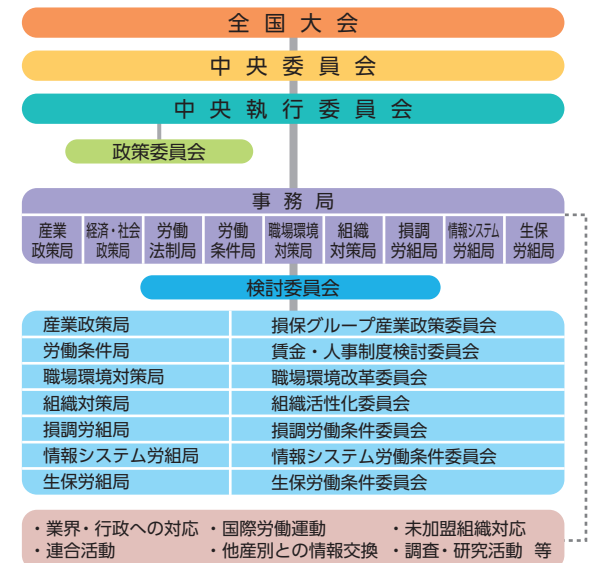
組織

損保労連の組織機関としては、産業別労働組合としての意思を決定する議決機関（全国大会、中央委員会）と、そこで決定されたことを実践する執行機関（中央執行委員会）があります。また、具体的な活動を展開する9つの専門局があります。

加盟単組名	組合員数	加盟単組名	組合員数
あいおいニッセイ同和損害保険労働組合	12,431	MS&AD事務サービス労働組合	931
AIGジャパン労働組合	5,280	MS&ADシステムズ労働組合	1,448
東京海上ダイレクト損害保険労働組合	283	SOMPOビジネスサービス労働組合	550
三井ダイレクト損害保険労働組合	491	SOMPOシステムズ労働組合	1,369
三井住友海上労働組合	16,129	三井住友海上あいおい生命労働組合	2,476
日本損害保険協会労働組合	204	SOMPOひまわり生命保険労働組合	2,040
SOMPOダイレクト損害保険労働組合	869	東京海上日動あんしん生命保険労働組合	1,955
損害保険ジャパン労働組合	19,342	東京海上ホールディングス労働組合	312
トーア再保険労働組合	224	MS&ADビジネスサポート労働組合	63
東京海上日動火災保険労働組合	15,257	東京海上日動パートナーズ九州労働組合	224
東京海上日動調査サービス労働組合	1,031	SOMPOコーポレートサービス労働組合	66
MS&ADインターリスク総研労働組合	333	合 計	83,308

（2026年4月1日現在）

【損保労連の組織】



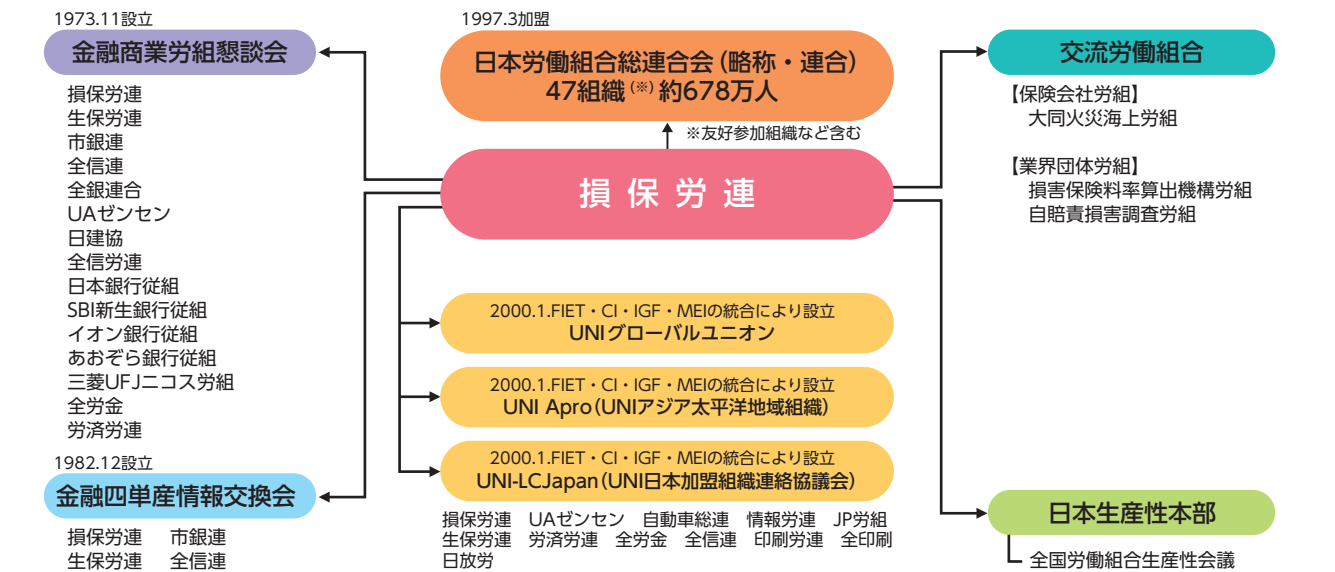
連合活動・他産別等との交流

連合は1989年に結成された日本最大のナショナル・センターであり、働く者の立場から政府、政党、経営者団体等に対して経済、雇用、社会保障への対策を中心とした提言を行うなど、社会の政策決定に対し強い影響力を持っています。

損保労連は、連合活動への参画等を通じ、連合ならびに連合構成組織等と意見交換を行うなど、産別機能の強化に努めています。

また、金融・流通関係の労働組合とは、金融商業労組懇談会、金融四単産会議等を通じて情報交換を行うとともに、損保労連の考え方に対する理解拡大などに努めています。

さらには、1981年以来、国際産別組織であるFIET（国際商業事務専門職技術労連）に加盟しており、2000年1月にFIETから移行統合されたUNIグローバルユニオン、UNI Apro、UNI-LC Japan活動への参画を通じ、グローバルな時代への対応、加盟産別としての役割発揮に努めています。



UNIグローバルユニオンとは、国際社会が高度に発達した情報化社会を迎えたことにより、経済活動のグローバル化・ボーダレス化が一層進展するなか、加盟組合・加盟組合員へのサービスの充実を図るとともに、労働者の声を高めるなど、労働組合の機能をより発揮するために、旧FIETを含む4つのGUF（国際産業別労働組合）を統合し、2000年1月に結成された国際労働組合組織です。本部をスイスのニヨンにおき、世界150ヵ国、約900組織、約2,000万人の労働者で構成されています。

損保労連の取り組みの全体像

組合員と職場で働く仲間

- 損保会社労組
- 損調会社労組
- 情報システム会社労組
- ビジネスサポート会社労組
- リスクコンサルティング会社労組
- 生保会社労組
- 持株会社労組
- 代理店会社労組

産業政策局	産業・企業の健全な発展に向けた取り組み
経済・社会政策局	社会保障・税制などの国民生活課題の解決に向けた取り組み
労働法制局	労働法制などの各種法規制の見直しに向けた取り組み
労働条件局	賃金、労働条件に関する取り組み
職場環境対策局	職場環境、福祉諸制度に関する取り組み
組織対策局	組合組織の活性化と拡大に向けた取り組み
損調労組局	損調労組の活動全般に関する取り組み
情報システム労組局	情報システム労組の活動全般に関する取り組み
生保労組局	生保労組の活動全般に関する取り組み

中期重点取組課題（2026年度～2028年度）

2027年度活動方針

Action 2028

対外的な働きかけ

政策提言、行政・業界対応、
連合との連携、
国際・グローバル対応、
UNIとの連携

単組への支援

情報提供、調査・研究、
セミナー・研修、
広報・啓発

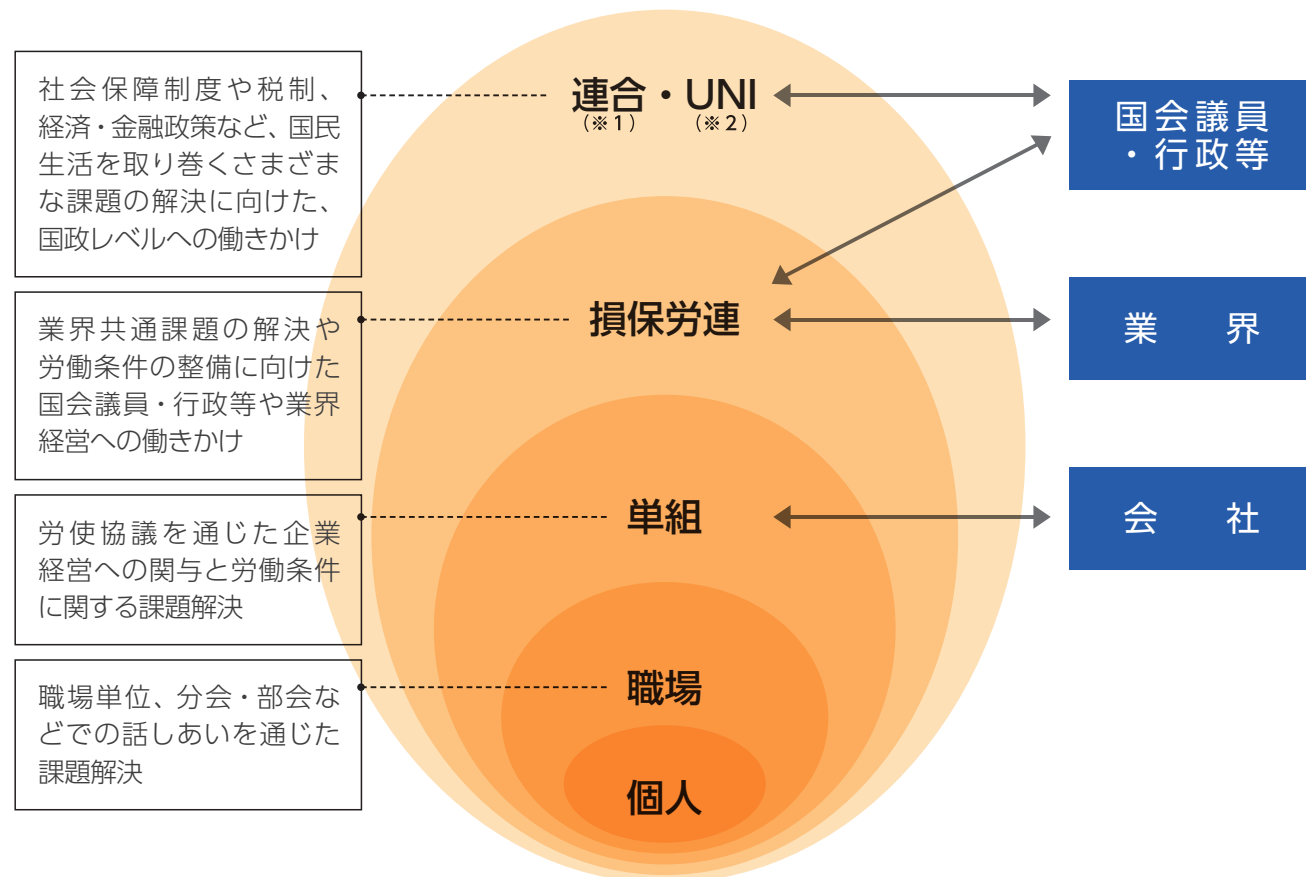
「創造性豊かな働き」
～私たちはこう働きたい、
こうありたい～

活動目的

- 損保グループ産業で働く全従業員の労働条件の維持向上
- 損保グループ産業の健全な発展

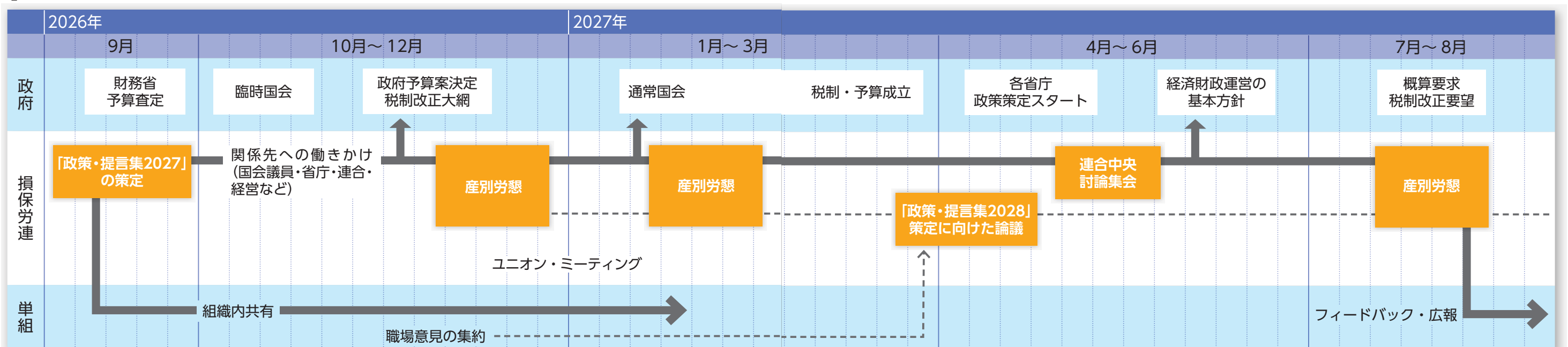
損保労連における政策活動の概要

〔課題解決に向けたイメージ〕



※1 1989年に結成された日本の労働組合のナショナル・センター。約678万人の労働者で構成される。
 ※2 2000年に結成された国際産別組織。世界150ヵ国、約2,000万人の金融・商業などの労働者で構成される。

〔第61期(2027年度)政策活動の流れ(予定)〕



職場の声の集約

単組を通じて

全国大会・中央委員会や各検討委員会における論議などを通じて職場の声を集約しています。

<主な提言項目>

- 損保グループ産業の信頼回復に向けて (P.26～29)
- 教育政策への対応 (P.77)

など



損保労連の役員が直接

ユニオン・ミーティングに損保労連の役員が訪問し参加者との意見交換などを行っています。

<主な提言項目>

- 企画業務型裁量労働制の見直しへの対応 (P.55)
- 長時間労働につながる商慣習の見直し (P.60～64)

など



損保労連の動き

国会議員・行政等に対して

各種法規制・ルールの見直しなどについて、損保労連政策懇談会や政党・省庁からのヒアリングなどを通じて意見発信しています。

<主な提言項目>

- 損保グループ産業の信頼回復に向けて (P.26～29)
- 自賠責保険制度の安定運営 (P.44)
- 税制の見直し(税制改正要望) (P.81～88)

など



連合に対して

経済・金融政策、社会保障・税、労働法制などについて、連合内の委員会などを通じて意見発信しています。

<主な提言項目>

- 子ども・子育て支援に関する財源確保に向けた対応 (P.73)
- 長時間労働につながる商慣習の見直し (P.60～64)
- 出産費用の負担軽減に向けた対応 (P.74)

など



業界に対して

業界共通課題について、労使トップによる意見交換(産業別労使懇談会)を年3回程度実施しています。

<主な提言項目>

- 損保グループ産業の信頼回復に向けて (P.26～29)
- 業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化 (P.33～35)
- 保険金不正請求防止対策 (P.42～43)
- 高齢者雇用への対応 (P.54)

など



損保労連の活動を支える基本コンセプト

1 「創造性豊かな働き」とは

「創造性豊かな働き」は、「自由化時代に損保グループ産業で働く者として、私たちはどうありたいか」という出発点に立ち、私たちが「めざし、追求する『働き』の状態」として、1998年3月に損保労連が提起したものです。

現在の取り巻く環境や今後想定される環境変化をふまえ、組合員一人ひとりの「こう働きたい、こうありたい」といった率直な思いをベースに、組合員が「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」を実現している働きを損保労連が具体的に取りまとめたものです。

「創造性豊かな働き」は、損保労連・単組にとって、取り組みの基軸を定める際の「拠り所」になり、また、組合員にとっては、「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」の実現に向けた、一人ひとりのめざす働きの「道しるべ」になります。

2 なぜ「創造性豊かな働き」を定めているのか

労働組合がめざしているもの（目的）は、「一人ひとりの『働きがい』『ゆとり・豊かさ』『自負・誇り』の実現」「魅力ある産業・企業の構築」であり、損保労連・単組は、それを実現するための手段として、さまざまな関係者に対する働きかけや、組合員へのサポートを行っています。

「創造性豊かな働き」を定めることで、損保労連・単組としての取り組みの基軸をしっかりと定め、具体的なテーマや手段を決定し取り組むことによって、より力強くすすんでいけるものと考えています。

また、産業や働き方に大きく影響する環境変化などにより、働く者の価値観が一層多様化するなか、組合員一人ひとりが自ら志向する働き方を考えるうえでの「道しるべ」が必要であるとも考えています。

労働組合がめざしているもの（目的）

- ① 一人ひとりの「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」の実現
- ② 魅力ある産業・企業の構築
(≡労働諸条件の維持・向上、産業・企業の健全な発展)

損保労連・単組

「創造性豊かな働き」を「拠り所」として、取り組みの基軸を定め、テーマや手段を決定し、行動！

組合員

「創造性豊かな働き」を「道しるべ」として、一人ひとりの「めざす働き」に向けて、主体的に、行動！

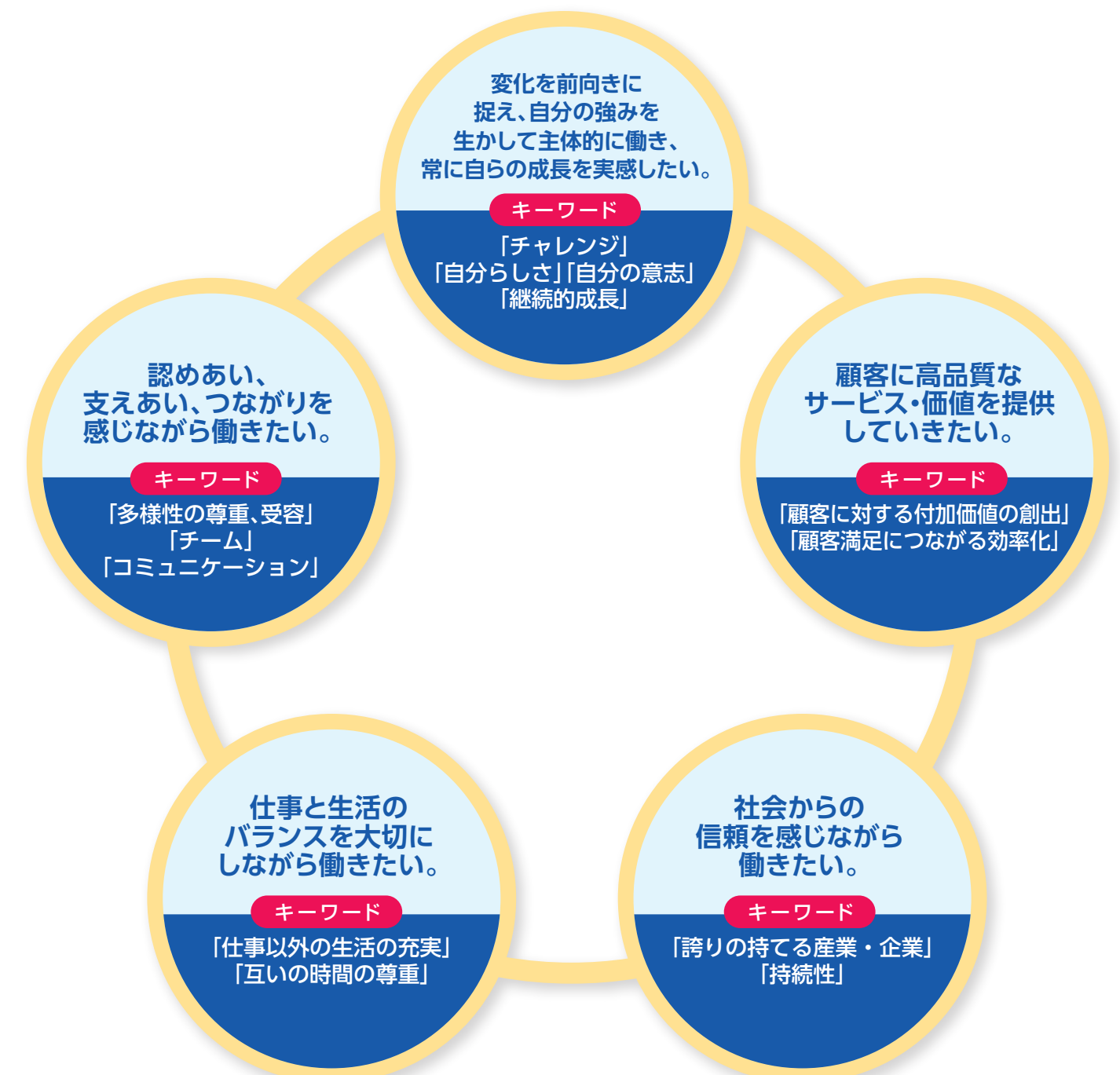
「創造性豊かな働き」～私たちはこう働きたい・こうありたい～

組合員の声、取り巻く環境、目的との適合性などをふまえ、組合員が『働きがい』『ゆとり・豊かさ』『自負・誇り』を実現している働きを具体的に取りまとめたもの。
(環境や組合員の意識の変化に応じて見直し)



ー創造性豊かな働きー

「創造性豊かな働き」 ～私たちはこう働きたい、こうありたい～



中期重点取組課題「Action2028」

活動 目的

- 損保グループ産業で働く
- 損保グループ産業の健全

全従業員の労働条件の維持向上
な発展

組合員一人ひとりの “創造性豊かな働き”

Action 2028

○私たちは、「多様性の受容^(※1)」の推進をあらゆる活動のベースとしながら、4つの中「損保グループ産業の健全な発展」「損保グループ産業で働く全従業員の労働条件の維持向上」を果たしていきます。
※1 職場のメンバーが互いの価値観や考え方などを理解しあい、自らの能力を発揮できる働きやすい

中期重点取組課題に取り組むことで、一人ひとりの「創造性豊かな働き」につなげ、環境をつくることで、多様な人材の活躍を組織力の最大化につなげ、新たな価値を創造していくこと

「働きの価値」の向上

- 賃金と物価の好循環に向けた機運が高まるなか、労働組合に求められる役割を確実に果たすためには、組合員一人ひとりの働きの付加価値向上を通じて、そうした働きに報いる処遇の確保により一層取り組んでいく必要があります。また、働き方の多様化などの環境変化を的確に捉えたうえで、誰もが仕事と生活を両立できる産業を構築する必要があります。
- そのため、「働きの価値^(※2)」を向上できるよう「めざす働き方」の実現に向けた行動変革を推進するとともに、産業全体の春闘を力強く牽引していきます。また、「長時間労働につながる商慣習の見直し」をはじめとした長時間労働の是正や柔軟な働き方の実践に取り組めます。

※2 経済的価値、社会的価値、精神的価値

技術革新への対応

- 生成AIの実装などテクノロジーの加速度的な進展により、人が担う仕事に変化しているなか、組合員一人ひとりが、環境変化に的確に対応したうえで「人」ならではの能力を発揮しながら働き続けることができる産業を構築する必要があります。
- そのため、技術革新が産業・雇用に与える影響を注視するとともに、自らを磨き続けるための主体的な学びの促進や、リスキリングをはじめとした「人への投資」が一層すすむよう、必要な対策を講じていきます。

政策実現力の向上

- 「損保グループ産業の健全な発展」「労働者のより豊かな生活の実現」を図るためには、個別労使間では解決が困難なルールや法制度の見直しに対し、働く者の立場から意見を反映させることが重要です。
- そのため、政策の実現に向けて組織内議論および関係先^(※3)との連携を強化していきます。特に一連の諸問題を受けて、損保グループ産業全体で社会・消費者からの信頼回復を最優先に取り組み必要があることから、業界の構造的課題の解消をはじめとした信頼回復に資する政策の実現に一層注力していきます。

※3 国会議員、行政、業界、連合、他の産業別労働組合、有識者、消費者団体など

組織力の強化

- 価値観の多様化や働き方の柔軟化などが一層進展するなか、労働組合がその運動を力強く展開するためには、産業で働く者がより強固に団結する必要があります。また、産業全体で信頼回復に取り組むなか、労働組合の一層の役割発揮が求められています。
- そのため、多様な組合員の組合活動への参画や産業内の未組織企業・従業員の組織化、グループ労使関係の構築を一層すすめるとともに、組合員や職場の抱える課題の把握、解消に向けた機能の強化に取り組んでいきます。

多様性 の受容

損保労連政策懇談会

損保労連では、メンバー議員との意見交換を通じて、組合員の「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」および損保グループ産業の健全な発展に資する政策・提言の策定・実現につなげることを目的に、損保労連政策懇談会を設置しており、2017年3月の第1回目以降、定期的に開催しています。

懇談会メンバー



泉 健太 衆議院議員



磯崎 哲史 参議院議員



階 猛 衆議院議員



浜口 誠 参議院議員



2026年7月8日 第10回 損保労連政策懇談会の様子

総論

1. わが国を取り巻く情勢
2. 人生100年時代を見据えた労働・雇用、社会保障
3. 損保グループ産業を取り巻く情勢と業界の取り組み

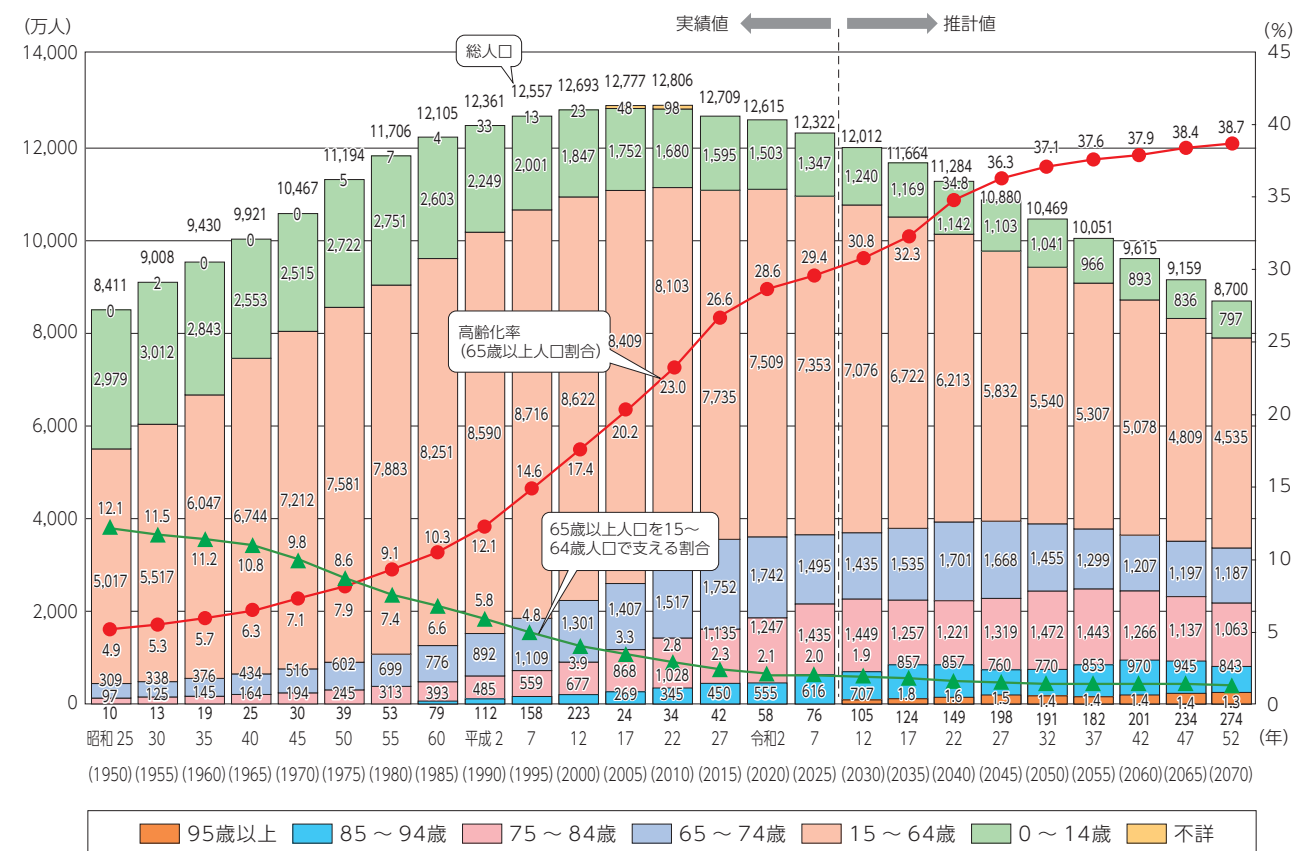
1 わが国を取り巻く情勢

1 わが国を取り巻く環境変化

わが国の総人口は2008年をピークに減少に転じ、2025年の出生数は68万人を下回り10年連続で過去最少を更新するなど、少子化に歯止めがかからない一方で、平均寿命の延伸により65歳以上の人口は急増しており、本格的な少子高齢化・人口減少時代に突入しています。2025年には、「団塊の世代(1947年～1949年生まれ、約600万人)」が75歳以上の後期高齢者となり、2040年には「団塊ジュニア世代(1971年～1974年生まれ、約800万人)」も65歳以上の高齢期を迎えます。このような要因もあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年には高齢者(65歳以上)は約3,900万人に到達することが見込まれています。他方、生産年齢人口(15～64歳)は、ピークの1995年を境に緩やかに減少しており、2040年には高齢者の割合が35.3%に達することが見込まれています。また、平均寿命は、統計開始時点から延び続け2040年にかけて現在よりも2年延びて男性は83.57歳、女性は89.63歳となる見通しとなっています。2040年時点で65歳の人は、男性の約4割が90歳まで、女性の約2割が100歳まで生きると推計されるなど、わが国は今、まさに「人生100年時代」を迎えています。

【日本の人口構成の推移】

2070年には、総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率(65歳以上人口の割合)は40%近くになると予想されています。



内閣府「令和8年版高齢社会白書」を参考に損保労連作成

こうした本格的な少子高齢化・人口減少の急速な進行にくわえ、地域経済社会の疲弊や社会保障費の増大、情報の分断など、わが国が直面する構造的課題の解決に向け、政府は、サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合により経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0」の実現を掲げ、その具体化をすすめています。Society5.0は、人間中心の「創造社会」として、誰もが場所や時間の制約を受けることなく多様な価値創造に参画できる社会と位置づけられており、「デジタル田園都市国家構想」のもと、デジタル技術の社会実装を通じた地域課題の解決や持続可能な成長の実現が図られています。こうした社会変革を支える基盤として、データ利活用やデジタルインフラの整備、規制・制度改革を一体的に推進する必要があり、その中核を担うデジタル庁においては、マイナンバーカードの普及・利活用の推進、行政手続きのオンライン化、ガバメントクラウドの整備等に取り組んでいます。さらに、生成AIをはじめとする先進技術の急速な進展と社会実装の進展により、個人の生活や行政サービス、産業構造、雇用・働き方に至るまで社会全体に大きな変化が生じており、こうした変化は今後一層加速していくことが見込まれています。

近年、全国各地において、気候変動の影響により自然災害の頻発化・激甚化にさらされていることや、南海トラフ巨大地震、首都直下型地震などの大規模地震の発生も予測されていることから、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の重要性は一層高まっています。こうしたことから、政府は、2018年に策定した「国土強靱化基本計画」を2023年に見直すとともに、気候変動への適応も含めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を取りまとめ、インフラの老朽化対策やデジタル技術を活用した防災DXの推進など中長期的な取り組みを強化しています。

くわえて、地球規模で生じている気候変動への対策として温暖化対策に世界各国が取り組むなか、日本政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする^(※)、すなわちカーボンニュートラルの実現をめざすことを2020年10月に宣言しました。こうした宣言を受け、国連気候変動枠組条約各回締約国会議において、カーボンニュートラルの達成に向け、石炭にくわえ石油や天然ガスといったすべての化石燃料を対象に脱却をすすめていくことが合意されました。並行して国内では、2023年5月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(GX推進法)が成立するなど、日本企業においても、カーボンニュートラルの実現に向けて、化石燃料から再生可能エネルギーに転換するといったGXの取り組みが加速しています。

※従業員数1,000人超の企業が対象。「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロを意味する。

2 日本経済・国際経済の現状と今後の見通し

日本経済は、アジアおよびEUにくわえ米国向けの輸出に持ち直しの動きがみられたことなどから、2025年1－3月期の実質 GDP成長率は前期比年率+1.8%(2次速報)となりました。政府は、直近の2026年6月の月例経済報告において、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある」と評価しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要があります。くわえて、金融資本市場の変動の影響なども、わが国の景気を下押しするリスクとなっています。

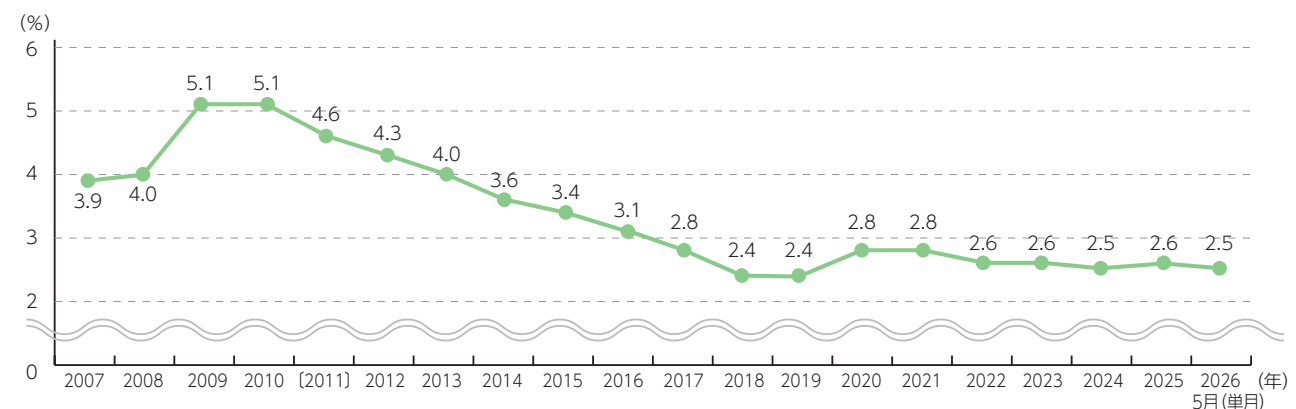
国際経済は、一部において弱さがみられるものの、緩やかな持ち直しが続いています。ただし、中東情勢をはじめ世界経済の不透明感が続いています。先行きについては、中東情勢が物価や消費等に及ぼす影響や金融資本市場の変動による影響等に留意する必要があるものの、基本的には緩やかな持ち直しが続くことが期待されます。

3 雇用情勢

雇用情勢は、人手不足感が深刻さを増すなか、女性の正規雇用を中心に、就業率の上昇が続いており、改善傾向は維持されています。

2025年度平均の就業者数は6,829万人(前年度比+36万人)、雇用者数も6,190万人(前年度比+49万人)といずれも5年連続増加しています。雇用形態別では、正規労働者数は3,718万人(前年度比+56万人)と11年連続で増加した一方、非正規労働者数は、2,124万人(前年度比▲8万人)と5年ぶりに減少に転じました。またコロナ禍で2020年度に一時減少に転じていた女性の就業者数は3,128万人(前年度比+36万人)、正規労働者も1,348万人(前年度比+41万人)となり、比較可能な1953年以降過去最多となりました。完全失業率は、前年度から0.1ポイント上昇の2.6%となりました。さらに、米国の通商政策をめぐる不透明感などから、求人を控える動きもあり、2025年度平均の有効求人倍率は前年度から0.05ポイント下降し1.20倍となり、3年連続で前年を下回りました。

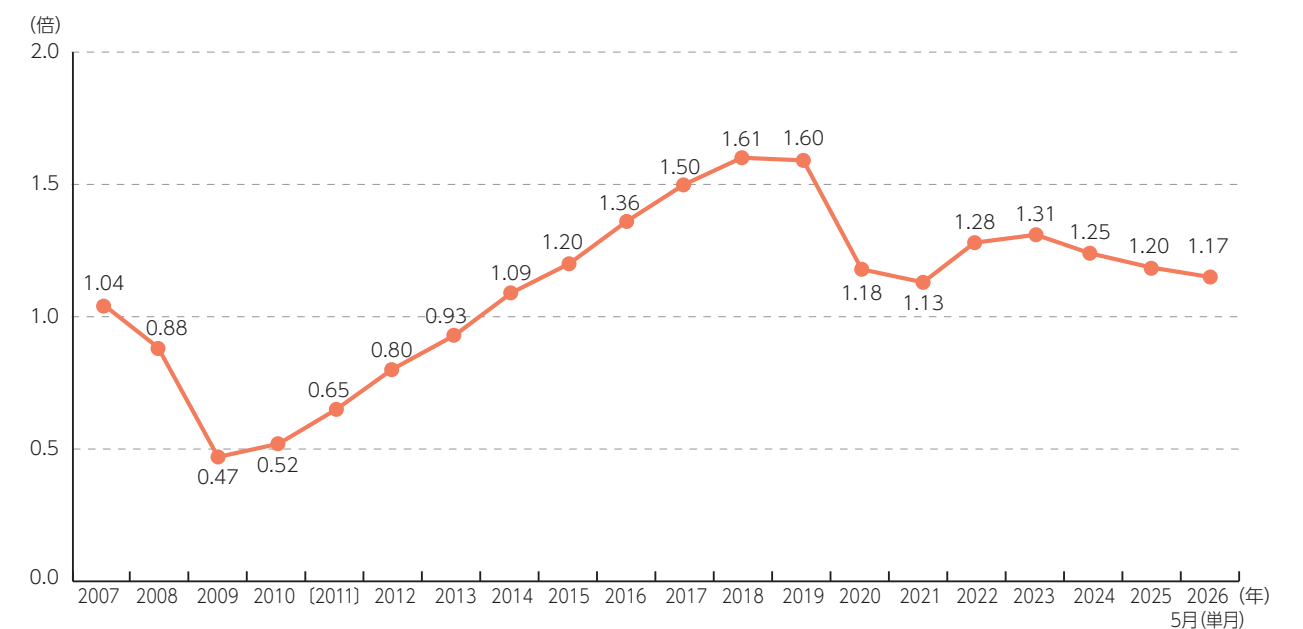
【完全失業率の推移】



※2011年は岩手県、宮城県、福島県について補完的に推計した数値

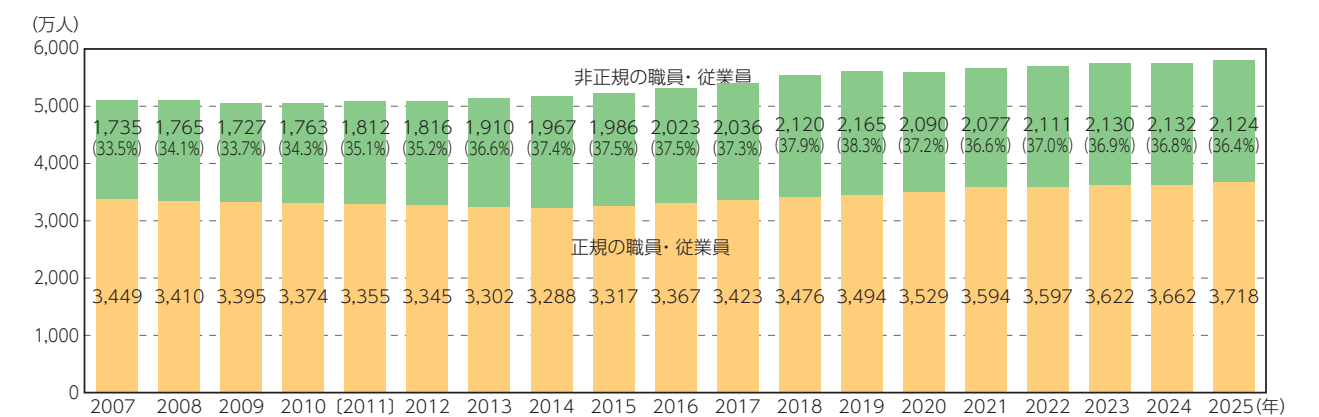
総務省統計局「労働力調査」を参考に損保労連作成

【有効求人倍率の推移】



厚生労働省職業安定局「一般職業紹介状況」を参考に損保労連作成
※2011年は岩手県、宮城県、福島県について補完的に推計した数値

【正規・非正規労働者の人数の推移】



※2011年は岩手県、宮城県、福島県について補完的に推計した数値

総務省統計局「労働力調査」を参考に損保労連作成

2 人生100年時代を見据えた労働・雇用、社会保障

1 持続可能な社会の実現に向けた取り組み

少子高齢化・人口減少といった人口動態の変化への対応が喫緊の課題となるなか、政府は、人生100年時代の到来をふまえ、ライフステージに応じた働き方と年金などの各制度との関わりあいも含めて検討を行っていく必要があるとの考えのもと、2019年9月に「全世代型社会保障検討会議」を設置し、これまでの社会保障改革で主要テーマであった年金・医療・介護にくわえ、労働や雇用も含める形で社会保障全般に対する改革をすすめています。

また、これらの改革をさらに推しすすめるべく、男女が希望どおり働き続ける社会づくりや、若者世代の負担増の抑制、勤労者皆保険など、社会保障制度を支える人を増やし、能力に応じて皆が支えあう、持続的な社会保障制度の構築に向け、2021年11月に「全世代型社会保障構築会議」を設置しました。

さらに政府は、2023年4月に全世代型社会保障構築本部のもとにこども未来戦略会議を設置し、2023年6月に発表した「こども未来戦略方針」では少子化トレンドを反転させるための次元の異なる少子化対策として、「こども・子育て支援加速化プラン」(以下、加速化プラン)を定めました。加速化プランを支える安定的な財源確保の方策のひとつとして、徹底的な歳出改革等を行い、能力に応じて全世代が支えあう全世代型社会保障を構築することで、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるための改革が検討されています。

また、2025年11月には、日本経済のさらなる成長の実現に向けて、「日本成長戦略会議」が設置され、これまでの「新しい資本主義実現会議」での論議を踏襲し、AI・半導体等を含む17の戦略分野に対する官民の戦略的投資の促進などが検討されています。同会議においては、分野横断的課題として、家事などの負担軽減による多様な人材の労働参加の促進や物価上昇を上回る継続的な賃上げ環境の整備などがあげられており、日本経済のさらなる成長の実現に向けた取り組みが検討されています。

2 労働・雇用に関する動向

労働・雇用に関して、全世代型社会保障検討会議で、働く意欲のある高齢者が能力を発揮するための就業機会の確保が提唱されたことをふまえ、65歳までの雇用確保を完全義務化とする「高年齢者雇用安定法」が2025年4月から施行されました。また、同会議で提唱された男性の育児休業の取得促進などの環境整備に関連し、男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現するために、男性の育児休業取得推進を主目的とした「改正育児・介護休業法」が2021年通常国会で成立し施行されるとともに、2024年通常国会において育児・介護との両立支援制度のさらなる拡充が盛り込まれた改正法が成立し、2025年4月および10月に施行されました。

また、新しい資本主義実現会議において、リスキリングによる能力向上支援などをすすめていく方向性が示されるなか、教育訓練やリスキリング支援の充実などが盛り込まれた改正雇用保険法が段階的に施行されています。2025年11月には、日本成長戦略会議が新設され、分野横断的課題として、処遇向上に向けた労働生産性向上やリスキリング支援、円滑な労働移動の促進、多様な人材の労働参加の促進などを引き続きすすめていく方向性が示されています。

3 社会保障制度（税財源含む）に関する動向

高齢化の進展などにより、社会保障給付費は、国内総生産(GDP)に占める割合で見ると、1990年度から2025年度(予算ベース)にかけての35年間で10.5%(47.4兆円)から22.4%(140.7兆円)へと約3倍となり、2040年度にかけての推計では24.0%(190兆円)へとさらに増加する見通しとなっています。

社会保障の負担面では、社会保険料の対GDP比は1989年度の8.4%から2025年度(予算ベース)の12.4%へ、公費負担は1989年度の3.7%から2025年度(予算ベース)の8.3%へ上昇しています。2040年度の社会保険料の対GDP比は13.5%、公費負担は10.2%と推計されており、さらなる増加が見込まれています。今後も急速に少子高齢化・人口減少が進行し、生産年齢人口の割合が減少することが見込まれるなか、年齢のみで支える側・支えられる側を区別し続けることは、現役世代の大幅な負担増となり、社会の持続可能性の観点からも難しくなることが想定されています。

こうした情勢をふまえ、全世代型社会保障検討会議やその後継である全世代型社会保障構築会議では、すべての世代が安心できる社会保障制度を構想する必要があると考えられています。こうした考えのもと、まずは働き方改革をすすめ、子育て・介護などさまざまな事情のもとでも就労への意欲を生かせる社会をつくるとともに、高齢者の就業機会を確保したうえで、多様な選択を支える社会保障の構築や現役世代の負担増の抑制、中長期的な受益と負担のバランスの確保に向けて、各種施策が検討・実施されています。

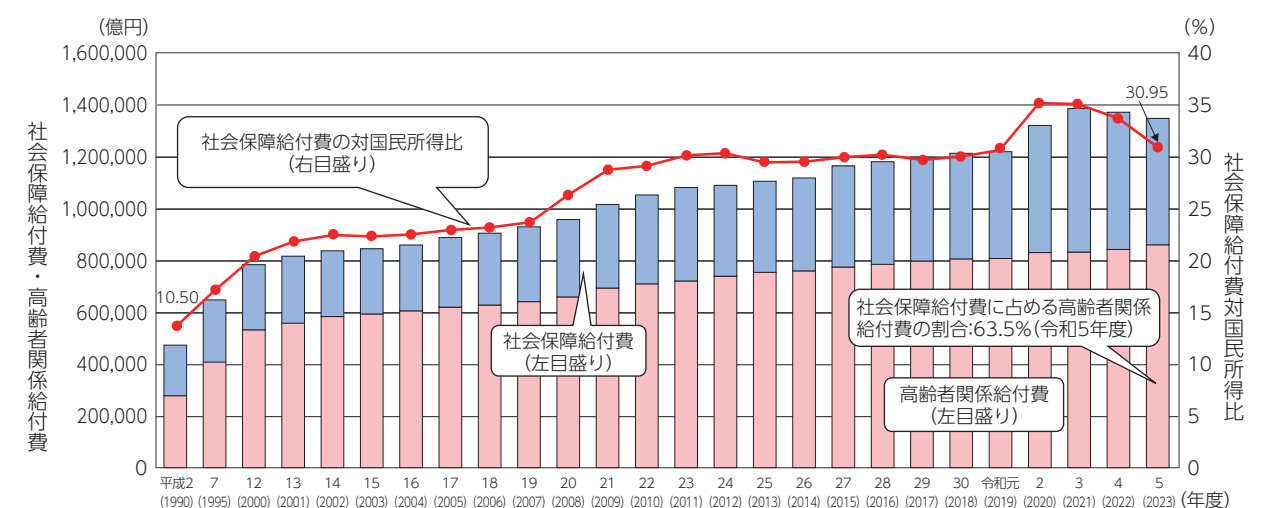
具体的には、高齢期の就労の拡大等をふまえた年金受給開始時期の上限年齢の引き上げ(70歳→75歳)や短時間労働者に対する社会保障の強化に向けて被用者保険が適用される企業規模要件の段階的引き下げ(2026年4月時点で51人以上の企業が適用範囲)、後期高齢者医療制度における窓口負担の見直し(単身世帯の場合年収200万円以上で2割負担)などがすすめられています。また、少子化対策として「新子育て安心プラン」に続き、2024年度から加速化プランがすすめられており、児童手当の拡充などの子育てにかかる経済的支援の強化が図られています。

これらの改革に必要な財政面については、2019年10月の消費税率引き上げによる税収が充てられてきたものの、社会保障費の増加が続くなかで、将来世代の負担軽減につながる財政基盤としては十分とはいえない状況にあります。こうしたなか、全世代型社会保障構築会議において、少子化対策の強化に向けた安定財源の確保が必要であるとの方向性が示されたことをふまえ、加速化プランの財源として子ども・子育て支援金制度が創設され、2026年度から徴収が開始されています。

また、2026年2月には、社会保障制度における給付と負担のあり方などを論議することを目的に「社会保障国民会議」が設置され、税と社会保障の一体改革に向けた給付付き税額控除などの制度設計について議論がすすめられています。

【社会保障給付費と財政の関係】

社会保障給付費が急激に増加するなか、社会保険料収入は横ばいで推移しており、税金と借金でまかなう部分が毎年増加しています。



内閣府「令和8年版高齢社会白書」を参考に損保労連作成

3 損保グループ産業を取り巻く情勢と業界の取り組み

1 損保業界の決算状況

一般社団法人日本損害保険協会が2026年6月に発表した協会加盟会社31社の2025年度決算の正味収入保険料は、商品・料率改定の影響による火災保険や自動車保険の増収などにより、前年度に比べ3,943億円増加し、9兆9,726億円(+4.1%)となりました。

正味支払保険金は、物価上昇にともなう支払単価の増加などにより自動車保険の支払いが増加しましたが、2024年1月に発生した能登半島地震に係る地震保険の支払い反動減や、国内の自然災害の減少にともなう火災保険の支払いの減少などにより、前年度に比べ1,117億円減少の5兆4,597億円(▲2.0%)となりました。その結果、正味損害率は、61.0%(前年度比▲3.1ポイント)となりました。

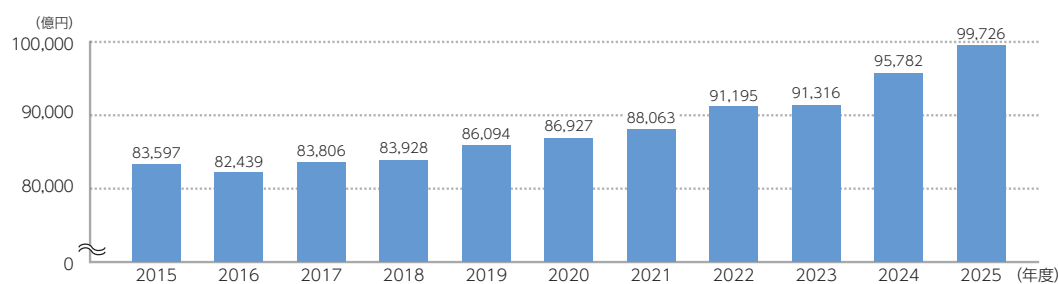
正味事業費率は、保険引受に係る営業費および一般管理費と諸手数料および集金費を合計した事業費は増加したものの、正味収入保険料も増収したことにより、31.2%(前年度比▲0.7ポイント)となりました。

これらの結果、コンバインド・レシオは92.2%(前年度比▲3.8ポイント)となりました。

保険本業の利益を示す保険引受利益は、上述の増減益要因などにより、対前年度比で2,338億円増益の3,601億円(+185.1%)となりました。資産運用に関しては、有価証券売却益の減少や利息および配当金収入の減少などにより、資産運用粗利益が対前年度比で925億円減益の2兆1,391億円(▲4.1%)となりました。

当期純利益は、対前年度比で501億円減益の1兆7,673億円(▲2.8%)となりました。

【正味収入保険料の推移】



日本損害保険協会「令和7年度決算概況」を参考に損保労連作成

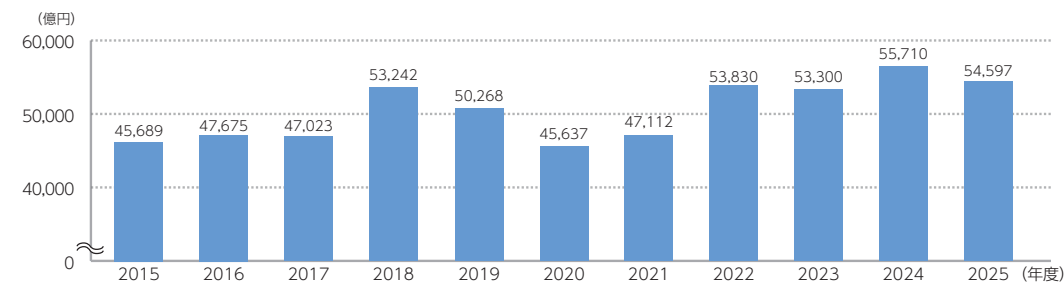
※正味収入保険料とは、元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したもの。
「正味収入保険料」=「元受正味保険料」+「受再正味保険料」-「出再正味保険料」-「収入積立保険料」

【海外連結損害保険子会社の地域別正味収入保険料（2024年度）】

元受保険会社			再保険 専門会社	合計
北米・中南米	欧州・中東・アフリカ	アジア・大洋州		
23,662	25,097	4,530	6,186	59,475

日本損害保険協会「ファクトブック2025 日本の損害保険」を参考に損保労連作成

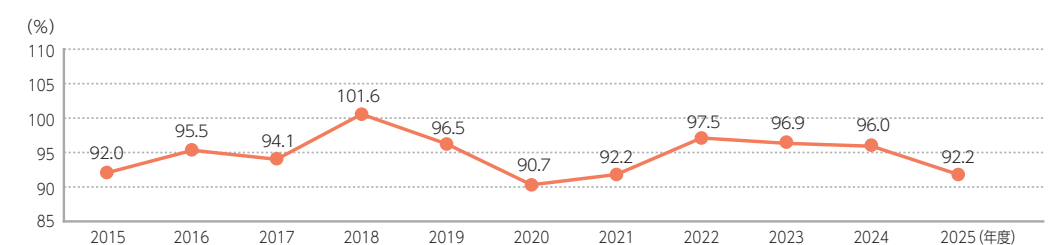
【正味支払保険金の推移】



日本損害保険協会「令和7年度決算概況」を参考に損保労連作成

※正味支払保険金とは、支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。
「正味支払保険金」=「元受正味保険金」+「受再正味保険金」-「回収再保険金」

【コンバインド・レシオの推移】



日本損害保険協会「令和7年度決算概況」を参考に損保労連作成

2 マーケットの概況と業界の取り組み

既存の国内損保マーケットは、少子高齢化・人口減少の急速な進行などを背景として、飛躍的な拡大が見込めない状況にあるなか、各社では中長期的な見地に立ち、DXの加速や温暖化対策の推進、活力ある地域社会の実現に向けた関心の高まり、リスクの多様化などによる顧客ニーズの変化を見据え、新たな商品・サービスの提供を通じたマーケット開拓に取り組んでいます。また、大規模自然災害の頻発化・激甚化にこわえ、物価上昇や金融市場の変動など取り巻く環境が変化するなか、持続的かつ安定的な経営基盤の確立に向けて各種取り組みをすすめています。

また、各グループにおいても、持続的かつ安定的な経営基盤を確立すべく、各種取り組みをすすめています。生保事業においては、ニーズの変化に合わせた新商品・サービスの開発や、対面・非対面募集などの営業手法を駆使しながら、損害保険とのクロスセルのさらなる深化などを通じ、魅力ある商品・サービスの提供などに取り組んでいます。持株会社は、M&Aの活用などによる海外保険事業や保険以外の金融・一般事業の拡大に積極的に取り組んでいます。さらに、損保会社と損調会社、事務・システム会社、リスクコンサルティング会社、代理店はそれぞれ連携し、DXの推進などに取り組み、業務効率化を一層すすめながら、適正な損害認定や事故防止活動による損害率の改善、業務プロセスやシステムの見直しなどによる事業の効率化などに努めています。

3 信頼回復に向けた取り組み

損害保険会社で発生した一連の諸問題を受けて、損保グループ産業は、社会・消費者からの信頼回復を図るべく、金融庁から発出された業務改善命令や、有識者会議および金融審議会で指摘された業界の構造的課題とその解消の方向性をふまえて、従来のビジネス慣行を見直すなど顧客本位の業務運営の徹底や健全な競争環境の実現に向けた取り組みをすすめています。

また、一部の生命保険会社に対して、乗合代理店との関係性における業務運営に関して、報告徴求命令が出されたことを受けて、生命保険会社各社は生保協会にて作成された「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」をふまえながら、代理店との適切な関係性の構築に向けた取り組みをすすめています。

第1章

損保グループ産業の健全な発展に向けて

損保グループ産業の健全な発展に向けた基本的な考え方

保険料調整行為をはじめとした一連の諸問題を受けて、顧客への最善利益勘案義務をふまえた比較推奨販売を実施するための態勢整備等を通じた顧客本位の業務運営の徹底および、これまでの業界のビジネス慣行の見直し等を通じた健全な競争環境の実現に向けた対応をすすめており、今後も業界全体で社会・消費者からの信頼回復を最優先として取り組む必要があります。

そのうえで、経済・社会活動を支える社会のインフラ機能を有し、国民が社会生活を送るうえでの安心・安全を提供する役割を担う損保グループ産業の健全な発展に向けて、自然災害の頻発化・激甚化による既存リスクの増大に対する適切な対応にこわえて、サイバー攻撃等の新たなリスクの出現などの影響がもたらすリスクの多様化および安心・安全に対する意識の高まりなどによる社会・消費者のニーズの多様化にこわえていくことが求められています。こうした多様なニーズにこわえていくためには、募集品質や消費者保護・消費者利便のさらなる向上に資する対応や、各種規制の見直しへの働きかけを継続していく必要があります。

また、生成AIの実装などテクノロジーの加速度的な進展により、人が担う仕事に変化しているなか、組合員一人ひとりが、環境変化に的確に対応していくことが肝要です。そのためには、生成AIをはじめとした技術革新が産業・雇用に与える影響を注視するとともに、自らを磨き続けるための主体的な学びを促進していくことや、リスクリングをはじめとした「人への投資」が一層すすむよう、業界や行政への働きかけを強めていく必要があります。こわえて、損保グループ産業が、いかなる環境変化のなかでも確実にその役割を担い続けられるよう、関連法制の整備や業界共通化・標準化などを通じて、各種業務や制度の安定運営、財務基盤の確保に取り組む必要があります。

4 品質・消費者利便の向上への取り組み

消費者保護に対する社会的要請が高まっているなか、高齢者・障がい者・外国人を含むすべての人に、より良い金融商品やサービスの提供を図るべく、契約締結時の注意点や不当な差別的取り扱いを防ぐための留意点等を取りまとめるなど品質のさらなる向上につながる取り組みを強化しています。

また、消費者自身が身の回りのリスクについてより深く認識し、損害保険を活用してリスクに備えることは、国民生活のレジリエンスを高めるために重要であるとの考えのもと、消費者の損害保険リテラシーの向上に努めています。特に、2022年4月に成年年齢が引き下げられたことこわえ、高等学校の家庭科や公民科の新学習指導要領解説に「民間保険」が記載されるなど、学校教育における金融経済教育の必要性も高まっており、こうした必要性に対応すべく、教育機関や行政、金融他団体とも連携を強化するとともに、高校生向けの授業コンテンツの充実、教育ツールのデジタル化などに取り組んでいます。

ほかにも、社会のデジタル化が一段とすすんでいるなか、消費者利便のさらなる向上に向けて、自賠責保険証書の電子化や保険料のキャッシュレス化にこわえて、地震保険における被害状況の自己申告の電子化などに取り組んでいます。

5 環境の変化にともなう諸課題への取り組み

頻発化・激甚化する自然災害に備え、業界では、例えば風水害へのさらなる対応として、被災地の人工衛星画像データや浸水深データの提供など迅速な保険金支払に向けた共同取組の強化、自治体のハザードマップの活用推進による防災・減災に向けた取り組みの強化などをすすめています。また、今後の大規模地震の発生も見据え、被害状況の自己申告制度の導入をはじめとして、より円滑な損害調査の実施と迅速な保険金支払ができるよう、さらなる態勢の見直しをすすめています。

適正な保険金支払に向けては、自然災害が頻発化・激甚化しているなか、災害に便乗する悪質な業者によるトラブルが依然発生していることをふまえ、関連省庁、関係団体などと連携し、チラシやデジタル広告などを通じて、消費者への注意喚起を強化しています。また、悪質な業者に関するデータベースの共有・活用や、各社におけるAIツールを活用した事案検知など請求受付時の対策強化の支援にも取り組んでいます。こわえて、いわゆる闇バイトと呼ばれる違法なアルバイトや副業を勧誘する手口により保険金詐欺に加担させられるケースや、悪質なロードサービス業者によるトラブルが多発していることから、協会ホームページにおいて注意喚起をすすめています。

気候変動への対応については、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みがすすめられています。損害保険業界としても、サステナブルな社会への円滑な移行に貢献すべく、「気候変動対応方針」を策定・公表し、会員会社向け勉強会の開催や、ニュースレターの配信などを通じて、カーボンニュートラルに向けた活動の強化・推進に取り組んでいます。また、自然災害における補償ギャップへの対応として、行政機関と連携した国民の防災・減災意識の向上に努めています。

自動運転技術の進展への対応については、国内の一部地域でレベル4の自動運転車が実用化されるなか、業界では、事故時の原因究明や責任分担について調査・研究をすすめるとともに、関係先への意見発信などを継続的に実施しています。

また、こうしたデジタル技術の進展にともなうサイバーリスクにこわえ、自然災害リスクや地政学リスクの高まりなどを背景に、企業におけるリスクマネジメントの重要性が増していることを受け、「企業のリスクマネジメント高度化支援事業」を通じて、リスクマネジメントに関する知識・スキルの習得を支援するなど、多様化・複雑化するリスクへの対応力向上に取り組んでいます。

1 損保グループ産業の信頼回復に向けて

経緯および取り組み

- 保険料調整行為および旧ビッグモーター社による保険金不正請求にくわえ、個人情報の漏えいにより、損保グループ産業に対する社会・消費者からの信頼が大きく損なわれました。これらの事案の発生を受けて金融庁から複数社に対して業務改善命令が発出されたことにくわえ、産業の構造的な課題を解消し「顧客本位の業務運営の徹底」や「健全な競争環境の実現」ができるよう、有識者会議や金融審議会ワーキング・グループ（以下、ワーキング・グループ）が設置され、問題点が指摘されるとともに法令改正等も含めたルールの見直しが図られています。
- 業界においては、こうした論議をふまえて、ビジネス慣行の見直しを図るための各種ガイドラインの策定や、保険会社による代理店に対する指導等を補完するための業界共通の枠組みである「代理店業務品質評価制度」の構築など、必要な対応をすすめています。くわえて、各社においては、業務改善命令等をふまえ策定した業務改善計画にもとづき具体的な改善策を実施しています。

【損保労連の取り組み】

- 損保労連では、諸問題の発生を受け、同様の事象を二度と発生させてはならないとの考えのもと、損保グループ産業の信頼回復に向けた取り組みについて労使双方で当事者意識を持って最優先で取り組んでいくべき課題との認識を揃えたうえで、時勢に応じた課題や解消策について論議を重ねてきました。
- くわえて、労働組合としての役割発揮が十分ではなかった側面もあるとの考えのもと、労働組合の立場からも、業界のビジネス慣行の見直しに向けた組合員の行動を力強く後押しするべく、さまざまな活動を推進してきました。
- なお、業界をまたがるビジネス慣行の見直しを行うにあたっては、過度の便宜供与に該当する行為のみならず、これまで「長時間労働につながる商慣習」^(※)として捉えてきた、他社対抗や関係先との関係悪化の懸念等から慣習化している行為など、信頼回復に向けた取り組みをすすめるうえでの課題となり得るものにも目を向けて長時間労働につながる商慣習の見直しをすすめていく必要があります。

※「長時間労働につながる商慣習の見直し」に向けた取り組みの詳細は、P60～以降に掲載

<業界経営との意見交換（産業別労使懇談会）>

- 各種取り組みの実効性を高めるために、職場で生じている課題については、以下のとおり「信頼回復に向けた取り組み」をテーマとした産業別労使懇談会を通じて解消を図ってきました。

開催時期	概要
2023年7月	保険料調整行為等に係る金融庁の報告徴求命令への真摯な対応や再発防止に向けた実効性のある取り組みを求めました。
2023年12月	二度と同様の事象を起こさないために、健全な危機意識を時間が経過しても次の世代に絶やさず継承できる実効性のある対策を講じる必要性について認識を揃えました。
2024年2月	金融庁から発出された業務改善命令において指摘されている真因をふまえたビジネス慣行の見直しを図るうえでは、個社での取り組みにくわえて業界としてのルールを策定することや、これまで取り組みをすすめている多様性の受容の取り組みを一層推進していく必要があることについて、業界経営と認識を揃えました。
2024年7月	顧客本位の業務運営の徹底に向けて、「過度の便宜供与」の考え方に照らした判断・対応について各社間で可能な限り対応に差が生じないよう、ガイドラインを策定するといった対策の必要性など、業界全体で取り組むべき課題への対応の方向性等について労使で認識を揃えました。
2024年12月	二重構造が生じていた背景に、トップラインの拡大を目的とした保険会社の代理店に対するこれまでの向き合い方があることについて認識を揃えたうえで、業務品質向上を最優先とした代理店支援をしていくことを労使で確認しました。

2025年2月	ワーキング・グループでの論議をふまえて今後組合員に大きな影響が想定される「テリトリー制度の見直しにともなう保険販売体制の見直し」と「企業マーケットを取り巻く環境の変化にともなうさらなるアンダーライティング能力の強化」について、想定される懸念やその解消策について労使で認識を揃えました。
2025年12月	過度の便宜供与の一層の解消に向けて、労使で認識を揃えてきた「組合員・社員の専門性」や「代理店の業務品質」を引き続き向上させる必要があることをあらためて確認したうえで、「適切な行動を最優先とする評価制度」の重要性や、制度の適切な運用に向けて必要となる取り組みについて認識を揃えました。

<組合員に対する働きかけ>

- 組合員が、産業を取り巻く情勢を正しく認識し、策定されたルールの本質を理解することが、信頼回復には必要不可欠との認識のもと、組合員向けに全国で実施しているユニオン・ミーティングにおいて、信頼回復に関する動向やそれらに対する産別としての課題認識、解消の方向性に関する理解浸透を図っています。あわせて、単組役員向けに以下のセミナーを開催し組合役員に求められる知識等の習得を図っています。

開催時期	テーマ	講師	概要
2023年11月 2024年11月 2025年11月	保険行政を巡る現状と課題	金融庁監督局 保険課長 三浦 知宏氏、 下井 善博氏	労働組合としての取り組みの実効性を高めるために、監督官庁である金融庁の課題認識や取り組みの方向性に対する理解度向上を図りました。
2023年11月 2024年11月 2025年11月	労働組合の意義・役割	独立行政法人 労働政策研究・ 研修機構 理事長 藤村 博之氏	信頼回復に向けて労働組合としてのさらなる価値発揮が求められているなか、労働組合に期待される会社の神経としての役割を確実に果たすことができるよう、組合役員に求められる知識等の習得を図りました。
2025年4月	コンダクトリス ク管理の基礎知 識と実践	プロアクト 法律事務所 弁護士 渡邊 宙志氏	問題発生 of 未然防止を図るために、労働組合として不祥事に対する予兆検知をしていくために意識すべきこと等の理解を促しました。

<関係団体に対する働きかけ>

- 産業の構造的な課題の解消をしていく際には、消費者の理解のみならず、代理店をはじめとした関係先の理解・協力を得ることが不可欠であることから、代理店業態の業界団体をはじめとして省庁や他の産業別労働組合等との意見交換を通じた実態把握や理解促進に取り組んでいます。



2024年12月19日 第184回保険会社産業別労使懇談会の様子



2025年12月18日 第187回保険会社産業別労使懇談会の様子



1 顧客本位の業務運営の徹底

問題意識

- 保険金不正請求事案が発生した背景には、保険会社において、多額の保険料収入をもたらす一部の大規模乗合代理店に対して、営業上の影響を懸念した結果、適切な教育・指導・管理を行えていなかったなど、顧客の利益より、自社の利益を優先する慣行があったことが一因として指摘されています。
- また、一部の代理店においては顧客ニーズよりも保険会社による便宜供与の多寡等の理由により推奨される商品が選択されるなど、顧客の適切な商品選択が歪められていたことが指摘されています。
- 保険業法や関連する監督指針の改正を受けて、業界において過度の便宜供与の解消に向けたガイドラインを策定し、各社ではガイドラインをふまえた対応をすすめるとともに、適切な比較推奨販売の確保に向けた態勢を整備するなど、顧客本位の業務運営の徹底に向けた歩みをすすめており、引き続きその徹底に向けた取り組みを推進する必要があります。

提言

項番	項目	動向・問題意識/提言内容
1	適切な代理店業務品質評価の実施	- 代理店業務品質評価に関する第三者検討会での論議を経て、代理店業務品質に関する評価指針が策定されました。2025年度に一部の代理店を対象として実施したトライアル運用において、保険会社や代理店から寄せられた意見をふまえ制度運営に関する整備がすすめられ、2026年度からは、すべての代理店を対象とした業界共通の評価制度の運用が開始されています。 - こうしたなかで、評価結果等に保険会社間で過度の差異が生じることで、代理店がめざすべき業務品質の水準や改善の方向性が不明確となり、業務品質向上に向けた取り組みの実効性が低下する懸念があります。 ▶代理店の適切な業務品質の確保に向けて、業界共通の評価基準の妥当性や透明性が確保されるよう、第三者評価の枠組みも含めた代理店業務品質向上の実効性を確認のうえ、必要に応じて運用方法の見直しを図るべきと考えます。
2	乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保	- 乗合代理店が推奨販売を行う場合には、顧客が重視する項目を丁寧かつ明確に把握したうえで、意向に沿って保険商品を選別し、推奨することやその実施状況を確認・検証する体制の構築が求められており、こうした考えにもとづいた対応となるよう、監督指針が改正される予定です。 - 実際の運用に際して、契約締結等において消費者が求める説明の丁寧さには幅があることもふまえて、顧客体験の最適化につながるよう、必要に応じて監督指針をはじめとした規制やガイドラインの見直しを図る必要があります。 - また、代理店による比較推奨販売の実効性を高める観点からは、保険会社において商品の特徴や差別化ポイントをより明確化するとともに、代理店への適切な知識付与や情報提供を充実させる必要があります。 ▶顧客の適切な商品選択を確保することを前提としつつ、最適な顧客体験となるよう、必要に応じて各種規制やルールの見直しを図るべきと考えます。 ▶また、実際に顧客に商品提案を行う代理店が適切な比較推奨販売が実現できるよう、保険会社は商品の差別化を図るとともにその特徴に関する適切な知識を付与するなど、的確な商品説明に資する情報提供をするべきだと考えます。
3	代理店等への過度の便宜供与等の制限	- 一部の代理店において、便宜供与の実績等により特定の保険会社の優先的な取り扱いを誘引していたことから、適切な商品選択を歪め得る過度の便宜供与の解消に向け、業界において過度の便宜供与等に係るガイドラインを策定し、各社は業界の指針に沿った対応をすすめています。 - また、代理店が担うべきと考えられる見積書の作成や保険の提案などを損害保険会社が担っていたいわゆる“二重構造”が一部に生じていた背景には、トップラインの成長を最優先し販路の拡大をめざすなかで、社員による代理店の業務品質の担保を前提としてきた経緯が一因にあることについて業界経営と認識を揃えたうえで、業界・各社において二重構造の解消に向けた取り組みをすすめています。 - 各社や各職場によって判断のずれが生じないよう、課題が確認される際にはガイドラインの見直しを図る必要があることにくわえ、すべての代理店において自立した業務運営を行えるよう、品質担保を最優先とした代理店支援がなされる必要があります。 ▶各社間での対応に関する判断に過度の差異が生じないよう、必要に応じてガイドラインの見直しを図るとともに、代理店ごとの現状の業務品質に応じた指導や対話が確実になされるよう、業界・各社の施策展開のあり方を検討することや、各社・各組織の実態をふまえた態勢整備を求めます。

2 健全な競争環境の実現

問題意識

- 保険料調整行為事案が発生した背景には、企業向け保険の取り扱いが大手損害保険会社4社に集中しており、営業担当者間で接触機会が多くあるなかで、独占禁止法に関する知識や経営のリスク認識が十分でなかったことなど、損害保険会社の不適切な業務運営があったと指摘されています。
- くわえて、こうした不適切事案の背景には、顧客との関係において、本業支援の実績など保険以外の要素がシェアに影響を及ぼしていたことや、リスクの変化に応じた適切な保険料の設定に対して売り上げの減少を懸念する営業上のプレッシャーがあったことなど、市場環境に起因する問題も指摘されています。
- また、企業向け保険市場においては、顧客グループに属する「企業内代理店」が多くの保険契約を取り扱っており、その立場の不明確さや企業内代理店に支払われる手数料が保険料の実質的な割引となっている恐れがあることにより、公正な競争が阻害されていたことなどの構造上の問題点が指摘されています。
- そのため、独占禁止法等に抵触するリスクの低減および健全な競争環境の実現に向けた対策を確実に講じる必要があります。

提言

項番	項目	動向・問題意識/提言内容
1	共同保険のビジネス慣行の適正化	- 幹事となる保険会社の保険料を基準として組成される共同保険の慣行などの環境を要因として、保険会社の営業担当者が、保険料水準やシェアを維持するために競争を避け、保険料調整を行っていたことが明らかとなりました。 - そのため、業界は、他社との接触や情報交換が生じやすいビジネス慣行を見直す手法のひとつとして、「ディファレンシャル方式」の手順書を策定するなどの取り組みをすすめています。 - 他方、従来の共同保険の組成方式も併存しており、従来の組成方式においても独占禁止法抵触のリスクを低減するための環境整備や、複数の共同保険の組成方式が併存していることから、各組成方式の違いや留意点について契約者をはじめとした関係者に混乱を生じさせないための態勢整備が必要になります。 ▶従来の共同保険の組成方式も併存するなかでは、独占禁止法に抵触するリスクを低減するための環境整備を引き続き行うことや、ディファレンシャル方式等の新たな組成方式とこれまでの組成方式の違いや留意点について、契約者をはじめとした関係者に対して適切な理解促進を図るための態勢整備をしていくべきと考えます。
2	適切な営業推進態勢・適切な保険引受管理態勢の確保	- 各社において、企業向け損害保険の赤字構造からの脱却に向けて、保険種別などの適切な単位ごとに収支分析や保険料率の妥当性を検証するなどのリスク管理を行うための態勢整備がすすめられています。 - 適切な保険料水準での引き受けに向けては、こうした態勢整備にくわえて、引き受けから支払いに至るまでのさまざまな顧客接点のなかで顧客のリスクを判断するための情報を把握し、適正な保険料設定につなげる必要があります。 ▶ビジネスモデルの持続可能性の確保等の観点から、各商品における適切な単位での収益管理等にくわえ、リスクに応じた適切な保険料での引き受けの徹底がなされるよう社員一人ひとりのアンダーライティング能力の向上を図るべきと考えます。
3	企業のリスクマネジメント意識の向上	- 取り巻く経営環境が大きく変化するなかで、企業による主体的なリスクマネジメントの重要性は高まっており、保険会社、保険代理店および保険仲立人は、リスクマネジメントの高度化に取り組む企業に対して、自らが有するリスクマネジメントや保険商品に係る知見を共有することなどにより、積極的な支援を行っていくことが望まれるとされています。 - 業界では、各社が企業に対してリスクマネジメントの考え方や保険の意義などを均一の内容で説明ができるよう、共通の企業向け案内ツールをリリースするとともに、企業向けリスクマネジメントセミナーを開催しています。 ▶企業による主体的なリスクマネジメント意識の向上が図られるよう、業界および保険会社はツールの充実や人材育成などの観点から必要な態勢整備をすすめていくべきと考えます。
4	特定契約比率規制の見直し	- 企業向け保険市場の活性化や実質的な割引の懸念解消に向けて、特定契約比率規制の見直しの方向性が示されているなかで、一定の態勢整備や手数料の適正化などが図られている代理店については、保険会社の判断にもとづき、特定契約比率規制の適用除外とすることが適切との考えが示されています。 - 適用除外の要件が不明瞭となった際には、保険会社による判断が異なり、保険会社・代理店・契約者に混乱が生じる懸念があります。他方、厳格化を追求した際には、手数料についても画一的な運用となることで、独占禁止法に抵触する懸念もあることから、こうした点に十分留意したうえでその詳細について検討する必要があります。 ▶適用除外の要件については、独占禁止法に抵触しないことを前提に、各保険会社間で判断に大きな相違が生じないよう監督指針の改定に際して、慎重に基準を作成するべきと考えます。くわえて、業界としても混乱が生じないよう判断フローや注意点を明確化すべきと考えます。

2 品質・消費者利便のさらなる向上

1 社会・消費者からの要請の的確な把握

情勢認識

- 消費者保護に対する社会的要請が高まっているなか、消費者契約法の一部を改正する法律が2023年6月に施行されるなど、消費者取引に関する法整備がすすんでいるほか、金融業界では、より良い金融商品やサービスの提供に向けて「顧客本位の業務運営に関する原則」に則した対応などの取り組みをすすめています。
- このような状況において、「そんぽADRセンター」などの指定紛争解決機関が、利用しやすい手続き方法を整備したうえで、利用者・金融機関間に生じるトラブルについて、中立・公正な立場で簡易・迅速な解決手段を提供することが、利用者保護の充実や利用者利便の向上の観点から重要となっています。
- 業界では、金融庁「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の報告書などをふまえ、そんぽADRセンターにおける相談員の対応力向上や紛争解決手続きの態勢強化などに取り組んでいます。

問題意識

- 業界全体で、品質向上に向けた努力を継続するとともに、時とともに変化する社会・消費者からの要請を的確に把握することで、より高い品質と消費者利便を追求していく必要があります。

提言

- 業界は、金融庁「金融ADR連絡協議会」での論議内容などをふまえ、そんぽADRセンターにおける相談対応や苦情・紛争事案の処理態勢、事案の分析結果のフィードバック内容などを、引き続き充実させていくべきと考えます。また、ADR事案での教訓を生かした商品・サービスの改善のほか、事案の内容に関する消費者団体・有識者などとの率直な意見交換の実施およびその結果の経営諸施策への反映といったPDCAサイクルの定着に引き続き注力していくべきと考えます。



2025年11月12日 中執セミナー「2025事務年度金融行政方針」
(金融庁監督局保険課長 下井 善博氏)の様子

2 高齢者・障がい者・外国人などを含めたすべての消費者に配慮した適切な対応

情勢認識

- 業界・各社は、高齢化の進展をふまえ、高齢者の特性に配慮した適切な保険募集の徹底をすすめているほか、契約締結時の注意点をまとめた高齢者向けのリーフレットを作成するなどの啓発活動をすすめています。
- くわえて、2024年4月の「障害者差別解消法」の施行により、障がい者に対する合理的配慮の提供が義務化されたことをふまえ、不当な差別的取り扱いなどが生じないよう保険募集における留意点を取りまとめるなど、障がい者の利便性向上を図っています。
- さらに、コロナ禍を経て、消費者の生活スタイルの多様化や、柔軟な働き方が定着しているなかで、書面・押印・対面を前提としたビジネスモデルなども変化してきています。

問題意識

- 高齢者に対して適切な保険募集を行うために、「高齢者に対する保険募集のガイドライン」などに沿って、加齢により生じる高齢者の特性を正しく理解し丁寧に対応していくことが求められているなか、職場からは、ガイドラインで推奨される親族などの同席が難しい場合や、適切な配慮をしてもなお加齢にともなう認知能力の低下により商品内容を理解いただけない高齢のお客さまもいるといった声が寄せられていることから、今後はこうした実態をふまえた一層の態勢整備をすすめていく必要があります。
- また、障害者差別解消法の趣旨をふまえ、契約・支払手続きなどにおいて、引き続き、障がい者に対して不当な差別的取り扱いをしないことおよび合理的な配慮を行う必要があります。
- さらに、政府の政策などに鑑みれば、今後も中長期的に増加することが想定される訪日外国人旅行者や在留外国人への契約・支払手続きについても、言語が異なることによる交渉の難度化、在日期间が限られているケースも想定されることから、わかりやすくかつ迅速・適正に対応する必要があります。

提言

- 業界・各社は、高齢者・障がい者・外国人などへの適切な保険募集のために、帳票類の文字を大きくしたうえで書面にて説明する、複数言語に対応できるようにするといった募集面の工夫にくわえて、商品内容をさらにわかりやすくするといった工夫を試行するなど、すべての消費者に配慮したわかりやすい商品・サービスの提供に努めるべきと考えます。
- 行政は、意思能力や行為能力に支障のある高齢者が増加していくことも見据え、市民後見人の育成・支援などを通じて成年後見制度の利用にかかる費用負担を減らすとともに、同制度の周知や人員確保など、判断能力が十分ではない人への支援体制を強化すべきと考えます。

3 金融経済教育の推進

情勢認識

- 消費者が自らのニーズに合致した適切な保険に加入するためには、業界全体の募集態勢を強化することはもとより、消費者自身が一般的な保険のしくみや役割を正しく理解することも重要です。こうした考えのもと、業界では、リスク・損害保険教育に関する教材等をより閲覧・入手しやすくなるよう、教育支援ツールや損害保険リテラシーに関する取り組みを年齢別にまとめたサイト「そんぽ学習ナビ」を開設するとともに、「損害保険・防災リテラシーマップ」にもとづく安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の実施や、小中学生向けの安全・リスク副教材の作成および高校・大学・社会人向けの講座・講演会の開催、「金融経済教育推進会議」への参画をしています。くわえて、国民の金融リテラシー向上に向け2024年4月に設立された金融経済教育推進機構との連携などを通じて、消費者の属性に応じた啓発・教育活動を行っています。
- また、民法改正による成年年齢の引き下げなどを受け、2022年度より高等学校の家庭科や公民科の新学習指導要領解説に「民間保険」が追加されるなど、学校教育における金融経済教育の必要性が高まっています。こうした必要性に対応すべく、業界では若年の損害保険リテラシーの向上に向けて、高校生向けの授業コンテンツの充実や教育ツールのデジタル化などを行っています。

問題意識

- 消費者が自らのニーズに合致した適切な保険を選択するためには、各社において改正保険業法に対応した万全な保険募集態勢を構築することにくわえ、消費者に対して一般的な保険のしくみや役割の正しい理解を広めていくことも重要であると考えます。

提言

- 行政・業界は、より幅広い層に金融経済教育を浸透させていくために、引き続き教育機関・消費者団体などとの連携強化や教育内容の充実を図るとともに、運転免許証更新時講習において自動車保険の情報提供を実施するなど情報提供機会の拡大を図るべきと考えます。また、多様な情報伝達媒体の活用を検討するなど、情報提供の手法の拡充を図るべきと考えます。

4 業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化

情勢認識

- 損保グループ産業の社員が担う業務の多様化・高度化などを背景に、職場には大きな負荷が生じており、業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化の必要性はより一層高まっている状況にあります。
- また、デジタル技術の進展にともない、金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しに向けた取り組みがすすみ、オンラインを活用した手続きなどさらなる利便性の向上に対する社会の関心が高まっています。
- こうしたなか、損保協会は第10次中期基本計画の重点課題のひとつである「損保業界の成長を支えるビジネス基盤の整備」において、デジタル技術の活用によるお客さまの利便性向上、業務効率化に関する検討をすすめています。
- その一環として、自賠責保険証書のデータ交付や損害調査業務における請求書類のデータ連携等を可能とする業界共同システム「One-JIBAI」および「s-JIBAI」の運用を開始しています。

問題意識

- 業界共通化・標準化は、各社における戦略・ビジネスモデルの違いや個社内における部門間の意見対立などにより、ともすれば「総論賛成・各論反対」に陥りがちな取り組みであることや、解消まで時間を要する課題などが多い取り組みではあるなか、個社内の業務削減・効率化の促進のみならず品質・消費者利便のさらなる向上につながることをふまえ、継続的に検討をすすめつつ実績を積み上げていくことが重要であると考えます。



2025年6月12日 日本損害保険代理業協会との意見交換の様子



2026年7月9日 保険乗合代理店協会との意見交換の様子

項番	項目	動向・問題意識/提言内容
1	自賠責保険の電子化促進	2024年11月にすべての車両において、自賠責保険証書の電子化が認められるとともに、共同システムOne-JIBAIの運用が開始され、お客さまの利便性向上や業務削減・効率化が図られているものの、システムに対する理解度やシステムの利便性が十分ではない結果、十分な活用には至っていないことから、さらなる周知活動やシステムの改善を通じて、システムの活用促進を図っていく必要があります。
		▶さらなるお客さまの利便性向上や、業務削減・効率化の観点から自賠責保険の各種手続きがシステムで完結できるよう、システムの利便性向上や消費者をはじめとした関係者のシステムに対する理解促進につながる取り組みを求めます。
2	自賠責保険・自賠責共済契約内容の電子的照会制度の構築	人身事故発生時に自賠責保険契約会社等の確認に時間を要することが、円滑な事故対応を阻害する要因となっています。
		▶自賠責保険・自賠責共済の確認を円滑に行うため、業界内で契約内容を電子的に照会できる制度の構築を求めます。
3	自動車登録情報の電子的提供制度の見直し等	自動車登録情報の電子的提供は、車両所有者などの情報確認に要する作業負担の軽減・消費者利便の向上の面で有効な制度といえます。しかし、情報提供を受けるにあたっては、自動車登録番号と車台番号を明示する必要があるため、実務上は車検証の現認が制度利用の前提となっています。
		▶保険会社にて自動車登録番号のみによる情報提供が受けられるよう、制度の見直しを求めます。また、軽自動車・二輪車についても同じ制度のなかで情報提供を受けられるよう、行政システムの拡充を求めます。
4	各種行政書類の標準化	自賠責保険の異動・解約時に取り付ける「標識交付証明書」については、自治体により書類の名称などに違いがあることから、確認のために時間を要しています。
		▶標識交付証明書の名称ならびに受付印の扱いなどについて、自治体間で統一を図るよう求めます。また、税務署や福祉事務所から送付される契約内容照会（開示依頼）文書について、フォームの標準化を求めます。
5	自賠責調査事務所の事務ルール等の標準化・効率化	業界共同システムs-JIBAIの運用開始を受けて、保険会社と損保料率機構で生じる書類の受け渡しは電子化対応が可能となり、業務効率化が図られているものの、依然として調査・支払に関する事務ルールや重過失減額認定に関する運用に地域間の差異があることや、有無責をはじめとした各種事前認定ごとに所定の手続きをする必要があることにより、業務の増加や被害者対応の遅延を招いています。
		▶s-JIBAIの継続的な利便性向上を図るとともに、自賠責調査事務所の事務ルールや重過失減額認定に関する運用の標準化と、事前認定手続き窓口を一本化するなど事務ルールの効率化を求めます。
6	ノンフリート等級確認運営の見直し	各社から契約者に対する等級確認作業について、無事故・事故確認システムにて、依頼データの送信タイミングに「計上時」が追加され、速やかに確認できるようになりました。他方、契約締結時に確認できず契約締結後に対応が必要になっている点は依然として継続しており、お客さまへの確認ロードが生じています。また、入力内容の若干の差異により、本来確認不要の契約も抽出されてしまうなどの問題も確認されています。
		▶ノンフリート等級確認について、契約締結時に確認ができるよう、ネットワークの構築などを求めます。
7	割増引に関する情報交換制度の充実	非幹事契約の保険金支払データに関する保険会社間の情報交換のしくみは、十分であるとはいえません。
		▶誤った割増引適用を防止する観点や情報交換を効率化する観点などから、販売用自動車・陸送自動車の包括契約などに関する各社間の成績照会について、ネットワークの構築などの整備を求めます。

項番	項目	動向・問題意識/提言内容
8	金融機関との間で行う手続きの迅速化・簡素化	口座振替結果のシステム反映が翌月の第4営業日等となっているため、前月の振替有無が保険料不払解除を左右する場合などにおいて、契約者・代理店などによる振替結果の確認作業が必要となっています。
		▶口座振替結果確認に関するデータ交換の迅速化など、債権管理をスムーズに行うための対策を求めます。
		金融機関作成の「預金口座変更通知書」やインターネットを介した口座登録などについて、フォームが統一されていないことや必要となる情報が異なることなどにより、お客さまへの保険金支払に時間を要しているケースもあります。
		▶預金口座変更通知書などのフォームの統一を求めます。
9	代理店登録事務に係る共通化・標準化	代理店登録に関する必要書類が保険会社によって異なることや、損保と生保の双方を取り扱う代理店が多いなか、生損保の代理店登録の手続きが異なることで実務が煩雑になっています。
		▶代理店登録事務について生損保間で生じている差異も含めた共通化・標準化の検討を求めます。
10	「特定者」の範囲の見直し等	「特定者」に関しては、当該代理店との資本的関係のほか、役職員の兼務関係をはじめとする人的関係など、極めて広い範囲に規制がかかっています。企業再編や雇用の流動化の影響は法人代理店にも及んでおり、役職員の過去の職歴を正確に把握するにあたり、プライバシーへの留意が必要なうえ、相当な負荷が生じています。
		▶代理店委託業務の煩雑さを軽減するため、特定者の定義・規定を見直すとともに、事務手続きの簡素化を求めます。くわえて、生損保間における定義の統一を求めます。
11	乗合代理店の自己・特定契約比率の計算に関するインフラ等の整備	毎年一定の時期などに保険会社が把握・管理することになっている乗合代理店の自己・特定契約比率調査は、乗合各社が調査したうえで代申会社が合算集計するなど極めて非効率かつ煩雑な手続きとなっています。
		▶乗合代理店の自己・特定契約比率を正確かつ簡素に計算することができるよう、業界内のインフラ等の整備を求めます。
12	保険金VAN決済システムの拡充	先行払いした車物事案の保険金求償などは、1件ごとの回収・計上処理を手作業で行うなど、非効率な実態にあります。
		▶保険金VAN決済システムについて、対人VAN決済と同様の決済システムを早期に構築するなど業務の効率化につながる対応を求めます。
13	重複保険に関する求償スキーム等の周知徹底	重複保険の求償は、手続きが煩雑であることにくわえ、スキームが十分に理解されていないことから、各社の現場に大きな負荷を与えています。
		▶重複保険の求償手続きに関するスキーム、重複契約確認時の標準フォームの活用について協会加盟以外の共済などへ周知するとともに、求償金額の算出方法について各社・現場への周知徹底を求めます。

3 事業フィールドの整備・拡大

1 共済事業等に関する規制の見直し

情勢認識

- 共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実な契約の履行が求められる事業であり、契約者等の保護の観点から重要となることから、2006年施行の保険業法改正により、根拠法のある制度共済や、一定の地域や職域等でつながっており、構成員による自治が可能な団体などを除き、保険業法の規定が適用されることとなりました。
- 2006年施行の保険業法改正時に特定保険業を行っていた者のうち一定の要件に該当する者は、2011年施行の保険業法改正により、当分の間、行政庁の認可のもと、認可特定保険業者として事業の継続が認められています。

問題意識

- 根拠法のある制度共済や認可特定保険業には、保険募集人の登録義務や保険契約者保護機構などのセーフティネットの構築義務が課されていないことに加え、一部の根拠法のある制度共済を除き2016年施行の改正保険業法に設けられた情報提供義務、意向把握義務、弊害防止措置などが課されていません。このように、根拠法のある制度共済や認可特定保険業における規制が、最低限順守すべき規制として保険会社と少額短期保険業者に適用されている現行の保険業法の内容と同水準となっていないことは顧客保護の観点から望ましくないと考えます。

提言

- さらなる顧客保護を図っていくべく、根拠法のある制度共済や認可特定保険業において、保険会社と少額短期保険業者に適用されている現行の保険業法の内容と同水準の規制を設けたうえで、その規制を順守する態勢が構築されるよう監督していくべきと考えます。

2 銀行等における保険募集規制の見直し

情勢認識

- 銀行等における保険募集については、顧客保護の観点から、顧客に対する銀行等の優越的地位や情報格差などを背景とした圧力により顧客の保険加入や保険商品選定の判断が変わることを懸念し、規制が設けられてきた経緯にあります。
- そのようななか、顧客保護を前提に、顧客利便の向上等の観点から、数次にわたる規制緩和を経て、現在は取り扱い可能な保険商品に制限はなくなっており、保険商品の種類に応じた弊害防止措置を適用するといった内容の規制となっています。
- 一方で、対象者が保険募集制限先か否かの確認に始まり、非公開情報保護措置にもとづく事前同意の取り付けや影響遮断措置の確保、預金誤認防止措置に関わる顧客への説明など、数多くのプロセスが存在しており、損保グループ産業の社員が、これら一連の業務プロセスに関する金融機関への教育・研修、日常的な照会対応・指導などの業務を担っています。

問題意識

- 保険商品の販売窓口の拡大や販売者同士の競争促進を通じ、サービスの品質を向上させる観点にくわえ、「貯蓄から投資へ」といった投資促進政策等を受けて、多様化する顧客ニーズに応じたサービスの提供を実現する観点からも、顧客保護を確保しつつ、さらなる顧客利便の向上を図ることが必要と考えます。他方、顧客保護を図るために設けられた弊害防止措置により、保険募集制限先の対象者に提案できないことや、数多くのプロセスを経る必要があることで、顧客にとって最適な保険提案への支障となることも懸念されます。

提言

- 保険業法において情報提供義務や意向把握義務といった顧客保護のための枠組みが設けられたことをふまれば、銀行等での保険募集における顧客保護と顧客利便の両立に向けて、企業経営を財務面でサポートする機能、個人の資産形成に関する相談機能など、金融機関の専門性をさらに活かして必要な生損保商品を提案できるよう、弊害防止措置の見直しなども視野に入れた環境整備をすすめるべきと考えます。

3 生命保険における構成員契約規制の撤廃

情勢認識

- 企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結し、生命保険商品の募集を行う場合、保険業法において禁止行為とされている圧力募集への懸念から、一部の保険商品を除いて、当該企業およびその企業と密接な関係を有する法人（特定関係法人）の役員・従業員に対する募集が制限されています。

問題意識

- 事前規制から事後チェック型へと監督行政の転換が図られ、不適切な募集に対しては策が講じられているなか、圧力募集への懸念を理由に一切の募集を禁止することは、過剰な事前規制であると考えられます。また、第二分野（損害保険）および第三分野（医療保険など）は販売が可能であるなかで、第一分野（生命保険）にのみ規制を課すことの合理的な理由は存在しないと考えます。くわえて、募集が制限されていることにより、生命保険会社と募集代理店契約を締結している企業の役員や従業員などは生命保険のみ別の代理店を探さなければならないなど消費者利便が図られていない懸念があります。
- また、大企業や金融機関などでは特定関係法人が多岐にわたり、管理に多大な労力を要しています。

提言

- 販売者による説明責任の着実な履行や、不適切な募集に対する苦情対応などを含む適切な事後措置の実施などにくわえて、保険業法において情報提供義務や意向把握義務といった消費者保護のための枠組みが設けられたことをふまれば、消費者保護と消費者利便の両立に向けて、優越的地位の濫用などを防止するための弊害防止措置の導入など消費者保護に寄与する各種措置が講じられることを前提に、構成員契約規制は早期に撤廃するべきであると考えます。

4 社会インフラ機能の維持・拡大

1 地震などの自然災害を補償する保険のさらなる普及と適正かつ迅速な保険金支払

情勢認識

- 国民が自らの財産を守る自助の制度である地震保険制度は、1966年の創設以来、震災発生時における被災者の生活および日本経済の安定に寄与してきました。東日本大震災では業界全体が全力で取り組んだ結果、約80万件もの保険金を迅速に支払い、被災者の生活再建に寄与できたことは、本制度の有効性を実証したものといえます。
- 東日本大震災や熊本地震、能登半島地震などの大規模地震が続けて発生したことにくわえ、今後も、南海トラフ巨大地震・首都直下型地震などの発生が予想されていることから、地震災害に対する自助の備えへの必要性が高まっています。このようななか、業界では地震保険制度の普及に向けて、地震リスクや地震保険に対する理解拡大に取り組んだ結果、地震保険の加入件数は東日本大震災発生時から約905万件増加したものの、その世帯加入率は35.4%（2024年末時点）と決して十分とはいえない状況にあります。
- くわえて、近年、大型台風や豪雨など地震以外の大規模な自然災害が相次いで発生し、このような台風や集中豪雨などの自然災害に対しても、さらなる自助の備えの必要性が高まっています。一方、水災などのリスクへの備えとして消費者が必要な情報を得るために有効なツールとなるハザードマップの整備がすすんでいるものの、国土交通省の調査（2021年）によれば、これまで危険が迫っていないことなどを理由に約3割はハザードマップを見たことがない状況にあり、消費者の自助につながる防災リテラシーが低い実態があります。
- こうしたなか、業界では、適正性を担保したうえでの迅速な保険金支払体制の構築に向けて、地震被害について損害調査におけるモバイル端末（地震アプリ）の利用拡大や、損害状況申告方式の対象拡大などの支払体制の整備をすすめています。くわえて、大規模な水災への備えについても、被災状況を早期に把握し迅速な保険金支払につなげるべく、人工衛星を活用した損害調査のしくみの構築などに取り組んでいます。

1 地震などの自然災害を補償する保険のさらなる普及に向けて

問題意識

- 全国どこでも、いつ何時、大規模地震によって被害を受ける可能性があり、地震保険のさらなる普及に向けて、早期に一人でも多くの消費者に地震保険の有用性を理解いただくとともに、加入促進に資する具体策の検討をすすめる必要があると考えます。
- くわえて、地方自治体において高潮、雨水出水などのハザードマップの整備はすすんでいるものの、その周知・活用が十分でない状況も見られることから、引き続き適切な情報提供をすすめていくとともに、ハザードマップなどを活用し、自然災害による事故の発生を未然に防ぎ被害を軽減するため、国民一人ひとりの防災リテラシーの向上を図っていく必要があると考えます。

提言

- 業界・各社は、地震保険の有用性や地震リスクなどに関する啓発活動に国・地方自治体と相互に連携して取り組むとともに、加入促進の観点から、建築年割引適用時の確認資料の廃止や耐震等級割引適用時の確認資料の簡素化など、加入時の消費者利便につながる対策を幅広く検討していくべきと考えます。
- また、高潮、雨水出水などのハザードマップについては、水防法の枠組みのもとで整備がすすめられているものの、その周知・活用が十分でない状況も見られることから、地方自治体において引き続き適切な情報提供をすすめるとともに、業界・各社は、国・地方自治体と相互に連携して、消費者の防災リテラシー向上に向けた啓発活動等に取り組むべきと考えます。

2 地震や台風などの自然災害時の適正かつ迅速な保険金支払に向けて

問題意識

- 南海トラフ巨大地震や首都直下型地震などの事故受付件数は、業界全体が全力をあげて対応した東日本大震災の数倍以上と想定されていることにくわえ、今後の地震保険の普及活動によりさらに増加することが見込まれます。このように事故受付件数が増加するなかであっても、適正性を担保したうえでの迅速な保険金支払を実現する必要があります。
- さらに、保険引受時における既存の損傷箇所の確認が十分ではないことなどにより、損害調査に時間を要し、適正かつ迅速な保険金支払に支障があるため、適正な保険引受にも一層努めていく必要があります。
- 自然災害への対応が常態化しており、損害調査の負担が増加していることをふまえれば、適正かつ迅速な保険金支払を行うために、デジタル技術やリモート対応を一層活用し、より効率的な自然災害対応の体制整備をすすめる必要があると考えます。
- また、近年は頻発化・激甚化する大型台風や豪雨などの地震以外の大規模自然災害にくわえ、雹災などの中小規模災害も頻発化しているため、こうした自然災害に対しても防災・減災に向けた意識の向上を図る重要性が一層高まっています。

提言

項番	項目	現在の提言内容
1	損害調査や認定方法などの見直し	▶ 地震保険における適正性を担保したうえでの迅速な保険金支払に向けて、共同調査の対象物件の拡大や損害調査・損害認定方法の見直しといった幅広い検討を求めます。また、地震以外の大規模自然災害に対しても、損害認定に関する業界共同のしくみの構築などの検討を求めます。
2	未修復物件の損害認定の適正・公平性の確保	▶ 後発地震による損害認定をより適正かつ公平に行うため、先発地震で罹災した物件の新規引受に関して、すべての会社・代理店が先発地震による被害状況・程度を正確に確認できるようしくみの検討などを求めます。
3	デジタル技術等を活用した適正かつ迅速な自然災害対応に向けた環境整備	▶ 迅速なお客さま対応や、現地への応援派遣の負担軽減の観点から、損害調査の一層の効率化や、災害対策室におけるペーパーレス化、リモート対応の促進など、デジタル技術も活用したさらなる対応の検討を求めます。
4	中小規模自然災害の防災・減災に向けた環境整備	▶ 近年頻発化している、雹災などの自然災害に対する国民の認知や防災・減災の意識の向上に向けて、業界全体で各種関係先に啓発活動を行うなど、取り組みの検討を求めます。

2 自然災害以外の保険の適正かつ迅速な保険金支払

情勢認識

- 環境変化等により、サイバー攻撃等の新たなリスクが出現していることや、既存のリスクが多様化・複雑化していることを背景に、社会・消費者の安心・安全に対する意識が高まっています。

問題意識

- あらゆる損害に対して適正かつ迅速な保険金支払を実践することが、損保グループ産業の最も重要な役割のひとつであり、この役割を十分に果たすため、さらなる環境整備が必要であると考えます。

提言

項番	項目	現在の提言内容
1	医療機関と保険会社間等のネットワークの構築	▶ 診療報酬明細書のオンライン化はすでに実現されているものの、情報管理上の制約から保険会社の参加は認められていません。診療報酬明細書の取り付けを迅速に行うため、マイナンバー制度の民間活用やブロックチェーン技術の活用などによって、医療機関や公的医療保険者等と保険会社との間のネットワークの構築を求めます。
2	飲酒調査結果の開示	▶ 飲酒運転の抑止効果を発揮するため、本人同意の取得を前提として、飲酒調査結果を開示するよう求めます。
3	ドライブレコーダーの標準装着化	▶ 過失事案に関する調査および保険金支払の迅速化、交通事故被害者の救済の観点から、ドライブレコーダーを標準装着とするよう、道路運送車両法等の改正を求めます。
4	交通事故多発交差点へのカメラの設置等	▶ 交通事故多発交差点における道路標識の視認性向上およびカメラの設置を求めます。また、個人情報保護に関わる一定の手続きのもとで映像の閲覧を可能とすることを求めます。
5	自動車盗難防止装置の普及促進等	▶ 自動車盗難防止装置等の普及促進および、新たな盗難手法の拡大を防ぐための対応を求めます。
6	最新技術の研究開発	▶ 事故発生防止に向けて、ITS（高度道路交通システム）やASV（先進安全自動車）の技術開発に向けた研究を一層すすめるとともに、各種データの使用ルールやサイバー攻撃への防御策の整備を求めます。

3 自動運転車の事故における適正かつ迅速な保険金支払に向けた環境整備

情勢認識

- 自動運転車の普及を見据え、事故が発生した場合の民事上の責任に関する自動車損害賠償保障法、運転者が守るべき交通ルールである道路交通法、車体の安全性に関する道路運送車両法等の自動車関連法制の見直しがすすんでいます。
- また、2018年3月の国土交通省の「自動運転における損害賠償責任に関する研究会」では、レベル0からレベル4までの自動車が混在する当面の「過渡期」においては、迅速な被害者救済の観点から従来の運行供用者責任を維持しつつ、「保険会社等による自動車メーカー等に対する求償権行使の実効性確保のためのしくみを検討することが適当」との見解が示されました。

- 求償権を行使するには、自動運転システムを利用中の事故状況を正確に把握する必要があることから、保険会社各社が被保険者等に調査への協力を求めることができるよう、2021年4月に自賠責保険約款が改定^{（※1）}されました。本改定をふまえ、自動運転車の事故原因の究明を目的として、自動車メーカーと保険会社間において、自動運行に係るデータを被保険者等経由で自動車メーカーから保険会社に開示するしくみの構築がすすめられています。

- こうしたなか、日本国内においては2024年5月のデジタル庁の「AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ」において、事故状況を把握するため運転者が存在しないレベル4以上においても自動車メーカーから保険会社への自動運行に係るデータ開示のしくみの必要性が示されました。くわえて、2023年施行の改正道路交通法によりレベル4の自動運転車の走行時に特定自動運行実施者等の配置が義務化されていることを受けて、こうした運転に関与する新たな主体における運行供用者責任に関する整理が求められるとの見解が示されています。

- 国際的にも、自動車基準調和世界フォーラム^{（※2）}において、自動運転システム（ADS）を対象とする国際的な安全基準の具体化がすすめられています。特に2026年1月にはADS法規規則案が出され、事故後の検証を可能とするためのデータ記録や管理体制を整備すること、運行における責任関係の明確化等について論議がすすめられており、日本においてもこうした国際的な基準策定の進展をふましつつ、国内の制度・運用との整合性を図っていく動きがすすんでいます。

※1事故発生時に被保険者等が保険会社に通知すべき事項として自動運行装置の作動状況を明記したほか、保険金の請求があった場合に、自動運行装置の作動状況に応じて、保険会社が被保険者等に調査への協力を求めることがある旨が明記されました。

※2自動車の国際的な基準と認証ルールを策定する唯一の機関。

問題意識

- 自動運転車の事故は、自動運行に係るデータ確認ができなければ事故状況の把握や事故原因の特定が難しく、適正かつ迅速な保険金支払ができない懸念があることから、保険会社と自動車メーカー等の間で自動運行に係るデータを開示するしくみの早期実現が必要と考えます。
- 自動運転車の運行に関わる新たな主体である特定自動運行実施者等に関する責任関係が不明確なままでは、レベル4の自動運転車による事故時に、迅速な被害者救済や自賠責保険をはじめとした保険制度の安定的な運営に影響を及ぼす懸念があります。

提言

- 保険会社と自動車メーカー等の間で自動運行に係るデータを開示するしくみについては、現在の検討状況を開示したうえで、企業や消費者のみならず、関係する産業の働く者の意見もふまえて、保険会社等や自動車メーカー等における実務を想定し、実現に向けて早急に検討していくべきと考えます。
- 特定自動運行実施者等について、レベル4の自動運転車による事故における運行供用者責任の主体となり得るのかを明確化するべきと考えます。

4 保険金不正請求防止対策

情勢認識

- 保険制度の健全性を維持していくためには、保険金詐欺や不正請求等を排除することが不可欠であるとの考えのもと、業界・各社をあげて不正請求防止に向けた各種対策を強化しています。損保協会では、保険金不正請求ホットラインや保険金不正請求を防止するためのデータベースを運営し、不正請求行為関係者のネットワーク分析システムの活用推進や保険金不正請求防止事案担当者表彰制度の運用に取り組んでいるほか、収集した保険金請求等に関する情報をAIが分析し、各社が不正請求を早期に検知するためのシステムを構築するなど、保険制度の健全性の維持・向上に努めてきました。
- こうしたなか、旧ビッグモーター社による保険金不正請求の問題が発覚しました。各社が自動車修理における悪質な不正請求の手口を見抜けなかったことをふまえ、業界における既存の「不正請求防止システム」の精度向上の検討、各社における不正請求の未然防止に資する損害調査態勢の構築など、これまで以上に不正請求への対策を強化しています。
- そのほか、自然災害に便乗した悪質商法等のトラブルが依然として発生していることをふまえ、損保協会は、消費者庁・金融庁・警察庁・国民生活センター・日本損害保険代理業協会と連携のうえ、啓発チラシを活用し契約者に注意喚起を行うとともに、各社においても、パンフレット・重要事項説明書を通じた保険契約締結時における注意喚起や、AIを活用した不正請求の検知を行うなど、お客さまの被害撲滅に向けて取り組みをすすめています。くわえて、悪質なロードサービス業者によるトラブルも依然として発生していることから、被害が確認された地域で損保協会が作成したチラシを配布するなど、走行不能となりレッカー移動や現場での応急処置等が必要な場合には、まず保険会社または代理店に連絡するよう注意喚起をすすめています。

問題意識

- 保険金不正請求は、社会不安の増大など社会に対して悪影響を及ぼすほか、犯罪組織の資金源ともなり得るため、さらなる犯罪の発生の一因となる可能性もあります。また、本来生じるべきではない損害率の上昇や、それにとまなう保険料率の引き上げなどを通じて、損保グループ産業の健全な発展を阻害するとともに契約者の負担増加につながる要因となるため、より実効性の高い対策が必要であると考えます。
- また、近年、自然災害に便乗した悪質商法や悪質なロードサービス業者等による消費者トラブルも増加傾向にあるなか、消費者保護や健全な保険制度の維持の観点からも、さらなる対策を検討する必要があります。
- くわえて、コロナ禍を経て、非対面での損害確認を行う機会が増加したことなどもふまえ、非対面による損害確認においても対面と同様に高いレベルで不正請求を検知することや、対面による追加調査を実施する態勢の整備などにより、適正に保険金を支払っていくことがより重要になっていると考えます。

提言

項番	項目	現在の提言内容
1	損害調査態勢の強化	▶ 各社は、不正請求防止に向け、事案の特性に応じて適切な損害調査を実施する態勢の整備にくわえ、担当者が対面・非対面にかかわらず、不正事案の見極めや未然防止、適切な対応に必要な経験を積むための教育および第一線への組織的な支援態勢の構築・強化を図るよう求めます。
2	各種法制度などの見直し	▶ 保険法における契約解除要件の見直し（信頼破壊行為の重視）および保険犯罪に関する罰則の強化を求めます。 ▶ マイナンバー制度の民間活用を含む、医療機関と保険会社間におけるネットワークの構築や公的医療保険者との情報共有を可能とする法整備を求めます。
3	業界内データベースの充実	▶ 業界として、悪質修理業者に関するものも含めた保険金詐欺・不正請求および疑義情報の収集に努めることにくわえ、法規制をクリアし、これらの情報を、個別契約の引受制限や損害保険代理店委託契約の排除に活用できるしくみの構築を検討することを求めます。
4	啓発活動の推進	▶ 保険金不正請求は犯罪であるという社会規範をつくるべく、公共広告などとの連携や、募集文書などへの注意喚起文言の記載を含めた啓発活動の一層の推進を求めます。

5 反社会的勢力との関係遮断

情勢認識

- 金融庁は、保険会社に対し、反社会的勢力との関係遮断、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供給の防止に向けた態勢の整備を求めており、2014年6月には、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進するための監督指針の改正などが行われました。業界においても、2020年6月に損保協会が反社会的勢力への対応に関する基本方針を改定したうえで、データベースの拡充をすすめています。

問題意識

- 各社・代理店間で対応レベルが異なれば、ある保険会社・代理店で謝絶した反社会的勢力の契約をほかの保険会社・代理店で引き受けるなどの事象が生じる恐れがあります。
- 損害保険においては、社会的使命である被害者救済を果たすために反社会的勢力との関係遮断がしきれないことや、準記名式の団体契約をはじめ契約時に被保険者を特定することができない契約があること、あるいは契約に至るまでの期間が短いなかで十分なチェックができないケースが生じ得ることなど、ほかの金融商品にはない固有の課題が存在します。

提言

- 業界内での対応レベルの統一やデータ共有、行政や周辺業界との情報連携、代理店との意識レベルの共有を一層すすめるべきと考えます。
- 損保グループ産業固有の課題について、行政とともに検討をすすめる必要があるものと考えます。また、各社における現場教育の充実と安全管理の徹底を図るべきと考えます。

6 自賠責保険制度の安定運営

情勢認識

- 自賠責保険は、交通事故による被害者の保護・救済を目的とした制度であり、人身事故の被害者が一定額の補償を確実に得られるよう、自動車ユーザーには契約締結が義務づけられています。このように本制度は社会保障的性格の強い強制保険であり、保険料についても極力低い水準で設定されるべきであるため、保険会社の利潤を織り込まない、いわゆる「ノーロス・ノープロフィットの原則」にもとづいて算定されています。
- 政府は、2001年の政府再保険制度廃止時の定めにより、過去の保険料や運用益を積み立てた自動車安全特別会計から生じる運用益を原資として、被害者支援や事故防止などの交通事故対策を実施しています。
- 2022年通常国会において、自動車事故による被害者の保護の増進および自動車事故の発生の防止を一層図ることを目的に「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法案」が可決・成立しました。本法改正により、これまで暫定措置とされていた被害者支援および事故防止などの交通事故対策の事業が恒久化されたうえで、ひき逃げ等の被害者の損害を補填する保障事業とあわせ、新たに「自動車事故対策事業」として実施されることになりました。くわえて、これまで保障事業を実施するために自賠責保険料の一部として徴収していた自動車損害賠償保障事業賦課金を、「自動車事故対策事業賦課金（以下、賦課金）」へと拡充し、この事業の財源に充てることとしました。賦課金については、2023年4月から自賠責保険の保険料^(※)に上乘せされています。
- こうしたなか、国の財政事情を背景として、過去の保険料や運用益を積み立てた自動車安全特別会計から一般会計へ繰り入れられていた約5,800億円については、2025年11月の閣議決定および同年度補正予算により、全額の一括繰戻しが実現しています。

※車種別に3つに分類されており、自家用車の1台当たり年間賦課金額は125円。

問題意識

- 自賠責保険は「ノーロス・ノープロフィットの原則」に則り、その保険料水準を極力抑制する必要がありますが、短期的な収支にもとづいて保険料を大幅に引き下げた場合、将来的に大幅な保険料引き上げにつながる恐れがあります。
- 日本のクルマ社会において、誰もが安心できる共助社会を実現するといった観点から、「自動車事故対策事業」は必要不可欠なものであると考えますが、その財源として自動車ユーザーに新たな賦課金による負担を求めている以上、被害者支援対策・事故防止対策として実施すべき施策については、その事業の効果検証を毎年実施していく必要があります。

提言

- 自賠責保険料の急激な上昇は自動車ユーザー・販売店双方に過度な負荷となることから、基準料率の設定にあたっては、中長期的な収支バランスに十分配慮するべきであると考えます。
- 賦課金に対する自動車ユーザーからの理解が得られるよう、事業内容の精査を行うなど、今後も被害者保護増進等事業の効果検証を毎年実施すべきであると考えます。

第2章

労働者がいきいきと働き続けられる環境の実現に向けて

労働・雇用に関する基本的な考え方

社会に対して安心・安全を提供するという損保グループ産業に課せられた使命を果たし続けていくには、「人」ならではの能力を発揮し付加価値を生み出していくことが求められています。そのためには、労働者にとって基盤となる生活・雇用の安定や心身の健康確保はもとより、働きがいを実感しながらいきいきと働き続けるための各種法整備やルールの構築、職場環境の整備を確実にすすめていく必要があります。

女性・高齢者をはじめとする多様な人材の労働参画がすみ就業形態が多様化するなか、こうした労働市場の構造変化に対応した雇用のセーフティネットを構築する重要性が高まっています。こうしたセーフティネットの位置づけである雇用保険制度においては、保護すべき対象者の範囲や給付内容を労働者の生活と雇用の安定に資する内容へと見直していくとともに、コロナ禍で棄損した雇用保険財政の強化を図り、制度が将来にわたり安定的に運用できるような財政基盤を構築することが求められます。

また、高齢化やDXの進展といった環境変化のなか、新卒一括採用・終身雇用・年功序列などに特徴があるとされるいわゆる「日本的雇用慣行」を見直す動きがみられます。損保グループ産業、ひいては日本社会・経済の持続的な成長の原動力は「人」であり、「人」を大切に育ててきた従来の雇用慣行の優れた面を生かしつつ、こうした社会の変化に対応し得る雇用環境の整備と労働市場の活性化を図る必要があります。また、労働者が能力を発揮したうえで活躍し続けるために、能力開発や学び直しなどに主体的に取り組めるよう支援を拡充するとともに、企業内での環境整備に取り組んでいく必要があります。

くわえて、少子高齢化のさらなる進展により労働力人口の減少が見込まれるなか、誰もが意欲と能力に応じて働くことができる環境整備の重要性が高まっており、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる環境の整備や男女間賃金差異の解消、意欲ある高齢者がやりがいを持って働き続ける環境整備などに取り組んでいく必要があります。

同時に、コロナ禍を契機として、労働者の働くことに対する価値観は一層多様化がすすんできており、多様な働き方の実現に向けて、一人ひとりの価値観や状況に応じた働き方を実現できる環境を整備する必要があります。現下では、テレワークをはじめとする柔軟な働き方のもとでの労務管理・コミュニケーション・人材育成などの課題が依然として残っています。また、同じ職場で働く者同士がお互いのおかれた背景や価値観を理解しあい、差別や偏見をなくすることも重要であり、こうした課題に適切に対処し、労働者が安心して働くことができるような環境を構築していくことが求められています。

このように労働・雇用を取り巻く環境が大きく変化するなかで、労働者保護の根幹である法規制の堅持を前提として、労働組合には一層の役割発揮が求められており、組合員はもとより、組合未組織企業における労働組合の設立や企業内の組合加入率の向上を通じ、集团的労使関係の力で一人ひとりの労働者を守っていく必要があります。

1 労働法制の見直しや実効性の確保に向けて

1 仕事と育児・介護の両立に向けた対応

情勢認識

- 2020年5月の「少子化社会対策大綱」において、仕事と育児を両立しながら、子育てを夫婦一緒に行う「共働き・共育て」ができる環境の整備に向けて、男性の家事・育児参画の促進についての検討課題が示されました。
- また、厚生労働省は、少子高齢化の進展や働き方の多様化を背景に「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会」を設置し、仕事と育児・介護の両立支援制度の現状を分析したうえで今後の育児期、介護期の働き方に関する支援等を2023年1月以降9回にわたり論議・検討しています。
- これまでの論議をふまえ、2024年通常国会で男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等として雇用環境整備や介護に直面した労働者に対する個別の周知・意向確認を企業に義務づけた改正育児・介護休業法が成立し、2025年4月以降順次施行されています。

問題意識

<育児>

- 共働き・共育てができる社会を構築していくためには、国際的にみても低水準にある男性の家事・育児関連時間を増やすべく、まずは男性の育児休業取得が必要であり、また、こうした風土醸成なかりせば、対象者への個別の周知や意向確認が形骸化することが懸念されます。
- 男性の育児休業取得率の目標を設けて取り組んでいくことは有効である一方で、育児休業の取得状況の公表が義務化され、男性の育児休業取得率の政府目標が引き上げられたことにともない、企業が男性の育児休業の取得率の向上をめざす観点から過度に促進を行うことも想定されるため、男性が一律に育児休業を取得せざるを得ない状況が生じる懸念があります。

<介護>

- 介護はけがや病気などをきっかけに突発的に始まることが多く、いつまで続くかを正確に予測できないことに加え、要介護者の状態や家族構成、住環境などにより必要な支援体制が異なるなど個別性が高いため、制度利用者に対して個々の状況や意向等を丁寧に確認する必要があると考えます。

<育児・介護共通>

- 両立支援制度の拡充がすすみ、職場内では支える側の負担が高まる側面があるなか、仕事と育児・介護を両立しながら働く社員を応援する社会機運の醸成や、ライフステージにかかわらず誰もがワーク／ライフ・バランスを充実させることができる職場環境の構築を一層すすめなければ、支えあう職場風土の醸成がなされない懸念があります。

提言

<育児>

- 男性の育児休業取得をより一層促進していくために、上司や同僚に対して遠慮し取得を見送ることなどがなく、育児休業を取得しやすい職場環境の整備をさらにすすめていく必要があります。
- 育児を取り巻く家族事情などは区々であることから、育児休業を取得したい男性が取得できるようにしていくことが重要であると考えます。

<介護>

- 事業主による意向確認等については、個々人の状況や意向をより丁寧に把握するため、可能な限り面談にて実施されることが望ましいと考えます。

<育児・介護共通>

- 仕事と生活の両立を推進していくうえでは、制度の拡充だけでなく、仕事と育児・介護を両立しながら働く社員を職場全体で支援する社会機運の醸成や、すべての人が仕事と生活を両立できるような長時間労働の是正や柔軟な働き方を選択できる職場環境の構築をすすめる必要があると考えます。

2 持続的な雇用保険制度の構築に向けた対応

情勢認識

- 雇用保険制度は「労働者の生活・雇用の安定」「労働者の能力開発・福祉の増進」を目的として、失業給付をはじめ、育児休業給付や教育訓練給付など雇用に関する総合的な役割を担ってきました。
- くわえて、労働者を雇用する事業主への支援を通じて雇用の維持を図る事業（以下、雇用保険二事業）も展開しています。こうしたなか、雇用保険二事業による助成金が、コロナ禍で積極的に活用されたことにより、その財源は枯渇し、失業等給付にかかる積立金から約3.4兆円の貸し出しが行われました。また、積立金残高が大幅に減少したことで、雇用保険の財政運営は急速に悪化し、財源確保に向けて労使ともに雇用保険料率の引き上げが行われました。その結果、積立金残高は回復傾向にあるものの、いまだコロナ禍前の水準の半分にも満たず、財政の安定化は道半ばです。
- 雇用保険の財政基盤の強化が求められるなか、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、労働者の自発的な職業能力開発の一層の支援に向けて教育訓練給付の拡充や、教育訓練中の生活を支えるための給付・融資制度の創設、雇用保険の適用拡大について検討する方針を示しました。同様に、「こども未来戦略」では、共働き・共育て推進の観点から両親がともに育児休業を取得した場合の育児休業給付の給付率引き上げや、育児時短就業給付の創設について検討する旨が明記され、各種給付の創設、拡大に向けた論議が行われてきました。
- 2024年通常国会において、上記の検討内容をふまえた「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が成立し、2024年10月から段階的に施行されています。なお、同法の可決にあたっては、複数事業所で雇用される労働者の雇用保険の適用のあり方や、非正規雇用労働者の教育訓練給付支援、育児休業給付金の財政運営のあり方を検証することが附帯決議されています。

問題意識

- 雇用のセーフティネットとして重要な役割を担う雇用保険制度が、引き続き非常時に臨機応変に対応可能なものとなるよう、まずは財政基盤を強化することが急務であると考えます。そのうえで、さまざまな役割を有する雇用保険制度において、制度の本来の趣旨や給付と負担のバランスなどをふまえた見直しが行われなければ、雇用保険の安定的な運営が阻害されてしまう懸念があります。

提言

- 雇用保険の安定的な制度運営に向けて、国庫負担割合や労使が負担する保険料率を含め財政運営を検証し、財政基盤の強化を図るとともに、労働者の生活・雇用の安定や労働者の能力開発・福祉の増進といった雇用保険の目的をふまえ、給付と負担のバランスや効果、公平性、財源の観点も検討したうえで制度の見直しを行う必要があると考えます。



2026年6月25日 連合 労働法制局との意見交換の様子

3 社会人教育などの充実に向けた対応

情勢認識

- 政府は、付加価値の高い雇用の創出に向けた能力開発・キャリア形成は、労働者一人ひとりが自らの責任で主体的に取り組むことが重要であるものの、企業としても従業員の学び直しによる能力発揮を支援する必要があるとの考えを示しており、一度社会に出てからも、時代の変化に合わせた学び直しができる環境を引き続き整備していくとしています。
- また、厚生労働省は、2022年6月に学び直しの場面における職場のリーダーの役割と取り組みなどを示した「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」を公表しました。
- 2022年10月に新しい資本主義実現会議において、リスクリングによる能力向上支援、個々の企業実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化といった三位一体の労働市場改革に取り組む方針が示されました。また、同会議の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」において、日本では就職後の学び直しの慣行が希薄になる実態をふまえ、在職期間中のリスクリングの強化を図ることが示されました。
- こうしたなか、2024年通常国会で成立した雇用保険法等の一部を改正する法律案にもとづき、2024年10月には教育訓練給付金の拡充が行われ、2025年10月から教育訓練休暇給付金制度が導入されています。

問題意識

- 人生100年時代の到来を見据えた職業人生の長期化やDXの進展といった環境変化のなか、労働者が「人」ならではの力を発揮し活躍し続けるために、能力開発や、学び直し、リスクリング等を行う必要性が高まっています。こうしたなかで、学び直しに取り組んでいる労働者の割合は増加傾向にあるものの、いまだ4割に満たない状況であり、より多くの労働者が主体的に学び直しに取り組むための環境を整備していく必要があります。
- また、労働者が主体的に能力開発や学び直し、リスクリング等をすすめるにあたっては、時間や費用の制約が弊害となることが懸念されます。くわえて、新たな知識やスキルの習得は、成長分野への労働移動のみを目的とするのではなく、企業の持続的な成長に向けて、企業を通じ、技術革新や働き方の変化等にもなう業務変革へ対応するために行われる必要があります。

提言

- より多くの労働者が主体的に能力開発や学び直しを行うことができるよう、環境変化に適応した新たな知識やスキルの習得等の必要性を理解するための政府や企業などからの支援が必要と考えます。
- また、教育に関する給付金・助成金や有給教育訓練休暇制度の拡充をより一層促進するための法整備など、社会人教育のさらなる充実に向けた支援の強化が必要と考えます。くわえて、環境変化をふまえた新たな知識やスキルの習得に向けて、リスクリングをすすめていくための企業を通じた支援が必要と考えます。

4 職場におけるハラスメントの防止強化に向けた対応

情勢認識

- パワーハラスメント防止措置を企業に義務づける改正法が2019年に成立し、2020年6月から施行されました。同時に、セクシュアルハラスメントなどへの対策も強化されました。また、厚生労働省は、2022年6月、学び直しの場面における職場のリーダーの役割と取り組みなどを示した「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」を公表しました。
- また、2025年通常国会において、カスタマーハラスメント対策を企業に義務づける改正労働施策総合推進法が成立しました。同法にもとづくカスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する指針が2026年2月に公布され、同年10月より施行される予定となっています。
- 損保グループ産業においても、示談交渉などを行う業務特性からカスタマーハラスメントが疑われる行為に直面しやすい実態をふまえ、対策を講じる必要性について業界労使で認識を揃えており、各社において取り組みがすすめられています。
- なお、国際労働機関（ILO）では、2018年に「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約を策定する方針を確認した後、2019年6月の創立100周年記念総会においてハラスメントに特化した初めての国際条約が採択されています。

問題意識

- あらゆるハラスメントの根絶に向けては、2020年6月から施行されているパワーハラスメント防止法や2025年通常国会で成立したカスタマーハラスメント対策法をはじめとする、ハラスメント対策の徹底が求められているものの、現行法にはハラスメント行為自体の禁止規定がないことなどにより、労働者が安心して働くことができない懸念があります。
- また、顧客・取引先などからのカスタマーハラスメント撲滅に向けては、マニュアルの作成にくわえて、「長時間労働につながる商慣習の見直し」と同様に、社会に広く、お互いに「相手の働き方に配慮する」との意識が醸成されなければ、カスタマーハラスメントから労働者を十分に守ることができない懸念があります。

提言

- あらゆるハラスメント防止に向けて、すべての事業主に対し、ハラスメント防止を企業に義務づける法律や指針などにもとづく対策を徹底する必要があると考えます。
- ハラスメントの形態が多様化していることをふまえ、労働者が安心して働くことができる職場環境の構築に向けて、あらゆるハラスメント行為の禁止規定や事業主に対する措置義務などの法制化をすすめ、ハラスメント全般の防止に向けた実効性のある対策を講じる必要があると考えます。
- 政府は、カスタマーハラスメント撲滅に向けた対策のひとつとして、事業主および労働組合と連携しながら、社会に広く、お互いに「相手の働き方に配慮する」という意識を醸成していくべきと考えます。

5 職場における性的指向・性自認に関する差別防止に向けた対応

情勢認識

- 2021年に「LGBTに関する課題を考える議員連盟」（以下、LGBT議連）が性的指向・性自認を理由とする差別の解消に向け、LGBT理解増進法案の策定を主導してきましたが、一部の議員から異論が示されたことにより国会には提出されませんでした。
- こうした動きを受け、G7参加国で唯一性的指向・性自認に関する差別を禁止する法律が制定されていない日本に対して、国連をはじめとする国際機関から法整備を要請する声が一層強まり、政府においても法案成立に向けて検討がすすめられることとなりました。
- その結果、2023年通常国会において「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が成立しましたが、LGBT議連で検討されてきた性的指向・性自認に関する差別を禁止する規定や差別や偏見を防止するための教育に関する規定などが修正され、性的マイノリティに対する理解を求める基本理念を定めるにとどまるなど、LGBT議連で検討された当初の法律案からは大きく後退した内容となりました。
- 企業においては、性的マイノリティ当事者への理解増進や各種制度の整備が進展しつつありますが、2025年3月に厚生労働省が公表した「就労する性的マイノリティ調査」によると、身近に当事者がいると認識していない割合が多いことや、職場で困りごとを抱える性的マイノリティ当事者の割合がLGBで約4割、トランスジェンダーでは約6割に上り、SOGIハラスメントを見聞きしたことがある人も約2割見受けられました。

問題意識

- 成立したLGBT理解増進法は、当初検討されていた内容と比較して、基本理念を謳うのみで、差別を禁止する趣旨が後退したとも受け取れる内容に修正されているため、差別防止に向けた既存の取り組みの減退や職場における性的指向や性自認に関する理解がすすまない懸念があります。
- 職場における多様な性に対する理解浸透は道半ばであり、依然としてSOGIハラスメントにつながる発言が行われるなど、誰もが働きやすい職場環境の実現に向けては課題があります。

提言

- 性的指向・性自認に関する差別や偏見のない職場環境の実現に向けて、理解増進や差別防止に向けた取り組みを一層推進していくと同時に、成立した法律による影響を検証し、必要に応じて法改正も視野に対応を検討していくことが必要と考えます。

6 男女間賃金差異の情報公表に関する対応

情勢認識

- 2016年に施行された女性活躍推進法においては、すべての働く女性が個性と能力を十分に発揮し活躍できる環境の整備を行うことを目的に、企業に対して女性活躍の観点から職場の状況などを把握・課題分析するとともに、女性の活躍に関する情報の公表を求めています。
- 2022年7月より女性の活躍に関する情報の追加項目として、常時雇用する労働者数が301人以上の企業に対して男女の賃金の差異の状況把握と情報公表が義務化されました。また、2025年通常国会において、常時雇用する労働者数が101人以上の企業に男女の賃金の差異および女性管理職比率の公表を義務づける女性活躍推進法の改正が成立し、2026年4月より施行されています。

問題意識

- 男女の賃金の差異を明らかにして男女の働き方の実態や課題を分析することは、女性活躍推進への大きな一歩につながります。しかし、損保グループ産業において男女の賃金の差異が生じる要因は、転居・転勤制度やコース別人事制度などさまざまな要因が考えられるため、開示された表面的な賃金差に関する数字に着目するだけでなく、賃金差の背景にある実態や課題まで踏み込んだ深い分析を行ったうえで課題解消に取り組まなければ、本来の趣旨である女性活躍推進がすすまない懸念があります。

提言

- 女性活躍推進の課題解消に向けて、男女の賃金差の背景にある実態や課題を深掘りして分析したうえで、労使が連携して課題の解消に取り組むための支援が必要と考えます。



2026年5月20日 連合 緊急シンポジウム 「これでいいのか!?『働き方改革』の見直し」の様子

7 長時間労働の是正に向けた法制度の整備

情勢認識

- 2018年通常国会で成立した「働き方改革関連法」では、長時間労働の是正を目的として、時間外労働の限度を月45時間かつ年360時間とする「時間外労働の罰則付き上限規制」や「勤務間インターバル制度導入の努力義務化」が定められました。
- 2024年1月には、「労働基準関係法制研究会」が立ち上げられ、働き方改革関連法の施行状況をふまえた今後の労働基準関係法制のあり方や、必要な制度の見直しについて具体的な検討が行われました。2024年12月に公表された報告書では、働き方が個別化・多様化していることを背景に「勤務間インターバル制度」は抜本的な導入促進と義務化を視野に入れた検討が必要であることや、「つながらない権利」^(※)は総合的な社内ルールを労使で検討していくことが必要であり、そうした話しあいを促進するガイドライン作成などの必要性について指摘されています。
- 本報告書の内容をふまえ、労働政策審議会において労働基準関係法制の改正を見据えた論議がすすめられてきたなか、2025年10月に発足した新内閣で、心身の健康維持と従業員の選択を前提にした労働時間規制の緩和の検討が指示され、2026年3月から労働市場改革分科会において検討がすすめられてきました。
- 2026年3月に公表された働き方改革の「総点検」の結果によると、働く者の労働時間の増減希望では「このままで良い」が59.5%、「減らしたい」が30.0%となり、「月80時間を超えて働きたい」との回答は全体の0.5%と皆無に近い結果となっています。
- なお、時間外労働の上限規制に関する労使の意見は平行線のままであり、2026年6月の労働市場改革分科会とりまとめにおいて、2026年夏以降の労働政策審議会で継続論議することが示されています。
※従業員が仕事から切り離され、勤務時間外における仕事のメールや電話などの連絡への対応を拒否できる権利。

問題意識

- 時間外労働の上限規制が緩和された場合には、労働者の総労働時間増加につながる懸念があります。
- 勤務間インターバル制度は努力義務にとどまっていることや、コミュニケーションツールの導入などにより、勤務時間外や休日においても連絡がつながりやすい環境にあること等から、長時間労働の是正が十分に図られない懸念があります。

提言

- 多様な人材の労働参加をさらに促し、豊かな生活時間の確保に向けた一層の推進を図る観点から、時間外労働の上限規制の緩和ではなく強化を図る必要があると考えます。
- 勤務間インターバル制度の導入義務化やつながらない権利の法制化の検討など、長時間労働の是正に向けたさらなる法制度の整備が必要と考えます。

8 副業・兼業を行う労働者保護に向けた対応

情勢認識

- 政府は「働き方改革実行計画」において、柔軟な働き方がしやすい環境整備のひとつとして、副業・兼業の普及促進を図る方向性を示したうえで、雇用保険、労働時間管理、健康管理（健康確保措置）、労災保険給付のあり方等について検討をすすめるとなりました。
- 厚生労働省は、副業・兼業の普及促進に向けて、2018年1月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」「改訂版モデル就業規則」を策定しました。その後、労働政策審議会などでの論議を経て、雇用保険や労災保険については、労働者の保護に一定資する改正法が2020年通常国会で成立しました。
- また、2020年9月には、過重労働を防止することや健康確保を図ることが重要であるとの認識のもと、労働時間管理や健康管理などのルールを示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン（改定版）」をリリースしました。
- くわえて、政府は2022年6月、労働者の職業選択の幅を広げ、多様なキャリア形成を促進する観点などから、副業・兼業の拡大・促進に取り組んでいくことを閣議決定し、2022年7月には、副業・兼業を希望する労働者が多様なキャリア形成を図っていくことを目的として、同ガイドラインに、企業に副業・兼業への対応状況について情報開示を推奨する趣旨の改定をしました。

問題意識

- 副業・兼業の促進が労働者の多様なキャリア形成につながることは理解できるものの、副業・兼業を行う者の保護に向けては、ガイドラインにもとづく運用がなされず、副業・兼業を合わせた労働時間が長時間化することにより心身の健康に影響が出る可能性があるなど、副業・兼業の安易な促進には、労働者保護の観点で懸念があります。
- 個別労使が自社における副業・兼業のあり方を検討する場合、ガイドラインの運用なども含む各種懸念点について、労使が十分に論議することなくしては、結果的に労働者保護が十分に図られない恐れがあります。

提言

- 副業・兼業の促進が労働者の多様なキャリア形成につながる側面はあるものの、労働者保護の観点から、副業・兼業の促進にあたっては慎重な対応が必要であると考えます。
- 個別労使において自社における副業・兼業のあり方を検討する場合には、労働者の保護を第一に据えた慎重な論議が不可欠であり、事業主などに対しては、各種懸念点に関する周知徹底を図るとともに、ガイドラインにもとづいた適正な運用を求めていく必要があると考えます。

9 高齢者雇用への対応

情勢認識

- 政府は、2018年11月の未来投資会議で取りまとめた人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要との考え方を示しました。その後、希望する高齢者について70歳までの就業機会の確保への努力義務を定めた改正高年齢者雇用安定法（以下、改正法）が2021年4月より施行されています。
- 2021年4月から施行された改正法は、70歳までの就業機会の確保を図る措置として、65歳までの高年齢者雇用確保措置と同様の措置（定年廃止、定年延長、継続雇用制度の導入）にくわえて、特殊関係事業主以外の企業への再就職に関する制度の導入、フリーランスや起業による就業に関する制度の導入、社会貢献活動への従事に関する制度の導入といった新たな措置を設け、これらの措置のうち、いずれかを講ずることを事業主に対する努力義務として定めています。なお、施行にあたり、2020年10月に、改正法における高年齢者就業確保措置への対応や、創業支援等措置などに関する省令・指針が公表されました。
- 2022年1月に、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者を対象に、一定の要件を満たす場合に特例的に雇用保険の被保険者になることができる「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が新設されました。

問題意識

- 人生100年時代の到来を見据え、働き方のみならず、働く期間に対する労働者の価値観はさまざまであるという認識を前提としたうえで、労働者が意欲・やりがいを持って働き続けることができる環境整備が求められています。
- 改正法では、70歳までの就業機会確保に向けて雇用によらない措置を認めていますが、フリーランスなどの働き方は労働安全衛生法などの保護が及ばないといった懸念があります。

提言

- 働き方のみならず、働く期間に対する労働者の価値観はさまざまであるという認識を前提に、意欲ある高齢者がやりがいを持って働き続けることができる環境整備に向けた各種対策がすすめられるべきと考えます。
- 70歳までの就業機会の確保においては、労働安全衛生法などの保護が及ばない雇用によらない措置を行うことも選択肢として認められていることから、当該措置を導入する場合は労使合意が前提であることなどを周知徹底する必要があると考えます。

10 過労死防止への対応

情勢認識

- 社会的に長時間労働が常態化し、過労死や精神障害等に関する労災認定件数も高水準で推移しているなか、2014年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」では、毎年多発している過労死等の防止に向けて、政府が調査・研究や過労死等の防止の重要性の啓発などを行うほか、事業主は国などが実施する対策に協力し、雇用者として責任を持って過労死等の防止対策に取り組むことなどが示されました。
- 2021年9月、労災認定基準の改正から20年が経過するなかで、働き方の多様化や職場環境の変化などをふまえ、労働時間以外の負荷要因の見直しなどの認定基準の改正が行われました。
- 2024年8月、過労死を防ぐための国の対策を定める「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更が閣議決定されました。新たな大綱には、国が取り組む重点対策に時間外労働の上限規制の順守徹底や、企業への過労死等の再発防止指導などの項目が追加されました。

問題意識

- 時間外労働の上限規制の順守徹底や、企業への過労死等の防止指導といった国の取り組みによって、過労死等防止の実効性は向上すると考えられるものの、2025年度の過労死にかかる労災認定件数が過去最高となっていることをふまれば、対策が十分とはいえません。

提言

- 時間外労働の上限規制の順守徹底や、企業への過労死等の防止指導のみならず、地方公共団体・労働組合と連携して、事業主に対して過労死防止に向けた取り組みの必要性を啓発するなど、すべての事業所で実効性のある過労死等防止策を実施していくための対策を引き続き講じる必要があると考えます。

11 企画業務型裁量労働制の見直しへの対応

情勢認識

- 損保グループ産業では、非定型業務に従事する組合員の働き方の自由度が増えることが働きがい・やりがいのさらなる向上につながるといった考えから、企画業務型裁量労働制を導入している企業があります。一方で、日本で同制度が適用されている労働者は、全労働者のうちごくわずかにすぎないことから、政府では、同制度の趣旨にしたがい労働者が真に裁量を持って働くことができるよう、制度の見直しが検討されてきました。
- 政府は、2021年6月に裁量労働制実態調査の結果を公表するとともに、2021年7月以降「これからの労働時間制度に関する検討会」を定例開催し、現行の裁量労働制において制度趣旨に適った対象業務の範囲や労働者の裁量と健康を確保する方策などについて課題があることをふまえ、調査結果を参考としながら制度改革案の検討をすすめてきました。これを受け2022年12月の労働条件分科会の報告において、裁量労働制における健康・福祉確保措置の強化などの方針が示されましたが、これまでも論議されてきた企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大については長時間労働や労働者の健康確保の観点から懸念があるため見送られました。
- 2024年4月には、労働者の健康確保の観点から裁量労働制に関する指針の改正が行われ、健康・福祉確保措置の具体化など、制度を一層適正に運用するための措置が講じられました。
- なお、働き方改革関連法が施行されてから5年が経過したことをふまえ、制度の施行状況や労働時間の動向などをもとに、労働政策審議会において、制度の見直しに向けた議論がすすめられています。

問題意識

- 企画業務型裁量労働制は、組合員のやりがいのさらなる向上につながり得る制度である一方、適切な対象業務・対象労働者への適用や、適正な労働時間管理にもとづく実効性のある健康確保措置の実施が担保されない場合には、長時間労働などにつながる懸念があります。指針改定により、健康・福祉確保措置の具体化がなされ、その実効性は高まっているものの、これらは法律に規定されたものではなく、いまだ十分とはいえません。

提言

- 企画業務型裁量労働制の対象業務などを拡大する場合には、適正な労働時間管理にもとづく労働時間の上限規制や勤務間インターバル制度などの導入による労働者の健康確保、本人同意の取得、不同意者の不利益取り扱いの禁止に関する実効性ある法的な措置を講じる必要があると考えます。そのうえで、対象業務や対象労働者の範囲を、企画業務型裁量労働制の趣旨に照らし、労使で決定する方法とすることが重要と考えます。

12 高度プロフェッショナル制度への対応

情勢認識

- 働き方改革関連法には、職務の範囲が明確で一定の年収（1,075万円以上）を有する労働者が高度の専門的知識を必要とするなどの業務に従事する場合に、時間外・深夜労働などの規制を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」が盛り込まれており、同制度は長時間労働を助長する懸念があることなどから野党・労働界は強く反対していましたが、与党などの賛成多数により成立し2019年4月から施行されています。

問題意識

- 同制度を導入するためには健康確保措置や本人同意などが要件になっており、現時点では導入の届出数は限定的ではあるものの、対象となる労働者は時間外・深夜労働など労働基準法に定められた労働時間に関する最低限のルール of 保護を受けられなくなります。くわえて、賃金は労働時間ではなく成果に対して支払われることから、対象労働者が成果を追い求めるなかで、長時間労働を助長する懸念があります。

提言

- 長時間労働の抑制、労働者の健康確保に向けて省令・指針の順守を徹底するとともに、施行後の状況を把握し、対象業務の運用や健康確保の実効性に問題がある場合は、制度自体の廃止を含めて制度の見直しを検討する必要があると考えます。

13 集団的労使関係の再構築に向けた対応

情勢認識

- 戦後、わが国では、主として企業別労働組合が、組合員の利害を代表する機能のみならず、企業内労働者全体を代表する機能を果たしてきました。厚生労働省の令和7年労働組合基礎調査によれば、現状の労働組合の推定組織率は16.0%となっており、集団的な労使関係のしくみが機能しない事業場がいまなお多く存在します。
- こうした状況下において、過半数代表（過半数労働組合、過半数労働組合のない場合には過半数代表者）に、労使協定の締結を通じた法定基準の解除などの重要な機能が与えられ、役割が拡大しています。
- 足元では、労働者の雇用形態や年齢、国籍等の多様化がすすみ、価値観やニーズも多様化し、労使コミュニケーションの重要性が増しています。健全な労使コミュニケーションを行うためには、労働者と使用者が対等な立場で協議を行う必要があり、集団的労使関係の構築の重要性が一層高まっています。

問題意識

- 集団的な労使関係の構築に向けて、未加盟労働者の組織化や、未組織企業における過半数代表となる労働組合の設立などに、より一層取り組むことが求められています。
- 労働組合の設立に向けたプロセスのなかにおいては、労働者が意見を適正に集約し使用者と対等な立場で交渉できる機関の設置、同機関の設置にあたっての労働者代表の適正な選出や同機関の運用に関するルールなどが法的に整備されていません。
- 過半数代表者が会社主導などにより選出されてしまった場合などには、労働代表者として使用者との対等性を担保できないといったことが懸念されます。

提言

- 労働組合の設立などに向けたプロセスのなかで、労働者保護の観点から法的なルールを整備する必要があると考えます。
- 過半数労働組合のない事業場においても、労働者の意見がしっかりと反映させられるよう、過半数代表者の選出の適正化に取り組む必要があると考えます。

14 同一労働同一賃金の実現に向けた対応

情勢認識

- 働き方改革関連法において、雇用形態に関わらない均等・均衡待遇の実現に向け、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間の均等・均衡待遇規定の整備や、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由などに関する事業主の説明義務化などの改正が盛り込まれました。
- また、基本給・賞与・各種手当・福利厚生などの処遇全般についてどのような待遇差が不合理なものであるか等を定めた省令・指針の公布や同省令・指針にもとづき具体的にどのような待遇差が不合理なものであるか等を事例などで示したガイドラインが策定されたうえで、大企業においては2020年4月、中小企業においては2021年4月より施行されています。
- 働き方改革関連法の施行から5年を経過したことから、2025年2月より労働政策審議会の同一労働同一賃金部会において、非正規雇用労働者のさらなる待遇改善に向けた省令・告示等の見直し要否の検討が開始されました。同部会での論議をふまえ、一部改正された新制度が2026年10月から導入予定です。

問題意識

- 雇用形態間の合理的理由のない格差の解消、非正規雇用労働者の処遇改善が期待される一方、均等・均衡待遇の実現という名目のもと、既存の雇用・労働条件の切り下げなど、労働法の原則や本取り組みの趣旨に反した対応が行われることなどが懸念されます。

提言

- 労使の主体的な交渉・協議により、さまざまな制度への影響や職場の実態なども勘案しながら、雇用形態間の合理的理由のない格差の解消や、労働者全体の雇用・労働条件の維持・向上につなげていけるよう、省令・指針などを周知徹底するとともに、新制度導入後の状況把握や監督・指導体制の強化を行い、法の実効性を確保していく必要があると考えます。

15 賃金のデジタル払いへの対応

情勢認識

- 2020年7月に閣議決定した「成長戦略フォローアップ」などにおいて労働基準法第24条で定める賃金の支払い方法に関する「通貨払いの原則」の例外^(※)として、「〇〇ペイ」のようなキャッシュレス決済口座を持つ事業者（資金移動業者）の口座への支払いの導入をすすめていくことが示されました。
- その後、労働政策審議会において、資金移動業者の口座への賃金支払いについて、保全やセキュリティ面における労働者保護の観点から制度導入の是非が論議されてきましたが、論議されてきた懸念点を一定解消するための制度が設けられたことなどを理由として、2023年4月に施行された改正政省令により解禁されました。

※毎月支払われる賃金は、労働基準法第24条において、「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と決められています。例外として、銀行振込や証券総合口座への振込が認められています。

問題意識

- 解禁された資金移動業者の口座への賃金支払いの制度の内容は、破綻時における資金面の保全、不正利用があった場合の保護、決済利用にともなう個人情報データの取り扱いなどのこれまで論議されてきた懸念点が概ね払しょくされた内容となっていますが、資金移動業者は銀行と同程度の監督体制ではないなど、賃金の支払いにおける安全性や確実性の観点での懸念点が完全に払しょくされているとはいえません。

提言

- 賃金は労働者の生活の基盤となる極めて重要なものであるため、その支払いにおいて安全性と確実性が担保されることが大前提であるとの考えから、資金移動業者への賃金支払いの制度を適切に運用していくためには、資金移動業者に対する適切な監督指導や本制度に対する労働者の正しい理解浸透を十分に図るべきと考えます。

16 解雇無効時における金銭救済制度への対応

情勢認識

- 2015年10月以降、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等のあり方に関する検討会」において、労働者の請求によって使用者が一定の金銭を支払って労働契約が終了する「解雇無効時の金銭救済制度」の導入是非等に関する論議が行われ、2017年5月には報告書の取りまとめがなされました。
- その後も労働政策審議会において、制度導入について論議されてきましたが、労使双方の意見の隔たりが大きく、引き続き実態把握が必要であることから継続検討事項とされています。

問題意識

- 解雇無効時における金銭救済制度は、金銭を支払えば解雇できるとの風潮を広めることにつながるなど、労働者保護ルールを後退させる懸念があります。

提言

- 労働者の救済につながらない解雇無効時における金銭救済制度の導入は不要であり、政府は同制度の検討について、労働者保護の観点のもと、審議会などの論議を経て慎重にすすめる必要があると考えます。

17

純粋持株会社やグループ企業などにおける使用者概念の明文化などの労働者保護ルールの整備に向けた対応

情勢認識

- 合併・会社分割・事業譲渡・持株会社化などの企業組織再編に関する商法・会社法などの整備にともない、持株会社経営の進展や組織再編の活発化がみられるなか、損保グループ産業においても、純粋持株会社のもと、収益機会の確保や事業効率化などを企図した経営統合・会社合併などがすすめられています。
- こうした状況下、企業組織再編にともなう労働者保護ルールの整備を図るため、会社分割に関わる労働者保護ルールを定めた労働契約承継法の施行規則・指針の改定、および事業譲渡における指針の策定が行われ、2016年9月に施行されました。

問題意識

- 1999年の「純粋持株会社解禁にともなう労使関係懇談会」の中間取りまとめにおいて、純粋持株会社での労使協議があることが望ましいとの指摘がなされてはいるものの、純粋持株会社やグループ企業の使用者性に関する法的な解釈・見解は、現在明確に定まっていません。
- 企業組織再編にともなう労働者保護ルールの整備に向けた対応は指針の一部改定などにとどまっており、十分な実効性が確保されない懸念があります。

提言

- 純粋持株会社やグループ会社の使用者性を関連法において明文化するとともに、企業組織再編時における労働契約の原則継承、労働組合との事前協議などを内容とする法整備をすすめる必要があると考えます。



2026年4月16日 情報労連との意見交換の様子

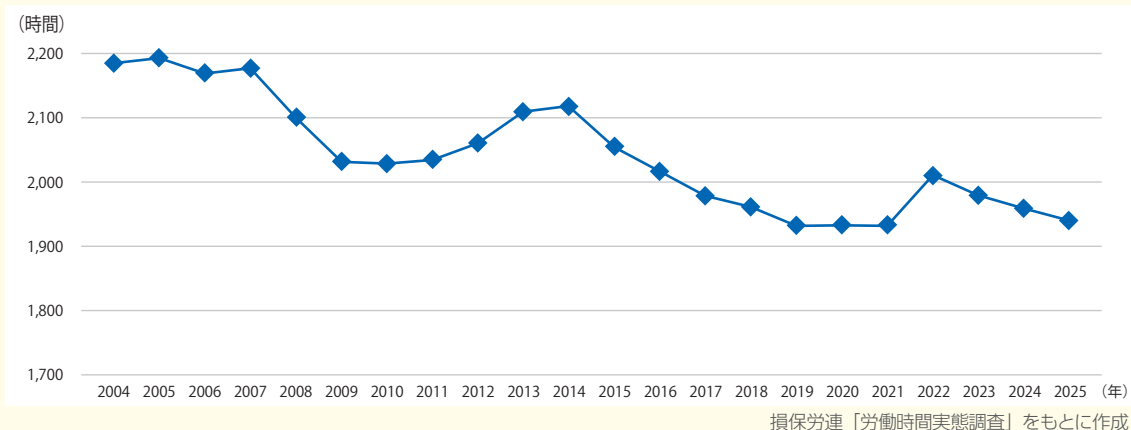
2 長時間労働につながる商慣習の見直し

経緯および取り組み

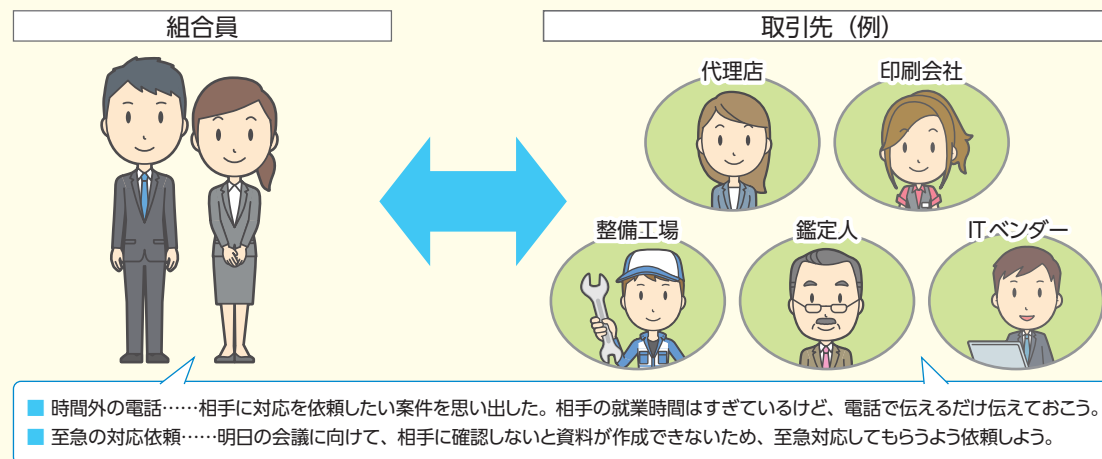
【「長時間労働につながる商慣習の見直し」に取り組むに至った経緯】

- ・損保グループ産業においては、これまで長時間労働の是正に向けた取り組みをすすめてきた結果、年間総労働時間は年々改善傾向にあるものの、2017年3月に政府によって取りまとめられた「働き方改革実行計画」において問題視された2,000時間にいまなお近い水準にあります。
- ・この要因のひとつとして、損保グループ産業には、時間外の電話、至急の対応依頼など取引先と組合員・社員双方の長時間労働につながる商慣習が根強く残っていることがあげられます。こうした背景には、取引先との間に、お互いに「相手の働き方に配慮する」との認識が乏しいことがあると考えられ、かかる商慣習はあらゆる取引先との間で介在する問題であるため、損保労連では、長時間労働につながる商慣習の見直しに向けた第一歩として、お互いに「相手の働き方に配慮する」との考えを社会全体に遍く浸透させていくことに重点をおき、取り組みをすすめています。

【損保グループ産業におけるフルタイム労働者の年間総労働時間の推移】



【損保グループ産業における「長時間労働につながる商慣習」の例】



【政労使の取り組み】

- ・「商慣習の見直し」については、政労使それぞれが、長時間労働の是正に向けた取り組みの深化を図るべく各種取り組みを行っています。

<政府>

- ・政府は、2019年4月、労働時間等設定改善法および労働時間等設定改善指針において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更などを行わないよう配慮することを、事業主の努力義務として定めました。
- ・また、中小企業庁などは、個々の使用者の努力のみで長時間労働につながる取引慣行を見直すことには限界があることから、社会全体で取り組む必要があるとの見解を示すとともに、努力義務規定などの周知を通じ、長時間労働につながる取引慣行を見直すよう呼びかけています。2025年1月に厚生労働省の諮問機関である「労働基準関係法制研究会」が公表した報告書のなかでも、長時間労働の是正に向けて、商慣行の見直しに取り組むことが重要であるとの認識が示されています。

<労働者>

- ・連合は、一般労働者の年間総労働時間が、依然として2,000時間程度に高止まりしている状況が続いており、実効性のある対策の強化が求められるとの課題認識のもと、長時間労働につながる商慣行の見直しや取引の適正化を「政策・制度 要求と提言」に掲げているほか、2019年10月に開催された連合第16回定期大会では、2020～2021年度運動方針の重点分野に、すべての働く者のディーセント・ワーク実現に向けた労働政策のひとつとして「商慣習の見直しの徹底」を盛り込み、以降、継続して取り組んでいます。

<使用者>

- ・2017年9月、経団連・日本商工会議所・経済同友会・全国中小企業団体中央会の経済4団体を含む100以上の経済団体は、商慣行の見直しに向けた経済界の強い意志を示すとともに、各団体の加盟企業における長時間労働を前提とした企業風土や職場慣行の見直しといった取り組みの推進を目的として「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」を取りまとめました。
- ・また、経団連は、2020年1月に公表した「2020年版 経営労働政策特別委員会報告」においても、働き方改革を今後さらに深化させていくために、一企業では解決することが困難な商慣行についての見直しが不可欠であるとの考えを示し、商慣行の見直しに取り組んできました。



2021年10月6日 連合第17回定期大会の様子
(出所：日本労働組合総連合会)



2017年9月 長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言
(出所：一般社団法人日本経済団体連合会ホームページ)

【損保労連の取り組み】

- ・損保労連においても、長時間労働の是正に向けて、商慣習の見直しに関する各種取り組みをすすめてきました。

＜損保グループ産業内への働きかけ＞

- ・組合員が、お互いに「相手の働き方に配慮する」ことの重要性を理解し、自らや取引先の行動変革の喚起に踏み出すことができるよう、組合員向けに全国で実施しているユニオン・ミーティングにおいて「長時間労働につながる商慣習の見直し」に対する組合員への理解浸透を図るとともに、損保労連加盟労組における職場会の実施や広報の展開なども通じて、本取り組みをすすめてきました。
- ・また、本取り組みの重要性や組合員の行動変革に向けた職場の支援などについて、以下のとおり産業別労使懇談会を通じて業界経営との意見交換を行ってきました。

【業界経営との意見交換（産業別労使懇談会）】

開催時期	テーマ	概要
2017年7月	長時間労働からの脱却	長時間労働の脱却に向けた対策のひとつとして、取引先との商慣習の見直しに取り組む必要性について労使で認識を揃えました。
2018年7月	「長時間労働につながる商慣習の見直し」	商慣習の見直しに向けて、お互いに「相手の働き方に配慮する」との考えを浸透させる重要性について労使で認識を揃え、長時間労働の撲滅に向けて今後も労使で連携して取り組むことを確認しました。
2021年7月	「長時間労働につながる商慣習の見直し」のさらなる推進に向けて	シンポジウムで認識した課題などについて論議するとともに、組合員の行動変革に向けて、マネージャーのさらなる後押しをすすめていくことなどを確認しました。
2024年7月	損保グループ産業の信頼回復に向けて	長時間労働につながる商慣習は、顧客や代理店との健全な関係性の構築を阻害し得るものであるため、こうした商慣習の見直しにも目を向けて適正な競争環境の整備に取り組むことの重要性を労使で確認しました。

＜シンポジウムの開催＞

- ・「長時間労働につながる商慣習の見直し」に向けて、産別外の理解浸透につながるより一層の世論喚起の一助とすることを目的として、2021年4月に政労使学を招いたシンポジウムを開催しました。
- ・シンポジウムでは、「長時間労働につながる商慣習は社会全体に存在しており、商慣習を見直していくうえで前提となる、お互いに『相手の働き方に配慮する』との考えが重要である」との損保労連の考えに対して学術的見地から後押しを得るとともに、こうした考えの重要性をあらためて認識し、課題解消に向けてともに取り組んでいくことを参加者で確認しあいました。また、取引先との間にある商慣習は、労働時間を長時間化させるだけでなく柔軟な働き方の阻害にもつながっており、商慣習の見直しは、柔軟な働き方の推進といった観点においても有効であるとの気づきを得ました。
- ・さらに、個人や企業単位では、取引先との関係悪化の懸念から商慣習の改善に向けた声をあげづらいといった参加者の指摘を受け、有識者からは、商慣習の見直しに向けて、労働組合、特に産業別労働組合が労働運動の一環として、各社や他労組・他産別に呼びかけつつ取り組むことは有用であるとの見解が示されました。くわえて、他産別からは、産別の枠を超え、共同で課題把握に努め解消を図っている事例が紹介され、こうした事例共有を通じて産別間で連携していくことの有用性について認識しました。



2021年4月14日 「長時間労働につながる商慣習の見直し」シンポジウムの様子

＜産別の枠を超えた連帯＞

- ・損保グループ産業のパートナーである保険代理店の団体・日本損害保険代理業協会（日本代協）とともに「長時間労働につながる商慣習の見直し」をすすめていくべく、2018年7月に共同宣言を締結しました。その後も、意見交換会などを通じて、お互いに「相手の働き方に配慮する」との考えを互いの組織で浸透させていくことや課題解消に向けてともに取り組むことの重要性などについて確認しています。
- ・2019年2月には、全日本自動車産業労働組合総連合会（自動車総連）とのトップ対談を行い、「長時間労働につながる商慣習の見直し」に向けて、両組織で、お互いに「相手の働き方に配慮する」との考えを浸透させていくことや、働く者同士が産業・企業の枠を超えて配慮しあう世の中をともに作り上げていくことの必要性などについて認識を共有しました。
- ・シンポジウムにおいて産業の垣根を超えて課題解決に向けて連携していくことの有用性をあらためて認識したことをふまえ、他産別との個別の意見交換を実施しています。2022年3月に開催した自動車総連との意見交換以降、これまでに6回開催しており、お互いに「相手の働き方に配慮する」という観点で、それぞれの産業で生じている課題を確認するとともに、その解消に向けて、産別同士で連携して対応していくことなどを確認しています。



2022年3月1日 自動車総連との意見交換の様子



2025年8月21日 フード連合との意見交換の様子

【他産別との個別の意見交換】

開催時期	産別等	産業で生じている長時間労働につながる課題（例）
2022年3月	自動車総連	1～3月に新車販売が集中するなどの繁忙期の偏り
2022年9月	運輸労連	荷主に荷物を受け渡す際の待ち時間や個人の消費者からの再配達
2023年4月	印刷労連・大日本印刷労組	発注側のスケジュール遅延などを起因とした短納期での対応
2023年9月	航空連合	航空機の遅延や欠航の際に旅行代理店などから求められる代替移動手段等の個別手配
2024年8月	情報労連	作業工程での取引先からの不規則な要件変更
2025年8月	フード連合	酒類・飲料営業職等における時間外対応や至急対応

- ・そのほか、連合発行の「2022連合白書」のコラムや生保労連の広報紙「UNION NET」にて、「長時間労働につながる商慣習の見直し」に向けた損保労連の取り組みを寄稿し、連合や他産別、その他の関係先などに対して、損保労連の課題認識や取り組みに対する理解浸透に取り組んでいます。



2022連合白書 「長時間労働につながる商慣習の見直し」に向けた損保労連の取り組み

問題意識

- 過去から当たり前のように行っている時間外の電話や至急の対応依頼といった商慣習が、長時間労働につながっていることや社会全体に広く存在していることなどについて、政労使の取り組みにより理解はすすみつつあるものの、社会全体に浸透しているとまではいい難いと認識しています。
- また、社会全体にこのような商慣習が根強く存在している背景には、お互いに「相手の働き方に配慮する」との認識が乏しいことがあると考えられます。商慣習を見直すにあたって前提となる、お互いに「相手の働き方に配慮する」との考え方は柔軟な働き方の推進の観点からも重要性が高まっており、これまでの損保労連の取り組みなどを通じて理解浸透はすすみつつあるものの、社会全体に浸透しているとはいいい難いと認識しています。
- さらに、「商慣習の見直し」に向けては、一人ひとりが主体的な行動変革に踏み出すことが必要ですが、社会全体で実践できているとはいいい難いと認識しています。
- 労働者や企業は他社との競争があるなか、個人や企業単位では商慣習の改善に向けた声をあげづらい実態は社会全体に存在していると認識しています。

提言

- 政府や使用者団体、企業、労働組合などは、時間外の電話や至急の対応依頼といった商慣習が、長時間労働につながっていることや社会全体に存在していることについて、引き続き周知に努めていく必要があると考えます。
- また、長時間労働の是正のみならず、柔軟な働き方の推進の観点でも有効である「商慣習の見直し」の取り組みの第一歩として、より重要性が高まっている、お互いに「相手の働き方に配慮する」との考えを社会全体に広く浸透させるべく、対策を講じていく必要があると考えます。
- さらに、お互いに「相手の働き方に配慮する」との考えの理解浸透の取り組みにくわえ、主体的な行動変革の喚起を促していく必要があると考えます。
- 「商慣習の見直し」の取り組みをより一層すすめていくためには、お互いに「相手の働き方に配慮する」との考えの理解浸透の取り組みにくわえ、産別の枠を超えてともに連携・協力し、産業間に生じている課題の解消に向けて、対策を講じていく必要があると考えます。

第3章

持続可能な
社会保障制度の実現

社会保障・税（消費税）財源に対する基本的な考え方

あらゆる人が豊かで安心して暮らせる社会、就業意欲を持続させることができる全員参加型の社会を構築するためには、医療や介護、年金、子ども・子育て支援などの各種社会保障制度を充実させつつ、その制度が持続的なものである必要があります。

社会保障制度は、社会保険料と税を基本的な財源としています。高齡化の急速な進展により社会保障給付費が増加し続けるなか、少子化の進行により財源の確保は今後ますます厳しさを増すと考えられ、社会保障制度の持続性が懸念される状況にあります。現行制度においては、現役世代を中心に社会保険料の負担が増加し、可処分所得の増加を抑制している面や、将来世代に負担が先送りされている面があるといわざるを得ません。国民が広く受益する社会保障の財源については、あらゆる世代が広く公平に分かちあうといった観点から消費税を充てるなど、社会保険料方式と税方式のそれぞれの特徴をふまえながら、適切な財源確保策が講じられるべきと考えます。

すべての世代に納得感のある全世代対応型の持続可能な社会保障制度を確立するためには、真に必要な保障内容の充実とあわせ、世代間や所得間負担の公平性にも十分に配慮のうえ、将来世代への負担の先送りの解消や、給付の内容と負担のバランスの見直しなどに取り組みながら、必要な財源の確保に向けた社会保障制度改革をすすめる必要があります。

くわえて、給付においては、コロナ禍で露呈した緊急時のセーフティネットとしての社会保障基盤の脆弱性や、プライマリーバランス改善に向けた規律ある財源活用の必要性から、マイナンバーと預貯金口座のひもづけを強力にすすめるなどして、より正確に所得を捕捉し、セーフティネットとしての適切な支援を実現するとともに、公平・公正な社会保障・税の給付と負担となる社会を実現していく必要があります。

1 社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤

1 マイナンバー制度の今後の展望

1 より正確な所得捕捉による公平・公正な社会保障・税の給付と負担

情勢認識

- 社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにすることなどを目的に、2018年1月より預金者の意思にもとづき、マイナンバーと預貯金口座をひもづける預貯金口座付番制度が開始されました。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に実施された特別定額給付金の支給においては、マイナンバーの預貯金口座へのひもづけがすすんでいなかったことから、給付対象者の確認や口座情報の確認に多くの時間と事務負担を要するなどの課題が明らかとなりました。
- こうした課題をふまえ、2021年通常国会で成立した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律（口座管理法）」により、2025年4月からは、マイナポータルを通じた複数口座への一括付番や、相続時・災害時の口座情報照会を一括で行うことなどが可能となり、預貯金口座付番制度の利便性が向上しました。
- くわえて、公的給付の迅速かつ確実な給付に向けて、同じく2021年通常国会で成立した「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律（口座登録法）」では、希望者が公的給付を受け取る口座情報を、マイナポータルやすでに公的給付を受け取っている口座を指定するなどしてあらかじめ登録し、その登録した口座を緊急時における給付金の給付に使えるしくみと、特定公的給付の支給のためにマイナンバーを利用した管理が可能となるしくみ、いわゆる「公金受取口座登録制度」が構築されました。マイナポータルでの指定口座の登録については、2022年3月から運用が開始されており、2026年4月時点でマイナンバーカード保有者の約62%が登録をしています。また、金融機関の窓口等での登録は2025年4月から一部金融機関を除き開始されました。
- こうしたひもづけの拡大は、所得や資産の状況に応じたきめ細かな給付・負担のしくみを支える基盤整備にもつながると考えられており、現在、政府で論議されている給付付き税額控除の実施にあたってもマイナンバー制度の活用が期待されています。

問題意識

- マイナンバー制度は、所得状況に応じた給付や負担の実現に向けた正確な所得捕捉の基盤として期待されていますが、給付付き税額控除の制度設計において所得状況の把握が課題とされていることから、預貯金口座付番制度の進捗は十分に図られているとはいえません。そのため、真に支援が必要な層を的確に把握し、迅速な給付につなげるという緊急時のセーフティネットとして機能しているとは言い難く、より正確な所得捕捉の実現に向けて、一層の対策を講じる必要があります。
- マイナンバーを金融取引口座へひもづけることについて、個人情報やプライバシー保護という観点から懸念を抱く人もいることから、引き続き必要な対策を講じていくべきと考えます。

提言

- マイナンバー制度の趣旨のひとつである、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、真に支援を必要とする層へのきめ細かな支援を可能とする「公平・公正な社会の実現」に向けて、マイナンバーと金融取引口座のひもづけの一層の促進が図られるよう、ひもづけることの趣旨、目的についての正しい理解浸透や、ひもづけによる利便性の向上に向けたさらなる取り組みを行うとともに、個人情報やプライバシー保護という観点で必要な対策を確実に講じていく必要があると考えます。

2 利便性の向上・行政の効率化に向けたマイナンバー(カード)の活用

情勢認識

- 2023年通常国会で、行政手続きにおける国民の利便性の向上および行政運営の効率化を図ることを目的とした「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」等の改正法が成立し、2024年5月からはこれまで社会保障・税・災害対策に限定してきたマイナンバーの利用範囲がそれ以外の国家資格や自動車登録の事務にも順次拡大されています。
- さらに、マイナンバーカードの利便性の向上に向けて、マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化もすすめられており、2024年通常国会では改正マイナンバー法が成立しマイナンバーカードの電子証明書機能にくわえて、属性証明機能（氏名、住所、生年月日、マイナンバー、顔写真の証明機能）がスマートフォンに搭載可能となるなど、順次実装範囲が拡大しています。また、健康保険証や運転免許証はマイナンバーカードと一体化できるようになり、2025年12月にはマイナ保険証または資格確認書による受診が基本となるなど、マイナンバーカードを活用する機会が拡大しています。
- このように、政府はマイナンバーカードの普及に向けて取得促進につながる利活用シーンの拡大等を通じて取り組んでおり、2026年4月末時点でマイナンバーカードの保有率は82.7%となっています。
- また、マイナンバー、マイナンバーカードの利活用に向けた取り組みがすすめられてきたなか、2023年5月以降、マイナ保険証に他人の情報が登録されていたなどの不備が相次いで発覚しました。政府は「マイナンバー情報総点検本部」を立ち上げ、マイナンバーと各種制度の情報のひもづけ状況の総点検を行ったうえで、マイナンバー登録事務のガイドライン策定やデジタル化をすすめるなどして再発防止を図っています。

問題意識

- 国は、過去に発生した誤登録に対して各種再発防止策を講じるなど、個人情報管理体制の強化に取り組んでいるものの、こうした取り組みが国民に十分周知されなければ、個人情報管理体制に対する不安が払しょくされず、マイナンバーの利活用やマイナンバーカードの普及が十分にすすまなくなる懸念があります。
- オンライン資格確認により、医療の質の向上が期待される一方、取り扱いに細心の注意を払う必要があるセンシティブな医療情報の閲覧が可能となるなど、今後、マイナンバーの情報連携の拡大、各種カードとマイナンバーカードの一体化による利活用シーンの拡大がさらにすすめられていくことで、個人情報の漏えいリスクや不安が高まる可能性があります。
- また、マイナンバーカードの普及率は増加しているものの、「マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡る」という政府目標とはいまだ乖離があり、マイナンバーカードの普及は十分とはいえません。

提言

- 相次いで発覚した誤登録などの不備を受け、各種再発防止策が講じられ、個人情報管理体制の強化などがすすめられていますが、国民のマイナンバー制度への不安が払しょくされたとはとはいえ、マイナンバーカードのさらなる普及を図るうえでは、個人情報管理体制の強化にくわえ、その取り組みを広く周知するなどの取り組みが必要と考えます。
- オンライン資格確認により、医療の質の向上が期待されることにくわえて、民間利活用も含めたマイナンバーの情報連携拡大、各種カードとマイナンバーカードの一体化は、行政の効率化、利用者の利便性向上につながると考えることから、制度面やシステム面などで適切なセキュリティ措置を講じることを前提に、今後もマイナンバーの情報連携の拡大、マイナンバーカードの利活用シーン拡大に取り組んでいくべきと考えます。
- デジタル化による行政手続きの効率化、国民利便性の向上には、より多くの方がマイナンバーカードを持つことが必要であるなか、現時点の普及が十分とはいえないことをふまえれば、より一層の普及に向けて、必要性をさらに訴求するべきと考えます。

2 多様な人材の活躍に向けた社会保険などの見直しへの対応

情勢認識

- 労働力人口の減少が見込まれるなか、政府は持続的な経済成長の実現に向けて、女性や高齢者など多様な人材の活躍推進をさらに促す政策をすすめています。
- こうしたなか、年金機能強化法にもとづき、2016年10月より、短時間労働者に対する社会保険（厚生年金・健康保険）の適用が開始され、段階的にその適用範囲の拡大が実施されてきました^{（※）}。さらに、2025年通常国会で成立した「社会経済の変化をふまえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」では、賃金要件（いわゆる「106万円の壁」）や企業規模要件の撤廃のほか、5人以上の個人事業所も全業種に厚生年金を適用することが決定しました。
- なお、短時間労働者の就業調整の要因になっているとされる106万円の壁への当面の対応として、月額賃金が8.8万円（年収換算106万円弱）を超えるなど社会保険の加入要件を満たしても、手取り収入の逆転を生じさせない事業者による取り組みを支援する目的で、政府は2023年10月以降、年収の壁・支援強化パッケージの実施や短時間労働者労働時間延長支援コースの新設などにより、社会保険の適用拡大を円滑にすすめるための事業主支援策を講じています。
- このほか、女性の就労意欲を阻害する要因とされている個人所得税における「配偶者控除」や、公的年金制度における「第3号被保険者制度」に関しても過去から見直しの議論が行われてきました。
- 配偶者控除に関しては、2017年3月に「平成29年度税制改正法」が成立し、配偶者特別控除の適用範囲が拡大されたことで、配偶者控除が受けられなくなる配偶者の年収上限が103万円（いわゆる「103万円の壁」）から、実質的に150万円に引き上げられました。また、2025年度税制改正により、さらに配偶者特別控除の年収上限が160万円に引き上げられました。他方、今後、働きたい人が就業調整を意識しなくて済むしくみを構築する観点から、控除の縮小・廃止の方向での見直しも検討される可能性があります。
- また、専業主婦世帯を念頭に創設された第3号被保険者制度に関しては、女性の就業率の増加や、共働き世帯の増加などの働き方の多様化を背景に、働き方に中立的な制度の実現の観点から、見直しの議論がすすめられていますが、いまだ具体的な制度のあり方については意見の一致が得られていません。そのため、第3号被保険者のうち短時間就労している割合が少ない実態などもふまえ、当面の方針としては、引き続き短時間労働者への社会保険の適用拡大をすすめることにより、第3号被保険者制度の縮小をすすめていくことが基本的な方向性とされています。
- くわえて、就労しており一定以上の賃金を得ている60歳以上の老齢厚生年金受給者に対して、老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する「在職老齢年金制度」についても、高齢者の就労促進の観点から段階的に見直しが行われています。2022年4月には60～64歳の支給停止基準額が28万円から47万円に引き上げられました。また、2026年4月からは、65歳以上の支給停止基準額が50万円（2024年時点）から62万円に引き上げられています。

※短時間労働者の加入要件（2026年10月以降）

①週労働時間20時間以上、②勤務期間2ヵ月超、③学生は除外、④従来の基準で適用対象となる従業員51人以上の企業に属する

問題意識

- 労働時間が短いというだけで社会保険の適用に差がある制度は、働き方に中立的な制度とはいえず、社会的公正を欠くものといわざるを得ません。
- また、労働力人口が減少し、女性や高齢者など多様な人材の活躍が期待されるなか、配偶者控除や第3号被保険者制度、在職老齢年金などの制度は、こうした人材の就労意欲を阻害する要因のひとつとされており、働きたい人の働き方に制限が生まれないような制度への見直しが求められます。

提言

項番	項目	提言内容
1	短時間労働者への社会保険の適用拡大に向けた対応	▶すべての雇用労働者に対して社会保険を適用し、将来の不安を払しょくするとともに、老後における生活格差を発生させないための制度改革が必要と考えます。 ▶また、社会保険のさらなる適用拡大に向けて、企業負担の増加により雇用調整や賃金の引き下げが行われることのないよう、論議をすすめていくことが必要と考えます。
2	配偶者控除の見直しへの対応	▶配偶者控除のさらなる見直しを検討するにあたっては、「短時間労働者への社会保険の適用」や「企業における配偶者手当のあり方」も十分に検証し、「性やライフスタイルに中立な制度」となるよう議論を尽くす必要があると考えます。また、制度変更によって不利益が生じる場合には、経過措置を設けるなど、激変緩和の対策を検討する必要があると考えます。
3	第3号被保険者制度の見直しへの対応	▶第3号被保険者制度の見直しにあたっては、専業主婦世帯において、新たな保険料負担が発生し、家計への影響から現行制度を前提に設計していたライフプランへの影響が見込まれることや、本人の疾病や育児・介護などで働きづらい、あるいは働きたくても働けないなど、さまざまな事情を抱える人が存在することをふまえ、十分な経過措置や保険料の減免措置を設けることなども含めた慎重な検討が必要であると考えます。
4	在職老齢年金制度の見直しへの対応	▶一定以上の賃金を得ている高齢者を対象に年金支給の停止または減額を行う在職老齢年金制度については、制度が高齢者の就労意欲に与える影響を検証しながら、働く意欲のある高齢者の活躍を阻害することのないよう、年金財政への影響もふまえて適切に見直しを検討していく必要があります。



2026年7月24日 金商懇セミナー「日本の経済政策の動向と今後の課題」（前衆議院議員 大串 博志氏）の様子

2 社会保障制度各分野における機能の強化と持続可能性の確保

1 医療保険制度

情勢認識

- 政府は、すべての国民が健康で安心した暮らしを続けられるよう、医療保険制度および医療提供体制の改革をすすめています。健康保険などの被用者保険の財政は、少子高齢化の急速な進展、医療の高度化による医療費の増加などを背景に深刻な状況にあります。
- このようななか、多くの健康保険組合では、健診やレセプトなどの健康医療情報をもとに「データヘルス計画」を策定し、加入者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業の遂行に努めるほか、健康増進の推進やジェネリック医薬品の使用促進など保険者機能を発揮し、財政健全化に向けた努力を続けています。他方、高齢者医療制度に係る前期高齢者納付金・後期高齢者支援金などの増加、これらに対する総報酬割（P.71 図1参照）の導入により、健康保険組合は高齢者医療制度に係る負担を一層求められることとなり、財政は依然として厳しい状況にあります。
- 一方で、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、後期高齢者の医療費が増加するなか、2022年10月以降、一定以上の所得（単身世帯の年収200万円以上）を有する後期高齢者の窓口負担割合が2割に引き上げられました。さらに、後期高齢者の窓口3割負担の対象範囲の見直しについては、負担能力の把握にあたって金融所得を勘案することも検討されており、引き続き、後期高齢者の負担のあり方が論議されています。
- また、後期高齢者1人当たりの保険料と現役世代1人当たりの後期高齢者支援金の推移を比較すると、少子高齢化の進展による人口構成の変化により、現役世代の負担がより重くなっています。そのため、2024年4月からは、後期高齢者1人当たりの保険料と現役世代1人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう、後期高齢者の保険料負担が見直され現役世代の負担上昇の抑制が図られています。
- 高額療養費制度については、2026年8月および2027年8月から自己負担上限額を段階的に引き上げる検討がすすめられており、そのなかで長期療養者への配慮措置として「多数回該当」の維持や「年間上限額」の新設が盛り込まれています。

問題意識

- 医療費の増加が避けられないなか、医療費の適正化をすすめる保険者の役割がますます重要になる一方で、被用者保険では高齢者医療制度に関わる負担の増加の影響などにともない、料率の引き上げなどの対策を講じてきましたが、依然として健康保険組合の財政は厳しい状況が続いています。
- 後期高齢者の窓口負担割合や保険料負担の引き上げを実施するなど取り組みがすすんでいるものの、75歳以上の後期高齢者の医療給付金増大を補うための拠出金は引き続き増加傾向にあり、保険者の財政を圧迫しているため、それを補うために現役世代の保険料負担がさらに増大する懸念があります。他方、後期高齢者の窓口負担割合などのさらなる引き上げが行われる場合には、生活への影響や、受診控えによる健康悪化などが懸念されます。
- くわえて、高額療養費制度における自己負担上限額の引き上げは、国民や患者の不安、家計への過度な負担増、経済力による受診控えにつながる懸念があります。また、長期療養者への配慮措置として年間上限額が新設されたものの、自己負担上限額について応能負担を強める方向性での見直しは、給付と負担のバランスの観点で加入者の納得感を欠く懸念もあります。

提言

- 持続可能な医療保険制度の確立に向けて、今後も国民健康保険と被用者保険が共存し、それぞれの加入者特性に応じて保険者機能を発揮することができるよう、公費拡充により財政の健全性を維持することも視野に入れて、制度全体のあり方を論議する必要があります。
- 後期高齢者の窓口負担については、見直しによる被保険者・患者・医療機関等への影響を検証しつつ、一定所得の基準の妥当性や金融所得を含めた負担能力の把握方法について論議を重ね、引き続き、世代間や所得間負担の公平性にも十分留意しながら、将来に負担がこれ以上先送りされることがないように、現役世代に偏った負担の見直しを引き続きすすめるべきと考えます。
- 「健康経営の推進」や健保組合と事業主が連携した「コラボヘルスの実施」など、健康保険組合の財政安定化に向けた対策を講じる必要があると考えます。
- 高額療養費制度の自己負担上限額の見直しについては、自己負担額の急激な上昇により、受診控えの発生につながるなど、制度が持つ本来の機能を果たせなくなる懸念があることや、給付と負担のバランス、所得間負担の公平性への十分な配慮が必要と考えることから、各所得区分における家計への影響を分析したうえで必要に応じた見直しを行うべきと考えます。

図1 加入者割と総報酬割の違い

後期高齢者支援金や介護納付金は、これまで加入者数に応じて算出する「加入者割」により算出されていましたが、負担能力に応じた費用負担の観点から、加入者の賃金に応じて負担金を算出する「総報酬割」が導入されました。「総報酬割」は、賃金に応じて支援額や納付額を算出するため、総報酬額が一般的に高いとされる被用者保険の負担が重くなります。

- A保険者とB保険者とで、1億円を負担する場合を想定。
- 《全面加入者割の場合》：加入者数に応じて負担するため、**財政力の強弱が考慮されない。**
- 《全面総報酬割の場合》：総報酬額に応じて負担するため、**財政力に応じた負担となる。**

【モデル例】

	A保険者	B保険者
加入者数	1,000人	
加入者1人当たり報酬額	150万円	600万円
総報酬額	15億円	60億円

【全面加入者割の場合】 A保険者とB保険者は1：1（1,000人：1,000人）の割合で負担。

【全面総報酬割の場合】 A保険者とB保険者は1：4（15億円：60億円）の割合で負担。

	全面加入者割		全面総報酬割	
	A保険者	B保険者	A保険者	B保険者
負担総額	5,000万円	5,000万円	2,000万円	8,000万円
加入者1人当たり負担額 (負担総額÷加入者数)	50,000円	50,000円	20,000円	80,000円
所要保険料率 (負担総額÷総報酬額)	3.33%	0.83%	1.33%	1.33%
	財政力の弱い組合の負担が大きくなる。		財政力に応じた負担となる。	

厚生労働省「後期高齢者支援金の総報酬割について」を参考に損保労連作成

2 介護保険制度

情勢認識

- 高齢化の急速な進展にともない要介護認定者数が増加するなか、介護保険制度の給付金は増大傾向にあり、その持続可能性を確保することが重要な課題となっています。
- 各健康保険組合においては、疾病予防や健康増進の取り組みなどの保険者機能を発揮し、介護給付の増加防止を図っていますが、介護納付金への総報酬割（P.71 図1参照）の導入後も介護納付金は増加傾向にあり、私たちが加入する多くの健康保険組合の財政運営に影響を与えています。
- このようななか、医療保険制度との整合性を念頭に、介護保険制度における費用負担の公平化や財政の持続可能性の担保に向けて、一定以上の所得がある利用者において、自己負担割合が2割あるいは3割負担に引き上げられたほか、高額介護（予防）サービス費の負担上限額なども引き上げられました。
- 利用者負担のあり方については、社会保障審議会介護保険部会において引き続き議論されています。具体的には、利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しや、金融所得等を勘案した負担能力の把握方法などについて、介護サービスと医療サービスの利用実態の違い等もふまえながら検討をすすめ、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）に向けて、結論を得るとされています。
- さらに、2024年度の介護保険制度改正により、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者の保険料は国の標準段階の9段階から13段階に細分化されました。これにより1号被保険者間での所得再分配機能が強化され、低所得者の保険料上昇が抑制されるしくみとなっています。

問題意識

- 介護保険財政の持続性の観点から、利用者負担のあり方を見直す必要性は理解するものの、介護はサービスを利用する期間が医療と比べ長期化するケースが多く、単に医療保険制度との整合性という観点で、自己負担割合や高額介護サービス費の自己負担上限額のさらなる引き上げが行われた場合には、家計への影響が過大となる懸念があります。
- また、一部の利用者の負担が増えることで、自己負担を抑えるために他の施設への不本意な移転やサービス利用の縮小を余儀なくされるなど、施設入所者本人への影響のみならず、支える家族の負担が増加することによる介護離職の増加の懸念があります。

提言

- 一定以上の所得がある利用者における自己負担割合や高額介護サービス費の自己負担上限額の引き上げなど、利用者負担のあり方を見直しにあたっては、見直しによる家計への影響や、過度な利用控えの発生につながらないかなどを総合的に分析し、慎重な検討をすすめるべきと考えます。

3 子ども・子育て、教育制度

1 子ども・子育て支援に関する財源確保に向けた対応

情勢認識

- 2025年の出生数は68万人を下回り10年連続で過去最少を更新するなど、政府の予測を上回るペースで少子化が進行しています。こうした状況が生じている背景には、若い世代における経済的な不安定さなどから結婚や子育てに希望を持ちづらくなっていることが要因のひとつにあると考えられています。
- こうしたなか、2023年4月に創設された「こども家庭庁」が、子ども・子育てに関する支援や政策の総合調整権限を持つ司令塔として、複数の関係省庁にまたがっていた支援や政策の多くを担いながら、幼児教育や義務教育に関しては文部科学省と密に連携し、子ども・子育てに関する切れ目のない支援の実現に向けて取り組みをすすめています。
- 2023年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、少子化がわが国の直面する最大の危機であり2030年までがこれを食い止めるラストチャンスであるとの認識のもと、3.6兆円にも及ぶ「加速化プラン」を実現することによって、これまでにない抜本的な政策強化を図ることが示されました。
- 2024年通常国会で成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」では、児童手当の期間延長や所得制限の撤廃、第三子以降の増額などが盛り込まれました。また、加速化プランを支える安定的な財源の確保策として、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かちあい・連帯のしくみとして、「子ども・子育て支援金制度」が創設され、2026年度から公的医療保険料に上乗せする形で徴収が開始されています。

問題意識

- 子どもが豊かに育つことができ、子育て世代が子育てに希望を持てる環境の整備や、子ども・子育てに関する切れ目のない支援を提供し、持続可能な社会を実現していくためには、社会全体で子どもや子育て世帯を支えあうことが重要であり、その費用は、広く公平に負担されるべきと考えます。
- こうしたなか、子ども・子育て支援金制度が開始されましたが、社会全体で子どもや子育て世帯を支えるという制度の趣旨に照らし、その財源を公的医療保険料への上乗せとして確保することの妥当性については引き続き議論が必要です。
- また、支援金を財源とする施策については、その効果や実効性を検証するとともに、制度運営の透明性を確保し、拠出者の理解と納得を得ていくことが課題となっています。

提言

- 子ども・子育て支援に関する財源については、将来世代へ負担を先送りせず、あらゆる世代が広く公平に負担を分かちあえる財源確保策を早急に検討する必要があると考えます。
- 子ども・子育て支援金については、その目的に照らし、税財源への見直しが必要であり、制度運用にあたっては支援金を財源とする施策の効果を適切に検証するとともに、運用状況の透明性を確保し、拠出する者の納得感を確保していく必要があると考えます。

2 出産費用の負担軽減に向けた対応

情勢認識

- 出産育児一時金は2023年4月に50万円へ引き上げられたものの、出産費用は上昇を続けています。正常分娩における平均出産費用は2024年度上半期に51万8千円となり一時金だけでは費用をまかなえないケースも多いほか、地域や施設による費用差も生じています。
- こうした状況をふまえ、出産費用の負担軽減に向けて、2026年の特別国会において、出産に係る給付の見直しを盛り込んだ「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた具体的な制度設計がすすめられることになりました。
- 今後は、正常分娩への健康保険の適用を含めた制度設計がすすめられる予定であり、そのなかで無償化の対象となる「標準的な出産費用」の範囲や、現行の出産育児一時金のあり方などが論議されていく予定です。
- また、制度設計にあたっては、安全で質の高い周産期医療提供体制の確保も重要な課題となっています。今回の法改正の附帯決議には、無痛分娩や痛みの緩和を目的とした処置について、安全で質の高い提供体制の確保に向けた方策を講ずることが盛り込まれており、今後の制度設計における無痛分娩の取り扱いも注視が必要です。

問題意識

- 出産費用は依然として出産育児一時金だけではまかなえないケースも多いことから、出産にともなう経済的負担が生じています。
- 出産費用の内訳や提供されるサービス内容が施設ごとに異なるなか、無償化の対象となる「標準的な出産費用」の範囲によっては、十分な出産費用の負担軽減にならない可能性があります。
- くわえて、出産にともなう痛みの緩和や体力の温存などを目的とした無痛分娩の利用者が増加しているなか、無痛分娩を選択できる環境には地域差があるため、希望する人が等しく選択できる環境にはなっていません。

提言

- 少子化が一層深刻化するなか、希望する人が安心して子どもを産み育てることができる環境整備に向けて、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた制度設計を着実にすすめ、出産する人の経済的負担の軽減を早期に実現する必要があると考えます。
- また、無痛分娩や理学療法など痛みの緩和を目的とした処置についても、妊産婦の身体的負担の軽減に資する観点から標準的な出産費用の範囲に含めることを検討するとともに、安全で質の高い医療提供体制の確保をすすめる必要があると考えます。

3 待機児童解消に向けた対応

情勢認識

- 未就学児の待機児童については、2020年12月に発表した「新子育て安心プラン」にもとづき、保育の受け皿の確保がすすめられてきたことにより、未就学児の待機児童数は減少傾向にあり、2025年4月1日時点で2,254人（前年同月比▲313人）となっています。
- また、就学児童については、2019年度から2023年度まで実施された「新・放課後子ども総合プラン」およびその後の年度ごとの「放課後児童対策パッケージ」にもとづき、受け皿の確保がすすめられてきたことにくわえ、学校施設や民間施設、企業施設等の活用も促進されています。その結果、放課後児童クラブ数は年々増加しており、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加などを背景に利用ニーズが高まっているなかでも、放課後児童クラブを利用できていない児童数は2025年5月時点で約1.6万人と前年から減少しました。

問題意識

- 「子ども・子育て支援新制度」が本格実施されていますが、未就学児の待機児童は、いまだ都市部を中心に解消には至っておらず、働く者が仕事と子育てを両立できるための十分な受け皿が整備されているとはいえません。
- 就学児童の保育環境についても、放課後児童クラブ数は2025年5月時点で全国に25,928か所（前年比+293か所）と増加しているものの、放課後児童支援員の不足などの理由から平日18時半以降も開所している放課後児童クラブ数は約62%にとどまっていることなどをふまえれば、仕事と子育てを両立する多様な働き方を支えるための環境整備も十分とはいえません。

提言

- 政府は、子ども・子育て支援新制度にもとづき財源を確実に確保したうえで、地域による待機児童の解消状況の違いをふまえながら、引き続き保育の量的な拡充に取り組む必要があると考えます。
- また、希望するすべての就学児童が利用できるよう、放課後児童クラブをすべての小学校区に早急に設置するとともに、預かり時間の延長や夜間・休日利用の拡充など、仕事と子育てを両立する組合員の多様な働き方を支える環境を整備する必要があると考えます。



2026年3月30日 連合 2026年度重点政策討論集会の様子

4 すべての子どもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保に向けた対応

情勢認識

- こども家庭庁は2024年12月に取りまとめた「保育政策の新たな方向性」のなかで、保育の量的拡充の取り組みが一定すすんだことをふまえ、2025～2028年度の保育政策の柱として、「地域ニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」の三つを掲げました。
- こうしたなか、具体的な政策として、保育提供体制の強化（職員配置基準の改善）、第三者評価の推進、虐待等の不適切な対応への対策強化などの取り組みを通じて、保育の質の確保・向上、安全性の確保をめざすほか、2026年度から本格実施された「こども誰でも通園制度」の推進や、多様なニーズに対応した保育の充実により、多様化する働き方やライフスタイルに対応しながらさまざまな保育ニーズを持つ子育て家庭を支援し、すべての子どもの育ちを保障するとしています。
- また、こうした施策をすすめるうえでは、それを担う保育士や幼稚園教諭等の保育従事者の確保が大前提となるなか、2024年11月の公定価格の引き上げを通じた保育士の賃上げに続き、保育士・幼稚園教諭等のさらなる処遇改善に取り組むとともに、保育DXの推進による業務改善、働きやすい職場環境づくりをすすめ、保育業界の魅力を向上しつつ、新規資格取得と就労促進および離職者の再就職促進に取り組むとしています。
- くわえて、保護者の保育施設等の選択に資する情報をインターネット上で検索・閲覧できるシステムとして、2020年9月に運用を開始した「ここdeサーチ」の掲載情報の拡充をすすめており、2025年4月からは保育施設等に対して、新たに人員配置や職員の属性などの情報の報告を求めています。

問題意識

- 保護者の就業率が高まっているなか、働きながら子育てしやすい環境の確保に向けて、多様なニーズに応じた柔軟な保育サービスのさらなる拡充が求められています。さらに、昨今の保育の現場における事故や虐待等の不適切な対応事案の発生状況をふまえると、安心して子育てできる環境の確保に向けて、引き続き保育の質的改善に取り組む必要性が増しています。
- また、保育従事者の処遇改善や業務負担の軽減に向けた取り組みがすすめられているものの、依然として全産業平均との賃金格差が大きいことから、保育従事者の処遇や職場環境の改善、人材育成の取り組みなどにより、保育業界の魅力向上を図り、人材の確保・定着につなげていく必要があります。
- くわえて、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えるうえでは、保育施設の運営状況等に関する情報のさらなる見える化をすすめる必要があると考えられるなか、「ここdeサーチ」の掲載情報の拡充はすすんでいるものの、自治体等による監査結果の公表は義務づけられていません。

提言

- 多様なニーズに対応した保育（障害児・医療的ケア児等の受入体制や病児保育、延長保育、一時預かりなど）を充実させるとともに、職員配置基準の見直しや、第三者評価の推進、監査・評価内容に保育の質の観点をくわえるなど、保育の質の確保・向上に向けた取り組みをすすめ、働きながら安心して子育てできる環境の確保を一層推進する必要があると考えます。
- 保育従事者のさらなる処遇改善、働きやすい職場環境づくり、人材育成体制の充実や保育DXによる業務負担の軽減などを通じて、保育人材の確保に向けたさらなる取り組みをすすめる必要があると考えます。
- 保育の見える化（「ここdeサーチ」の掲載情報の拡充）を一層すすめ、自治体や第三者機関による監査の推進とその結果などの公表を義務化するなどして、保育の質の見える化をすすめる必要があると考えます。

5 教育政策への対応

情勢認識

- 政府は教育政策として、教育機会の確保と教育の質の向上をめざして、教育費負担の軽減に向けた経済的支援の充実や、多様な学びを支える教育環境の整備などをすすめています。
- 教育費に対する経済的支援については、2020年度までに、すべての3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児を対象とした幼児教育・保育の無償化や、住民税非課税世帯ならびにそれに準ずる世帯を対象とした大学などの高等教育無償化・教育費支援が実施されました。また、2024年度には、貸与型奨学金の減額返還制度の年収条件の緩和や、授業料等減免および給付型奨学金の対象範囲が一部拡大されたほか、2025年度からは多子世帯の学生等に対する授業料等の一定額までの無償化が開始されるなど、大学などの高等教育における経済的支援も拡充されています。
- 高等学校の授業料に対する経済的支援については、物価高による教育費用の負担感の増加や一部の自治体では独自の支援策がすすめられていることを受け、教育機会の均等を確保する観点から、高等学校の修学支援金制度（いわゆる高校無償化）について、2025年度には公立高校就学者に対する所得制限が撤廃されたことにくわえ、2026年度からは私立高校就学者に対する所得制限の撤廃・加算額の引き上げが実施されるなど、教育費に対する経済的支援がすすめられています。
- 教育の質の向上に向けては、第4期教育振興基本計画等において、学力の向上のみならず、子ども一人ひとりの状況や個性に応じたきめ細かな指導や支援、多様な子どもたちがともに学ぶ教育の充実、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた子ども一人ひとりの可能性を引き出す教育の実現などが掲げられています。
- こうした教育の実現をめざすうえでは、教員が子どもと向きあう時間を確保し、一人ひとりの学びを支える教育環境を整備する必要がありますが、教員の長時間勤務や業務負担の増加等が課題となっています。こうしたなか、2025年通常国会で「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（改正給特法）」が成立し、業務量の適切な管理、教職員定数の改善などがすすめられることとなりました。
- また、学習指導要領では、デジタル化が進展する社会において情報活用能力は学習の基盤となる資質・能力と位置づけられており、ICT教育の重要性が高まっています。そのため、GIGAスクール構想のもと、1人1台端末の活用や通信環境の整備など、ICT教育に必要な環境整備にも取り組むこととされていますが、学校や地域によっては端末の利活用が十分にすすんでいるとは言い難い実態もあります。

問題意識

- 教育無償化の取り組みは着実に進展しているものの、0～2歳児を対象とした保育や大学等の高等教育の無償化対象については一部にとどまっており、すべての子どもが家庭の経済状況にかかわらず、学びたいことを学べる社会の実現はいまだ道半ばであると考えます。
- 教員の業務負担が大きいことを一因として、子ども一人ひとりの状況や特性に応じた教育を十分に行うことが難しくなることが懸念されます。
- ICT教育の重要性が高まるなか、学校や地域によって十分なICT教育を受けられない環境が生じれば、教育機会や教育の質の格差につながる懸念があります。

提言

- 政府は、保護者の就労状況や経済状況にかかわらず、すべての子どもが必要な教育を受けることができる環境を整備するべく、切れ目のない十分な経済的支援策を講じるべきと考えます。
- 教員が子どもと向きあう時間を確保し、一人ひとりにきめ細かな教育を行うことのできる教育環境の整備をすすめる必要があると考えます。
- ICT教育に必要な端末の保守・更新や通信環境の整備、ICT支援員の拡充などをすすめ、学校や地域によらず、すべての子どもが必要なICT教育を受けられる環境を確保する必要があると考えます。

4 年金制度

情勢認識

- 2024年7月に公表された「財政検証結果」では、女性や高齢者の労働参加がすすんだことなどから、5年前に比べて所得代替率^(※1)の見通しは改善傾向がみられたものの、給付水準の低下が当面続くことが示されました。過去30年間と同じ程度の経済状況が続いた場合、2057年度には基礎年金の給付水準は現役世代の手取り収入の25.5%となり、現在の36.2%から10%以上低下する見通しです。
- 今後、給付水準の低下が見込まれる基礎年金において、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金の算定基礎となる年数の上限を40年から45年とすることによる給付増額は財政検証結果をふまえ見送られました。
- 他方、2025年通常国会で成立した年金制度改革の関連法案では、次回の財政検証（2029年）で将来的に基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合などはその対策として、厚生年金の積立金と国庫負担を活用して底上げ措置を講じるとともに、その際、厚生年金の給付水準が一時的に下がることへの影響を緩和する対応も取るとの方針が示されました。
- 基礎年金底上げの財源のひとつとされている厚生年金の積立金を含む、年金積立金^(※2)は年金積立金管理運用独立行政法人（以下、GPIF）により運用されており、堅調に運用収益が確保されています。こうしたなか、2025年3月にGPIFが公表した第5期中期計画では、運用方法（基本ポートフォリオ）について、国内外の株式、債券の比率を25%ずつとする現在の資産構成を維持し、運用目標を名目の賃金上昇率を除いた「実質的な運用利回り」として、1.7%から1.9%に引き上げることが示されました。
- また、GPIFのガバナンス強化の観点から、2016年12月の法改正にもとづき、基本ポートフォリオ等の重要な方針を決定する合議制の経営委員会が創設されましたが、労使代表の同委員会への参画は10人中いまだに各1人であり、保険料拠出者である労使の意思の確実な反映という点からは不十分な委員構成との指摘もあります。

※1 現役世代の手取り収入額に対する、年金受給開始時点における現在の年金額の比率。

※2 将来世代の年金給付を確保するために、現役世代が納めた保険料のうち、年金の支払いなどに充てられなかったものを、積み立てているもの。



2026年6月22日 電機連合との意見交換の様子

1 公的年金制度の財政への対応

問題意識

- 公的年金制度の支え手である現役世代のなかには、不安定雇用や低賃金により保険料に負担感を抱く人も出ています。国民年金の加入期間の延長・給付増額は加入者の新たな負担や、国庫負担の増加をとまなうため財源確保が必要となります。
- 2024年に行われた財政検証では2019年と比較して将来の見通しは改善したものの、就業率や出生率の改善や経済成長見通しについては不透明な部分も多く、長期的には所得代替率の低下が見込まれるなど、公的年金制度の持続可能性について、楽観できる状況ではありません。
- また、所得代替率の見通しにおいては、基礎年金で特に低下が顕著であるため、基礎年金のみの受給者や加入期間が短い低年金者、保険料を支払うことができず受給資格期間（10年）を満たすことができなかった無年金者については、年金による生活保障が困難となる見込みです。そのため、非正規雇用や厚生年金の加入期間の短い人が特に多いとされる就職氷河期世代の年金受給が懸念されています。

提言

- すべての人が安心して老後を迎えるためには、老後の生活資金が保障されるよう、持続可能な公的年金制度の全体像を示す必要があると考えます。また、応能負担のあり方や、国民年金の加入期間の延長・給付増額について、納得感のある十分な論議を経て判断する必要があると考えます。くわえて、こうした見直しにともなう基礎年金の国庫負担の財源確保には、消費税の税率の引き上げなどを含めた検討を行うべきと考えます。
- 年金額の見直しにあたっては、生活費の基礎部分をまかなう給付水準を保持するため、基礎年金部分を確実に維持するとともに、低年金者対策を講じることが必要と考えます。

2 年金積立金（GPIF）への対応

問題意識

- 年金積立金は、これまで労使が支払った保険料を積み立てたものですが、運用方法を決定する際に、保険料拠出者である事業主・労働者の意見が確実に反映される体制とはなっていません。

提言

- 年金積立金の運用方法の決定プロセスに、その拠出者である労使代表の意見が確実に反映できるガバナンス体制の構築が必要と考えます。
- 運用においては、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用の堅持が必要と考えます。

3 企業年金制度の拡充

情勢認識

- 支える現役世代と支えられる退職世代のバランスが崩れ、将来の公的年金の給付水準が低下することが想定されるなか、老後に必要な生活資金を確保する観点から、企業年金などの私的年金への期待が高まっています。
- こうしたなか、2014年10月には確定拠出年金（以降「DC」）のうち企業型DCの拠出限度額が引き上げられ、2016年5月には、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が成立し、個人型DCの加入対象者への第3号被保険者などの追加や、DC制度と確定給付企業年金（以降「DB」）制度等の間での年金資産のポータビリティの拡充、「簡易型DC制度」「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」の創設など国民の老後所得の充実を図るための法改正が実施されました。
- また、2020年5月に年金制度改革関連法が成立し、DCの加入可能年齢の見直しや、DC、DBの受給開始時期等の選択肢の拡充が実施されることになりました。
- さらに、2024年12月から、企業型DCの拠出限度額について、DBと併用している場合の企業型DCの拠出限度額はDBの掛金の実態にかかわらず、一律2.75万円となっていることを見直し、より公平なDC拠出限度額の設定に向けて、5.5万円からDBの拠出額の実態（仮想掛金額）を控除した額となりました。あわせて、経過措置として、施行日の時点で「月額5.5万円から、DBごとの掛金相当額を控除した額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額が2.75万円となりました。
- くわえて、2025年通常国会にて、年金制度改革法が成立し、2026年4月から、マッチング拠出に関して事業主掛金の額を超えられないという制限が撤廃されました。また、2026年12月には、企業型DCの拠出限度額が6.2万円に引き上げられることが決定しています。
- こうしたなか、給付額が確定しているDB制度を導入する企業は、企業側の負担が大きいなどの理由から減少傾向にあり、加入者自身が運用主体となるDC制度を採用する企業は増加傾向にあります。

問題意識

- DC制度への加入者が年々増加するなか、DC制度は公的年金を補完し、老後の資産形成を支援・促進する制度であるにもかかわらず、その間の公的年金の所得代替率や物価や賃金水準の変化などをふまえた拠出上限額の見直しが、10年以上にわたり行われてきませんでした。2025年通常国会にて、拠出上限額の引き上げが決定したものの、今後も情勢をふまえた適切な見直しが定期的に行われなければ、老後の十分な資産形成ができなくなる懸念があります。

提言

- 私たちの老後の生活保障の観点から、今後の少子高齢化の進展や物価・賃金水準の変化などを適切に捉え、拠出上限額の見直しなどDC制度の定期的な見直しが必要と考えます。

第4章

税制の見直し (令和9年度税制改正要望)

1 働く者のより豊かな生活の実現に向けて

1 地震保険料控除制度の見直し

重点要望項目

情勢認識

- 2011年に発生した東日本大震災以降も全国各地で大規模な地震が頻発していることに加え、今後も南海トラフ巨大地震・首都直下型地震などの発生が予想されている、世界でも有数の地震発生大国である日本において、地震災害に対する自助の備えは必要不可欠となっています。
- こうしたなか、地震保険制度は、ノーロス・ノープロフィットの原則、政府の再保険のしくみなどを用いた地震保険法にもとづく公共性の高い制度であり、これまで、大規模な地震の発生時において被災者の生活再建や地域の復旧・復興に大きく貢献してきました。日本では、全国どこでも、いつ何時でも、地震による被害を受ける可能性があることをふまえ、損保グループ産業は、国民生活の安定の実現に向けて地震保険制度の普及活動をすすめています。地震保険料控除制度の創設も後押しとなって、地震保険の加入率は徐々に高まり、現在の世帯加入率は35.4%（2024年末時点）となりました。

問題意識

- 地震保険は、「被災者の生活の安定に寄与することを目的」として創設された制度であり、その目的に鑑みると、補償を必要とする国民の全員が加入すべきであり、地震保険のさらなる普及に向けては、引き続き地震保険への加入促進策として、地震保険料控除制度を通じた保険料負担の軽減を図る必要があると考えています。
- 他方、現状においては、全給与所得者の約33%を占める低所得者（給与額300万円以下）世帯の多くが地震保険に加入していない実態がうかがえることや、募集活動を担う代理店からは、保険の対象となる建物や家財を所有しているにもかかわらず保険料負担が大きいため地震保険に加入できない低所得者に対する加入促進策の検討を求める声が寄せられていることから、現状の地震保険料控除制度をベースとしつつ、低所得者世帯の保険料負担の一層の軽減を図る必要があると考えます。
- また、保険料の算出に用いている政府機関の「確率論的地震動予測地図」が東日本大震災をふまえ見直されたことなどを受け、計4回にわたって地震保険料が引き上げられました。そのなかでも地震被害への補償を必要とするすべての人の生活の安定が地震保険によって実現できるよう、保険料の引き上げにともなう保険料負担についての軽減を図ることが必要と考えます。

提言

- 「所得控除方式と税額控除方式の選択制の導入」「保険料の改定にあわせた控除額の拡充」など、地震保険のさらなる普及につながる保険料控除制度の充実策の検討を要望します。

2 生命保険料控除制度の見直し

情勢認識

- 一層深刻さを増す少子化対策の一環として、子育て世帯を対象とした新生命保険料に係る一般保険料控除の適用限度額について、令和9年度分の所得税に対しても延長されることが令和8年度の国会での審議を通じて可決されました。

問題意識

- 一般生命保険料控除の適用限度額の上乗せ措置が講じられましたが、一時的な措置では、生活設計や将来の保障準備へ与える影響は限定的であり、中長期的な自助努力を促進する観点から、恒久化する必要があると考えます。

提言

- 中長期的な自助による備えを促進していく観点から、所得税における一般生命保険料控除の適用限度額の上乗せ措置の恒久化を要望します。

3 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃

情勢認識

- 確定給付企業年金や、確定拠出年金の企業型年金・個人型年金をはじめとする企業年金等の積立金は、特別法人税の課税対象となっていますが、現在は令和10年度末までの経過措置により課税停止とされています。

問題意識

- 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）を課すものですが、当該税負担の比率は極めて大きいことから、万一課税された場合には、公的年金制度を補完する企業年金制度の健全な維持・発展や、労働者の権利である受給権の保全に支障をきたす恐れがあります。

提言

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃を要望します。

2 損保グループ産業の健全な発展に向けて

1 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

情勢認識

- 近年、気候変動の影響等に起因する気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化により、全国各地において毎年のように大きな被害が発生しています。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な大規模自然災害に対しても確実に保険金支払を行う社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金支払原資を確保するよう努めています。
- 台風や豪雨などによる保険金支払が増加傾向にあるなか、各社とも異常危険準備金の残高を大幅に取り崩しており、多額の繰り入れをしているものの、依然として異常危険準備金の残高が低い水準のままとなっています。くわえて、世界各国での自然災害の増加の影響等を背景に依然として厳しい再保険市場により、リスクを分散することが難しくなっているなかで、火災保険の持続可能性を高めていくには火災保険の安定的な運営を支える異常危険準備金残高の早期回復が必要不可欠となっています。
- さらに、昨今は自然災害のみならず、経済活動のグローバル化や新技術の開発によるニューリスク領域における巨大災害が発生する懸念もあることから、火災保険のみならずその他の種目においても安定的な保険金支払に対する備えの重要性が高まっています。
- そのようななか、異常危険準備金制度は令和7年度税制改正により以下のとおりとなりました。

【積立率】

- ①火災保険、風水害保険10%（うち8%は経過措置）
- ②貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険6%（うち4%は経過措置）
- ③賠償責任保険2%

【適用区分・取崩し基準】

異常災害損失に係る保険の種類について火災保険等、動産総合保険等及び賠償責任保険を同一の区分としたうえで、その区分に係る異常災害損失率を55%とする。

【洗替保証】

現行の洗替保証率（30%）を維持したうえで、異常危険準備金の金額の計算及び洗替保証限度額の計算に係る保険の種類について、火災保険等、動産総合保険等及び賠償責任保険を同一の区分とする。

問題意識

- 令和7年度の税制改正によって、異常危険準備金残高の着実な確保につながっているものの、残高の上限となる洗替保証率について、現行の30%では業界全体の備えとして十分とはいえない状況にあるとの課題認識を有しています。

提言

- 安定的な火災保険制度の実現に向け、洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げることを要望します。

2 地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置

情勢認識

- 地震大国であるわが国の地震保険は、被災された方々の生活の安定に寄与することを目的に政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であり、保険金支払に万全を期すため、法令により収支残高および運用益のすべてを異常危険準備金として積み立てることが義務づけられていますが、無税積立が認められているのは収支残高部分のみであり、運用益部分の積立については段階的な課税を受けています。

問題意識

- 損害保険各社・業界が制度の普及活動に取り組んできた結果、保険金支払責任限度額が増加していることにくわえ、今後も普及活動を強化することで、さらなる増加が見込まれているなか、東日本大震災および熊本地震により異常危険準備金残高が減少していることや、将来、首都直下型地震等の巨大地震が発生し得ることなども考慮すれば、異常危険準備金の残高をさらに充実させる必要があるものと考えます。

提言

- 地震保険に係る異常危険準備金の運用益部分の積立を全額非課税とすることを要望します。

3 消費税制上の課題解決

情勢認識

- わが国において損害保険料は、消費税導入以来「課税することになじまないもの」と位置づけられ非課税とされてきました。このため、一般事業会社であれば認められる、仕入に係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、損害保険会社の場合にはほとんど認められていません。

問題意識

- 消費税率の引き上げにより生じる、損害保険会社における代理店手数料や物件費および支払保険金、損保系生命保険会社における代理店手数料等に係る負担増の一部は、国民や一般事業者に転嫁せざるを得ない状況にあります。これには、保険料に「見えない消費税」が含まれることのわかりづらさや、流通過程を経るたびに発生する「税の累積」などの課題があります。一方、転嫁されない負担は、損保グループ産業で働く者の雇用・労働条件に負の影響を与える恐れがあります。
- また、消費税率の引き上げにより、損保グループ産業における事務・システム開発等のグループ会社への委託費に係る負担の増加のみならず、ほかの業界においても子会社への委託費等に係る負担の増加もあります。これにともない、委託業務を内製化する動きが出ることも想定されますが、そもそも税制のあり方により企業活動が左右されることは、「税の中立性」の観点から問題なしとはいえません。

提言

- 消費税率の引き上げにともない拡大する、損害保険業に係る消費税制上の課題について、抜本的な解決に向けた対策の検討を求めます。
- また、グループ納税制度の導入など、消費税率の引き上げによる影響を緩和するための措置を要望します。

4 国際課税ルールの改定における対応

情勢認識

- 令和3年10月、税源浸食と利益移転（BEPS）に関する経済協力開発機構（OECD）やG20の会合において、市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の2つの柱で構成される新国際課税ルールの合意がまとめられています。
- 本国際合意をふまえ、一部の無税国において法人税等の導入がすすんでいるものの、これらの国に所在する会社については、親会社国等における課税制度によりすでに親会社国等において一定の課税負担を負っているケースが存在しています。

問題意識

- 諸外国の制度・運用実態等もふまえ、新国際課税ルールに沿った対応にともない正当な経済活動を行う日本の損害保険会社の国際競争力が阻害されることがないよう、関連法案の改正等を行う必要があると考えます。

提言

- 現行の外国子会社合算税制の法令では、結果的に法の趣旨に反して二重課税が発生する状況が確認されており、こうした二重課税が防止されるよう、関連法令の改正を要望します。

5 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

情勢認識

- 損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットのひとつとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。なお、承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置は平成17年度税制改正により恒久化されています。

問題意識

- 破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税については、非課税措置が令和8年度末まで延長されましたが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、当該非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることに鑑み、保険契約者保護の観点から恒久化する必要があると考えます。

提言

- 契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産所得税の非課税措置の恒久化を要望します。

6 受取配当等の二重課税の見直し

情勢認識

- 株式等の配当は、課税後の利益から生じるものであり、さらにその配当を受け取った法人においても課税がなされるとした場合には「二重課税」となることから、これを排除するために、法人の「受取配当等の益金不算入制度」のしくみが設けられています。
- しかしながら、本制度は平成27年度税制改正において法人実効税率引き下げの代替財源として、持株比率5%以下の株式について、益金不算入割合が引き下げられました。

問題意識

- 本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからず負の影響を与えているものと考えます。

提言

- 受取配当等の益金不算入制度は二重課税の防止を目的とした制度であるという観点から議論を行うことを要望します。

7 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

情勢認識

- 現在、一般事業会社に導入されている外形標準課税は、平成28年度税制改正により、8分の5まで拡大したものの、所得割も8分の3部分残されています。一方で、損害保険業に係る法人事業税には、すでに収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方自治体における税収の安定確保に一定貢献しているものと認識しています。

問題意識

- すでに収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の4業種のうち、電気供給業は、令和2年度、ガス供給業は、令和4年度の税制改正において、収入金額課税の一部見直しが実施されているものの、損害保険業は、保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化する特性があることから、所得課税を組み入れて税額が大きく変動するしくみとするよりも、現行課税方式を維持する方が、税収の安定化をめざした外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。

提言

- 損害保険業の法人事業税について、現行課税方式の維持を要望します。

8 印紙税の撤廃や課税対象の見直し

情勢認識

- 近年、技術進展による経済的利益の推定や取引事実の明確化が可能となるなど、インターネットによる契約手続きをはじめとした商取引のペーパーレス化が普及していることに加え、行政においてもFinTechの活用に向けたペーパーレス化を促進する環境づくりをすすめています。
- また、課税文書である保険証券についても、お客さま利便の向上や紙資源の使用量削減のため、各社ではWebでの閲覧を推進しており、証券の発行を省略されるお客さまも増えています。

問題意識

- こうしたなか、文書による取引のみに印紙税を課すことは、公平・中立・簡素という税の原則に照らして不整合であると考えます。

提言

- 印紙税の撤廃や課税対象などの見直しを要望します。

資料

提言事項の経過・結果（抜粋）



2025年10月22日 立憲民主党 税制ヒアリングの様子



2025年11月17日 国民民主党 税制ヒアリングの様子

提言事項の経過・結果（抜粋）

第1章 損保グループ産業の健全な発展に向けて

項番	項 目	内 容	提言先	提言の時期	経過・結果
1	保険募集・販売に関する新たなルールへの対応	・意向把握書面や情報提供義務の導入にあたっては、現場の実務をふまえ、検討をすすめることを求めます。また、各社の創意工夫がかえって乗合代理店などにおける業務の煩雑さを招くことがないよう、業界共通化・標準化の流れを十分に汲んで対応方法の検討をすすめることを求めます。 ・商品推奨理由の説明義務を乗合代理店に課すにあたっては、比較募集を行う代理店に限定することを求めます。	金融庁 業界	2015年度	・意向把握については、保険会社・募集人の創意工夫を重んじつつ、法律上は一般義務規定とし、具体的な方法を監督指針で例示するなどの方向性が金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書で示されました。これに沿って、2016年5月には改正保険業法が施行されました。
2	申込書・約款等の用語の見直し	・申込書・約款等使用する用語・記述について、平易かつわかりやすいものに改めるよう、対応を求めます。 ・くわえて、重要事項の定義（範囲）について、一定の基準案を業界で作成するなどの検討を求めます。	業界	2006年度	・2008年、損保協会により「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」「保険約款および募集文書等の用語に関するガイドライン」が策定されました。
3	契約関係書類・保険用語の統一化	・消費者利便、組員・代理店負担の観点から、契約関係書類の帳票レイアウトや保険用語について、さらなる標準化の検討を求めます。	業界	2014年度	・2013年9月、損保協会において「募集文書等の表示に係るガイドライン」「契約概要・注意喚起情報に関するガイドライン」「募集文書等の表示に係るガイドライン」が改定されるとともに、各種保険商品の「重要事項説明書標準例」が公表されました。
4	自賠責保険に関わる自動車安全特別会計への繰り戻し	・自動車安全特別会計から一般会計への繰入金は、交通事故対策などの運用益事業の原資とすべく過去の自動車ユーザーの負担により積み立てられたものであることから、早急に全額繰り戻すべきであると考えます。	国土交通省	2011年	・2025年11月の閣議決定および同年度補正予算により、自動車安全特別会計から一般会計へ繰り入れられていた約5,800億円については、全額の一括繰り戻すとの方針が決定されました。
5	自賠責保険のペーパーレス化対応	・自賠責保険証明書の備付が車体の構造上困難な、電動キックボード等のモビリティにおいて、スマートフォンのカメラ等で撮影した画像などの電磁的な取り扱いが始まるなかで、その他のすべての車両においても、お客さまの利便性向上や業務削減・効率化の観点から、自賠責保険証明書のペーパーレス化を求めます。	国土交通省 金融庁	2013年度	・2024年11月に「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が施行され、すべての自動車の種別について電磁的記録による自賠責保険証明書の備付けおよび提示（ペーパーレス化）が可能となりました。
6	自賠責保険異動・解約手続きの標準化	・自賠責保険の契約者等が契約保険会社以外で入手した帳票を他社でも利用できるよう、異動承認請求書の内容・レイアウト、必要書類・事務ルールの標準化を求めます。	業界	2014年度	・損保協会において、「権利譲渡に係る確認書」「罹災解約時の確認書」に係る標準帳票および事務ルールが整理されました。
7	自賠責保険のキャッシュレス化	・自動車保険契約において、お客さまがニーズに応じてクレジットカード払いなどを選択できるよう、保険料領収におけるキャッシュレス決済の実現を求めます。	金融庁 国土交通省	2017年度	・2021年7月、金融庁から自賠責保険の保険料領収におけるキャッシュレス決済にかかる認可を取得し、2025年1月より、業界共通の共同システム「One-JIBAI」を活用したキャッシュレス決済が開始しています。
8	自賠責保険契約内容の電子的確認制度の構築	・大規模災害発生時などに備え、契約者自身が契約照会を行うことができるシステムの構築を求めます。	業界	2014年度	・2014年7月から損保協会において、災害救助法適用地域で家屋の流失・消失などにより保険契約に関する手がかりを失ったお客さまからの契約照会に応じる「自然災害損保契約照会制度」が開始されました。
9	ノンフリート等級確認運営の見直し	・各社から契約者本人に対して、契約から一定期間経過した後に行う等級確認の作業が契約者・代理店にとって大きな負担となっていることから、「調査のお願いフォーム」の統一化および保険会社間による確認を可能とする態勢の整備を求めます。	業界	2013年度	・無事故事故確認システムにつき、依頼データの送信タイミングに「計上時」が追加され、確認の早期化が図られました。
10	署名または記名・押印ルールの標準化	・事務処理の精度を上げるため、署名または記名・押印ルールの標準化を求めます。	業界	2014年度	・損保協会において、代理人手続きに関する共通ルールが策定され、その内容が「募集コンプライアンスガイド」に反映されました。
11	ボルドロ計上対象種目の拡充およびボルドロ計上記載項目の標準化等	・紙ボルドロによる共同保険の計上が産業レベルで大きな間接コストを生じさせていることから、MT計上対象種目の拡充、ボルドロ計上に関する標準ルールの策定・記載項目の標準化に向けた検討を求めます。	業界	2013年度	・2022年2月より、共同保険契約のMT計上の対象外となっていた新種などの保険種目において、順次紙ボルドロの交換からデータでの交換へ移行されることになりました。これにともない、紙の仕分け・送付作業が不要になるほか、営業第一線においても在宅勤務時の計上対応やRPAによる計上作業の自動化が可能となりました。

項番	項 目	内 容	提言先	提言の時期		経過・結果
12	乗合代理店における募集人資格講習の共通化	・組合員・代理店双方の負担軽減を図るため、業界共通の資格講習の実施を求めます。	業界	2014年度		・損保協会において、代理店教育の均質化および各社の負担軽減を図るため、損保一般試験に関する各社講習講師用の「講習ガイド」が作成されました。なお、各社の実質的な負担軽減につながらないなどの理由から、協会主導による募集人資格講習の実施は見送られています。
13	乗合代理店における代理店監査項目の共通化等	・組合員・代理店双方の負担軽減、乗合代理店におけるコンプライアンス態勢の強化に向けて、代理店監査項目の共通化および監査結果の共有化を求めます。	業界	2015年度		・2016年1月、「募集コンプライアンスガイド」（日本損害保険協会）が改定され、代理店・募集人の自己点検チェックリストが掲載されました。
14	資産別運用比率規制の見直し	・保険業法において保険会社に課せられている、総資産等に対する資産ごとの保有比率（国内株式30％、外貨建資産30％、不動産20％など）に関する規制の撤廃を求めます。	金融庁	2006年度		・2007年、金融審議会金融分科会第二部会の報告書において、規制の見直しに関する提言がなされました。金融危機などにより長らく検討が中断されていましたが、その後「規制を緩和しても財務の健全性は確保できる」との整理がなされ、2012年4月をもって撤廃されました。
15	保険会社グループの業務範囲の拡大	・保育所の運営業務を保険会社グループの業務として認めるよう求めます。	金融庁	2014年度		・2013年6月に取りまとめられた金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に係るワーキング・グループ」の報告書において、保険商品・サービスや保険会社グループの業務範囲を拡大する方向性が示され、2014年11月に保険会社の子会社を通じて保育所の運営ができるよう保険業法施行規則が改定されました。
16	保険犯罪の防止に向けた取り組みの強化	・保険金詐欺・不正請求およびそれらの疑義情報を共有するためのインフラ整備を求めます。 ・保険犯罪撲滅に向けた啓発活動の拡充を求めます。	業界 警察庁	2013年度		・損保協会「第6次中期基本計画」のもと、2013年1月に「保険金不正請求対策室」「保険金不正請求ホットライン」が協会内に設置されました。業界共通データベースに関しては、2014年に不正行為関係者のネットワーク分析システムの運用が開始されたほか、2015年4月からは事故対応の初期段階で保険金請求歴情報を各社に提供する「保険金請求歴表示システム」の運用も開始しています。また、啓発ポスターや街頭活動などによる啓発活動もすすめられています。 ・行政との関係においても、損害保険防犯対策協議会にて現地警察との連携強化が図られているほか、警察庁から都道府県警察に対し、業界の取り組みを理解し連携強化を図る旨の働きかけがなされています。
17	インターネット・オークションによる盗品カーナビなどの流通防止策の強化	・総合セキュリティ対策会議の報告書において提示された各種対策の実施による、盗品の流通量や検挙件数への影響につき、早期の検証を求めます。そのうえで、対策の効果が認められない場合には、行政処分や罰則の制度化に関する検討を求めます。	警察庁	2010年度		・盗品カーナビの流通防止対策等について、2010年5月に警察庁から関係事業者等に対し、盗品の製造番号に関する情報提供等の要請がなされました。また、都道府県警察に対しても、この要請をふまえた対策の指示がなされました。
18	反社会的勢力との関係遮断	・反社会的勢力に関する情報を共有するためのインフラ整備、行政や周辺業界との情報連携を一層すすめるよう求めます。	業界 金融庁 警察庁	2014年度		・2014年12月、損保協会において、「損害保険業界における反社会的勢力への対応に関する基本方針」が改定され、取り組みの留意点の確認が行われたほか、全国銀行協会をはじめとする他団体からデータ提供を受けるなど、データベースの拡充に向けた方針が示されました。 ・金融庁からは、2013年12月に「反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みの推進について」、2014年2月に「保険会社向けの総合的な監督指針」「保険検査マニュアル等の一部改正（案）」が公表されました。
19	自賠責保険制度の中長期的な安定運営	・自賠責保険の料率は、平成23年度に引き上げが行われ、平成25年度にも第二段階の引き上げが予定されています。自賠責保険料の急激な上昇は自動車ユーザー・販売店双方に過度な負担となることから、保険料率の見直しにあたっては一般会計繰入金などの活用を検討するなど、その影響を十分に考慮して行うことを求めます。	金融庁 国土交通省	2013年度		・2013年1月の自賠責審議会において、ユーザー・販売店双方の負担に一定配慮した形で同年4月以降の保険料引き上げが決定されました。
20	地震保険制度の見直し	・民間の保険責任額については、準備金の範囲内に限定するなどの恒久的な対策を講じるべきであると考えます。また、フォローアップ会合において示された、自己申告方式の拡大、モバイル端末・電話ヒアリングの活用 の定着を図るとともに、査定の簡素化・迅速化を図るべきであると考えます。	業界 金融庁	2015年度		・平成28年熊本地震の損害調査においては、自己申告方式の対象が、木造建物と家財の半損・一部損に拡大されました。
21	共済事業等に関する規制の見直し	・さらなる消費者保護を図っていくべく、根拠法のある制度共済や認可特定保険業において、保険会社と少額短期保険業に適用されている現行の保険業法の内容と同水準の規制を設けたうえで、その規制を順守する態勢が構築されるよう監督していくべきと考えます。	厚生労働省 金融庁	2020年度		・2021年6月、第204回通常国会で成立した「中小事業主向けの労働災害の共済事業に関する法律」において、銀行等が行う共済募集の状況をふまえ、共済契約者等の一層の保護のあり方について検討をくわえ、その結果にもとづいて必要な措置を政令で定めていくことが附則に盛り込まれました。 ・政令において、銀行等が行う共済募集における弊害防止等の必要な措置が保険業法と同水準の内容で定められ、2023年6月1日より法が施行されました。

第2章 労働者がいきいきと働き続けられる環境の実現に向けて

項番	項 目	内 容	提言先	提言の時期		経過・結果
1	長時間労働の是正に向けた法制度の整備	・すべての労働者を対象とする「労働時間の上限規制」および「勤務間インターバル制度」の導入など、長時間労働の是正に向けた法制度の整備が必要であると考えます。	厚生労働省	2018年度		・2018年6月に成立した働き方改革関連法において、罰則付き時間外労働の上限規制や勤務間インターバル制度導入の努力義務化といった長時間労働是正のための方策が盛り込まれました。
2	同一労働同一賃金に向けた対応	・労使の主体的な交渉・協議により、さまざまな制度への影響や職場の実態なども勘案しながら、雇用形態間の合理的理由のない格差の解消、労働者全体の雇用・労働条件の維持・向上につなげていけるよう、法整備などをすすめていく必要があると考えます。	厚生労働省	2018年度		・2018年6月に成立した働き方改革関連法において、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間の均等・均衡待遇規定や、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する事業主の説明義務などの方策が盛り込まれました。 ・労働政策審議会における論議をふまえ、2026年10月に一部改正された新制度が導入予定です。
3	職場におけるハラスメントの防止強化に向けた対応	・職場のパワーハラスメント防止に向けて、事業主の責任や講ずべき措置を法令・指針において明確化する必要があると考えます。	厚生労働省	2019年度		・2019年通常国会において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、パワーハラスメント防止措置を企業に義務づけることなどが決定しました。 ・2025年通常国会において、改正労働施策総合推進法が成立し、カスタマーハラスメント対策を企業に義務付けることなどが決定しました。
4	高齢者雇用への対応	・個別労使の検討の後押しとなるよう、労働政策審議会などにおいて法整備等に関する検討を着実にすすめていく必要があると考えます。	厚生労働省	2020年度		・労働政策審議会などにおける検討を経て、2020年3月に改正高齢者雇用安定法が成立し、70歳までの就業機会の確保を図ることが事業主の努力義務として定められました。 ・施行にあたり、2020年10月に改正法における高齢者就業確保措置への対応や、創業支援等措置などに関する省令・指針が公表されました。
5	副業・兼業を行う労働者保護に向けた対応	・労働者保護の観点から、副業・兼業が安易に推進されるべきではなく、副業・兼業を行う者の保護に向けて、実効性ある労働時間管理や健康確保措置といった課題の整理が必要であると考えます。	厚生労働省	2021年度		・2020年9月に、過重労働を防止することや健康確保を図ることが重要であるとの認識のもと、労働時間管理や健康管理などのルールを示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン（改訂版）」がリリースされました。

第3章 持続可能な社会保障制度の実現

項番	項 目	内 容	提言先	提言の時期		経過・結果
1	待機児童解消に向けた対応	・私たちが安心して家庭を持ち、出産に踏み切ることができるよう、待機児童の解消に向けて保育の拡充に資する政策を早急に実施することを求めます。	厚生労働省	2013年度		・2016年通常国会において「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成事業の創設など、子ども・子育て支援の提供体制の充実が図られました。 ・2018年には、「子育て安心プラン」および「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、保育所や放課後児童クラブなどの受け皿整備がすすめられました。さらに、2021年4月からは、「新子育て安心プラン」にもとづき、さらなる保育の受け皿確保がすすめられました。 ・現在は、保育士の確保・定着や地域の実情に応じた保育提供体制の確保をすすめるとともに、放課後児童クラブについても学校施設や民間施設等を活用した受け皿確保がすすめられています。
2	教育無償化への対応	・政府は、保護者の就労状況や経済状況にかかわらず、すべての子どもが必要な教育を受けることができる環境を整備するべく、切れ目のない十分な経済的支援策を講じるべきと考えます。	厚生労働省 文部科学省	2018年度		・2019年10月からすべての3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児を対象とした幼児教育・保育の無償化が開始され、2020年4月から住民税非課税世帯ならびにそれに準ずる世帯を対象にした大学などの高等教育無償化・教育費支援が開始されています。 ・また、高等学校の修学支援金制度（いわゆる高校無償化）に関して、2025年4月から公立高校就学者に対する所得制限が撤廃され、2026年4月からは私立高校就学者に対する所得制限が撤廃されるとともに加算金の引き上げが行われました。
3	児童手当の拡充に向けた対応	・児童手当は、子どもを養育している者を対象に、次代の社会を担う子どもの健全な育成および資質の向上に資することを目的に支給されるものであり、かかる目的に照らせば、子育てにかかる費用は保護者の所得にかかわらず公平に支給すべきであり、子どもの最善の利益を保護する児童手当制度を構築すべきと考えます。	厚生労働省	2023年度		・2024年通常国会において「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、2024年10月から支給期間を中学生までから高校生年代までとすること、支給要件のうち所得制限を撤廃すること、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とすること、支払月を年3回から隔月の年6回とすることが決定しました。
4	企業年金制度の拡充	・65歳まで老後の資産形成が図れるよう、企業型DC・個人型DCの加入可能年齢をそれぞれ60歳から65歳まで引き上げるなどの制度の見直しが必要と考えます。 ・私たちの資産形成の機会をさらに広げるため、「拠出限度額の上限をさらに引き上げる」といった制度の見直しが必要と考えます。	厚生労働省	2015年度		・2020年通常国会において「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、2022年5月から確定拠出年金（DC）の加入可能年齢が引き上げられました。 ・2024年12月からは、企業型DCの拠出限度額について、DBと併用している場合の一律2.75万円の上限が見直され、5.5万円からDBの掛金額（仮想掛金額）を控除した額となりました。 ・2025年通常国会では年金制度改正法が成立し、2026年4月からマッチング拠出の制限が撤廃され、2026年12月から企業型DCの拠出限度額が月額6.2万円に引き上げられる予定です。 ※企業型DC：厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満、個人型DC（iDeCo）：公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
5	短時間労働者への社会保険の適用拡大	・すべての雇用労働者に対して社会保険を適用し、将来の不安を払しょくするとともに、老後における生活格差を発生させないための制度改正が必要と考えます。 ・また、社会保険の適用拡大に向けて、企業負担の増加により雇用調整や賃金の引き下げが行われることのないよう、論議をすすめていくことが必要と考えます。	厚生労働省	2017年度		・2016年臨時国会において「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、2017年10月から、従業員500人以下の企業でも一定の要件のもと社会保険に加入できるようになりました。 ・2020年通常国会では「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、企業規模要件を101人以上、51人以上へ段階的に引き下げ、勤務期間要件も2か月超へ見直しました。 ・2025年通常国会では年金制度改正法が成立し、2026年10月から賃金要件（106万円の壁）の撤廃、企業規模要件の段階的撤廃、2029年10月から5人以上の個人事業所への厚生年金適用が決定しました。

項番	項 目	内 容	提言先	提言の時期		経過・結果
6	出産費用の負担軽減に向けた対応	・希望する人が安心して子どもを産み育てることができる環境整備に向けて、出産する人の経済的負担の軽減や制度の持続性確保を実現するために、無痛分娩を含めた出産に係る費用については、負担軽減措置を講じつつ健康保険の対象とする必要があると考えます。	厚生労働省	2025年度		・2026年の特別国会において、出産に係る給付の見直しを盛り込んだ「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた具体的な制度設計がすすめられることになりました。また、この法改正の附帯決議には、無痛分娩や痛みの緩和を目的とした処置について、安全で質の高い提供体制の確保に向けた方策を講ずることが盛り込まれました。

第4章

税制の見直し（税制改正要望）

項番	項 目	内 容	提言先	提言の時期		経過・結果
1	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	【令和4年度税制改正要望】 ・火災保険等に係る異常危険準備金制度について、現行の積立率6%よりさらに引き上げること。 ・洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること。	財務省 金融庁	2021年度		・「令和4年度税制改正」において、積立率が以下のとおり3区分に分割され、火災保険および風水害保険の積立率は10%に引き上げられました。 ①火災保険、風水害保険10%（うち8%は経過措置） ②貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険6%（うち4%は経過措置） ③賠償責任保険2%（本則のみ適用）
		【令和7年度税制改正要望】 ・火災保険等の積立率を現行の10%よりさらに引き上げること。また、貨物保険等の積立率は現行の6%を維持すること。 ・残高管理の基礎となる適用区分を一本化するとともに、取崩基準損害率は現行の50%から55%に引き上げること。 ・洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること。		2024年度		・「令和7年度税制改正」において、積立率、取崩し基準、洗替保証率は以下の通りとなりました。 【積立率】 ①火災保険、風水害保険10%（うち8%は経過措置） ②貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険6%（うち4%は経過措置） ③賠償責任保険2% 【適用区分・取崩し基準】 異常災害損失に係る保険の種類について火災保険等、動産総合保険等及び賠償責任保険を同一の区分とした上で、その区分に係る異常災害損失率を55%とする。 【洗替保証】 現行の洗替保証率（30%）を維持した上で、異常危険準備金の金額の計算及び洗替保証限度額の計算に係る保険の種類について、火災保険等、動産総合保険等及び賠償責任保険を同一の区分とする。
2	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外	・2013年度までの租税特別措置とされている、損害保険会社の積立勘定から支払われる利子に係る「特別利子」の取り扱い（負債利子控除の対象から除外）について、恒久措置とするよう求めます。	財務省 金融庁	2014年度		・「平成26年度税制改正」において、特例の適用期限を5年延長することが決定されました。
3	国際課税ルールの見直しにおける対応	・国際課税ルールの見直しを行う場合には、損害保険事業の特性など経済実体のある事業活動に留意した検討を行うことを要望します。	財務省 金融庁	2019年度		・「平成29年度税制改正」では、「外国子会社合算税制」について、保険業を行う外国子会社が稼得する利子・配当所得などは、本来の業務から生じた所得であるとして、合算課税の対象外とされました。 ・「平成31年度税制改正」では、「保険委託者特例」について、租税回避目的でない実体ある保険ビジネスが課税されないよう対象範囲が見直されました。また、「過大支払利子税制」について、持株会社の持つ資金調達機能、子会社への資本配賦機能に支障を及ぼさないよう損金算入可能な金額の算出方法が見直されました。
4	完全支配関係にある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止	・完全支配関係にある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止することを要望します。	財務省 金融庁	2019年度		・「令和4年度税制改正要望」において、一定の内国法人が支払いを受ける配当等で、①完全子法人株式等（株式等保有割合100%）に該当する株式等に係る配当等②配当等の支払いに係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（当該内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ）の発行済株式等の総数等に占める割合が、3分の1超である場合における、当該他の内国法人の株式等に係る配当等については、所得税を課さないものとし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされました。
5	地震保険料控除制度の創設	・地震災害に備える国民の自助努力を支援するため、地震保険料控除制度（所得税法上・地方税法上の控除限度額を5万円とする）の創設を求めます。	財務省 金融庁 内閣府	2006年度		・「平成18年度税制改正」により、火災保険・傷害保険などに適用されていた損害保険料控除が2007年1月に廃止となり、地震保険料控除が創設されました。
6	社会ニーズに合致した保険料控除体系への組み換え（生命保険料控除等の見直し）	・公的な社会保障制度の補完に向けた国民の自助努力を一層支援し、わかりやすい税制を実現するため、現行の生命保険料控除、年金保険料控除、損害保険料控除の体系を抜本的に組み換え、年金・介護・医療等の各商品を対象とする新たな保険料控除体系に一本化する（所得税法上・地方税法上の控除限度額を10万円とする）ことを求めます。	財務省 金融庁	2008年度		・「平成22年度税制改正」により、2012年度の所得税（2013年度の住民税）から、生命保険料控除制度が改正されました。2012年1月1日以降に締結した保険契約より新制度が適用されています。 【控除限度額】生命保険料控除、介護保険料控除、個人年金保険料控除それぞれにおいて、所得税4万円、住民税2.8万円（制度全体の控除限度額は所得税12万円、住民税7万円）
7	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	・2019年度までの経過措置により課税停止とされている、企業年金等の積立金に対する特別法人税について、撤廃を求めます。	財務省 金融庁 厚生労働省	2020年度		・「令和2年度税制改正」において、課税停止措置の適用期限を3年延長することが決定されました。



2025年9月12日 第61回全国大会の様子



2026年3月11日 第74回中央委員会の様子

損保労連 政策・提言集2027

2026年9月発行

損害保険労働組合連合会（損保労連）

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3 麹町中田ビル3F

TEL：03-5276-0071 FAX：03-5276-0072

URL：https://www.fniu.or.jp

スマートフォンやパソコンからでも
政策提言集がご覧いただけます。

こちら↓

URL：https://www.fniu.or.jp/katsudou/iken.html



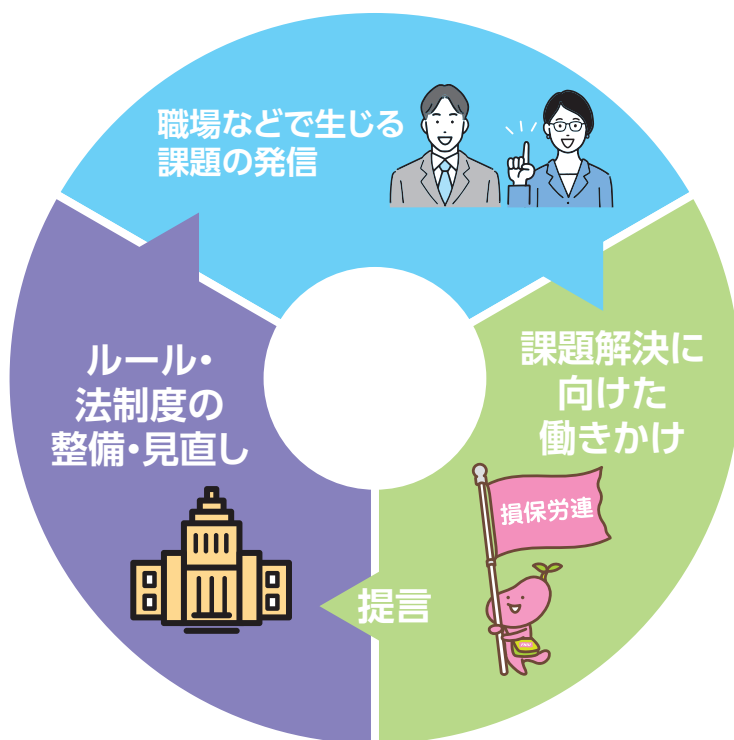
皆さんの声を聞かせてください



損保労連「政策・提言集」に掲載している具体的な政策・提言は、
職場で起きている問題や、職場の皆さんの声をふまえ、
各単組と連携して議論、策定したものです。

損保労連は、ここに掲げた政策・提言を一つでも多く
実現できるよう、引き続き取り組みを強化していきます。

そして職場の皆さんも、一人ひとりの「こう働きたい、
こうありたい」といった思いの実現を阻む課題や具体的な
環境整備に向けた取り組みについて、議論を深めてください。



Federation of Non-Life Insurance Workers' Unions of Japan (FNIU)